#### 大蔵省財政史室編

#### 昭和財政史

終戦から講和まで

第1巻

総説賠償・終戦処理

東洋経済新報社

#### 監修のことげ

正財政史』(全二〇巻)および『昭和財政史』(全一八巻)につづく大蔵省とその担当する財政・ 日本が連合国の占領の下におかれた期間を対象とするものである。 戦」から「サンフランシスコ平和条約」が発効した昭和二七(一九五二) 年四月二八日 金融行政の歴史であり、副題に示されているように、昭和二〇(一九四五)年八月一五 『昭和財政史--終戦から講和まで--』(全二〇巻)は、『明治財政史』(全一五巻)、 までの、 日の「終 『明治大

係者をふくむ)からのヒヤリングを中心とした共同研究会と部会を度重ねて開催し、資 「一般」「財政」「金融」 の各部会に分属し、 かつて大蔵省の要職にあって占領期の行政を担当 発足するに当たり大蔵省から監修を委嘱され、ひきつづいて、別欄にかかげられているメンバ された方々のほか占領期財政に関係の深かった各界学識経験者(元占領政策担当官等アメリカ側関 - が共同研究者として決定された。以後監修者と共同研究者は研究会を組織するとともに、 ところで、わたくしたち両名は、昭和四六(一九七一)年四月、本財政史の編集事業 (料調査と が正式に

·I

研究を進めた。

対日経済政策の解明に留意する」という主旨の基本方針を尊重するととも

時期の特殊性にかんがみ、

社会経済的背景

の把握ならび

に米国の

が決定し

的に記述

った。

料をふく

で、

かつ豊富

な資料をでき得る限り発掘活用し、

客観的で詳密な財政史をつくり上げることに意を

用いてき

分析することを主とするが、

激動の時期であったことをおもえば、 験したことのない い事柄はむしろ戦前の二〇年ないし三〇年の歴史を述べる場合以上に多い 今回の財政史が対象とする期間は、 外国の占領下におかれた時期であり、 の二〇年間に比べて、 金融面のみならずその後の日本経済全体の復興と成長に大き けっして短い期間とは 『明治財政史』の三五年間、 わずか七年弱にすぎな 古い日本が新し いえず、 『明治大正財政 記録されなけれ 日本が い日本に生ま とい えよう 史」 まだかつて経 **~** しかも の二四年 ばならな れかわる な影響を

その原型となったものである。

にはア て対象期間は短期間であるが、その内容は量的に膨大であるとともに、きわめて多角的なもの ないのである。 国内の資料 の占領期を対象とする財政史は財政史そのものとしてもきわめて不十分なも とならざるをえな したがって本財政史の内容が財政・金融の領域にとどまることなく、 とくにアメ のみでは十分とはいえず、 カ側の資料を参照しなければならなかった。 この意味において今回の財政史は、 つ たのである。 リカ合衆国の対日占領政策にも及ぶのは当然であり、 占領当事者である連合軍総司令部お かも外国の占領下 従来大蔵省が編さん刊行した財政史に比べ とい う時期であるため、 その経済的背景 ょ そうでなくてはこ び のとならざるをえ 連合国、 従来のように 法、さら 具体的

となっ メリカ政府の公文書取扱に関する規定に基づいて公開されるに これらの資料の大部分は従来非公開のものであったが、 た。 づけるも われわれにとって幸 米資料 のとな ったと思われる。 の収集も行なわれたが、 いなことであり、 これ らの資料を活用できたことは、 このため、 そ の多く いたったため、 共同研究者および財政史 の そ 経過に従ってア の利用が可能 この財

この財政史の執筆、 ら自主的に叙述したも 監修に当たっ のではあるが、 ては、もとより各巻とも執筆者がそれぞれ専門家 個人の著書を集めた全集と し、 っ たよう なものでな としての

残すものであることに意が用いられた。 係部局に 全巻が有機的なつながりをもったものとし、 回覧されるとともに、 研究会における相互討論にも付されたのである。 そのためにも、 出来
うる限り
客観的で、 執筆者の第一稿は未定稿として省内関 正確な史実を後世に

調整につ 本財政史は、 いての責任は、 各執筆担当者の責任において書かれたものであるが、 わたくしたち監修者両名が負うも のである。 また全体 の統一、

表するものである。 ならびに 山正吉顧問に対し深く感謝するとともに、 上げたい り 終りにわたく 省内省外 て示され また、 くれとなく の協力委員をはじめ編さん た大蔵省の非常な熱意と理解、 したち監修に当たった両名は、 あわ 世 お世話をいただいた財政史室、 て本財政史刊行の業務を担当された東洋経済新報社 ・執筆に積極的な協力ないし助言を 快くヒヤ ならび 執筆者一同とともに、 大蔵省文庫の方々にも衷心より感謝申し に種 ン グに応じて貴重な談話をいただいた方 々行き届 いたご配慮をいただいた舟 本財政史の編さん・刊行 の各位にも謝意を いただいた方々、

昭和五〇年一〇月一日

監修者

鈴 木 武

安藤良雄

究会における指導助言等を行なわれたので、 本財政史編集事業の発足以来、 監修者の一人鈴木武雄博士は、 安藤両博士が協議し執筆されたものである。 編集・執筆を指導され、 『集・執筆を指導され、全執筆者の原稿または執筆構想についても草稿の校閲、共同研本財政史の刊行をまたず昭和五〇年一二月六日、病気のため逝去されたが、同博士は 実質的には 全巻にわたっての 監修の任を果たされた。 この 「監修のこと

大蔵省財政史室

二、本書中の用語・用字・呼称等は、大蔵省の方式によることを原則とした。ただし資料等の関係から一般の通 例にならう等、現在の大蔵省の方式によらなかった場合もある。 本巻の執筆は、「総説」を安藤良雄が、「賠償・終戦処理」を原朗が担当した。

のである。

四、人名の敬称は、省外の方を含めて原則として省略させていただいた。歴史的叙述の故と三、曆年の表示は、原則として日本年号によった。 して御了承を乞うも

るものはこれに改め、誤記および全く技術的に不整合なものについては、編者の責任にお 引用資料は原則として原文のままとし、疑点のある箇所には(ママ)と注記した。ただし 、漢字で新字体のあ いて訂正した。また

明らかに判定しうる脱落は〔〕で補った。 なお、引用資料、巻末資料等の取扱い等については、「資料編」解題を参照されたい。

統計表の数値は、可能なかぎり原資料にさかのぼることによって訂正・補正した。

### 共同研究者等名簿(部会員は五十音順)

	in the second se		•				米内協力内閣の成立	米内協力	小 磯	<u> </u>		
	0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1	•	•	•			の陥落と東条内閣の倒壊 :	ン の 陥	イパ	サ		
•••••		•	•	•	•	•	ン失陥後の諸情勢	人陥後の	ハン生	イパ	第二節	
•	٠ • • •	•		•			」と経済統制の極限化	<b>絶対的国防四</b> 」	絶対	<u> </u>		
	- t	•	•	•			攻 :	連合国の反攻				
		•	•	•	•	•	とその崩壊・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	絶対的国防圈」	的国	絶対	第一節「	
• • • •		•	•	•	x • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	<b>勢</b>	の戦局と国内情	太平洋戦争の	洋	太平	第一章	
: : :			•			•	•	•	:	<u>ر</u> حزا	13 1	
s						,			-			
		•	•		:					説	総	
	•		•	•	:	•		,		. 13	·	
:		•	•			•				列(	•	
		•		• ·	•					ば	監修のこと	
	•			•								
		•		· .	•	•	次		目			
	•		•								,	
			-			•						
				;			《京大学教授》	二郎(東		Ę	<i>  </i>	
	雅(大蔵事務官)		田一	柴	<i>  </i>		浜 插 大 学	上(黄	田川市		<i>y</i>	
•	一(大蔵事務官)く于(犬蔵事務官)	新 と	加え藤を	加ナ	り 野野 音会		(大蔵事務官)	推 (元)	公子 弘	直石	財政部会	
· 院	<b>「大</b>		萨藤	; 伊	t "		山学院	. 一(青	和 、良	Ξ	5 "	
	康(信州大学講師)		崎	宮	"		志社大	雄(同		•	"	
教授)	#			原	<i>"</i>		京大学	朗(東		原	"	
Ű	作(慶応大学教授)	俊	ЛІ	西	"		大学	彦	郁	秦	. //	
Ü	<del>-l-</del>		村	志	"		大 学	章(東洋	田	犬	一般部会	
	(一橋大		對 谷	塩	"		大学				幹等	
Ü	(法政大		平田	伊	金融部会		大学教				金融部会長	
	郎(金沢大学教授		村	· 山 z			学 学 教 <i>名</i>				財政部会長 一般部会長	
	京 ? <del>大</del> ?	健 糸	<b>†</b>	林口	// //		城大学学長・古人	性成分	いまり ひょう ひょう ひょう ひょう ひょう ひょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう し	安 垒	監監修	
	二郎(狗沢大学教授) 前(法政力学教技		寸 棉	医	" <i>"</i>		大 学	生(元			老年 多年 等	
7 援	成(去及大学改妥	睦	喬 萬	害 加	<b>財政部会</b>	-	吉(元大蔵事務次官)		ΙΞ	舟	麻塞里台音	
2		<u>i</u>	1447	1	t c 3						_	

9 ...

	五 最後の「聖断」と降犬	
	四 八月一三日の最高戦争指導会議と臨時閣議	
	三 連合国回答と「国体問題」	
	二 連合国の回答の到着	
	一 第一回「聖断」と連合国に対する条件つき受諾回答 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	ポツダム宣言の受諾と戦争の終結	第三節
	二 アメリカの原子爆弾投下とソ連の参戦	
	一 ポッダム宣言の発表と日本の「黙殺」	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ポツダム宣言・原子爆弾投下・ソ連参戦	第二節
	三 重臣の動向と最高戦争指導会議	
	二 鈴木内閣下の対外諸工作	
	一 鈴木内閣の成立	
· ·	「和平」への胎動	第一節
· ·	太平洋戦争の終結	第二章
	四 小磯内閣の姿勢と重臣の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	三 「絶対的国防圏」の崩壊と軍需生産の衰退	

次 10

三  「弾圧法令」の廃止、政治犯の釈放と「五大改革」の指示	
二 「降伏後における米国の初期の対日方針」	
一 一般命令第一号	
初期の占領政策	第一節
占領下の諸改革	四 章
二 占 領 体 制	
連合国の日本占領体制	第三節
二 アメリカ国内における対日処理政策の形成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
一 連合国間の対日処理案の合意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
日本占領政策の形成と対日占領の性格	第二節
二 連合軍の進駐と降伏文書の調印空	
一 日本軍の降伏、停戦	
連合国による日本占領の開始空	第一節
連合国の日本占領とその体制	三章

.

**11** 目

二 ポーレーの在満資産調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一 極東委員会による中間賠償計画の決定 ・・・・ 第四節 極東委員会の中間賠償計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	j	第三節 ポーレー中間報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第二節 ポツダム宣言と初期対日方針	二 領土問題小委員会の諸立案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第一章 初期賠償政策の形成	賠償•終戦処理	<ul><li>結</li><li>び</li></ul>	第三節 「日本国憲法」の制定過程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一 政治的諸改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 日		107 107							10x 10x	10

次 12

13 目

次

.

102   100   1	トライク報告 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 間賠償撤去の中止 : 一間賠償撤去の中止 : 一間賠償撤去のの形成 :   上 に
100   20   20   20   20   20   20   20	<ul><li>陸軍省の経済復興促進案・・・・・・</li><li>・経済復興案の形成・・・・・・</li><li>一次ストライク調査団の派遣</li></ul>
1	次ストラ
(1)   (2)   (2)   (3)   (4	文ストラ
<ul> <li>整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	二 潜在戦力除去案の検討 保証生産能力水準の検討
<ul> <li>整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	済非軍事化と産業水準 …
Tan part   Tan par	•
Tun	
# ( )   170   17	対日賠償政策の転換
では、	二 設備集結と使用状況
大   で   で   で   で   で   で   で   で   で   で	1 宣言二書の記書目記書
確::::::::::::::::::::::::::::::::::::	音賞工易り伝色に走用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
備       三         一       三 <td< td=""><td></td></td<>	
備       二         一       二         一       二         一       二         一       二         二       二 <td< td=""><td>一 賠償物件の梱包演習 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</td></td<>	一 賠償物件の梱包演習 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
備       二         二       二 <td< td=""><td>一 賠償指定物件の評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</td></td<>	一 賠償指定物件の評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<ul><li>一次の決定</li><li>一次の決定</li><li>一次の決定</li><li>一次の決定</li><li>一次の決定</li></ul>	三〇%即時取立ての実施
での決定 ····································	二 賠償撤去実施機構の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	一 撤去手続きおよび割当ての決定
	•
	四 賠償指定施設の登録
	三 賠償工場の管理保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	二 賠償事務処理機構の整備
©工場の指定 ····································	
() () +	<b>分</b> <b>方</b>

目 次 14

次

16

第三節	最終草案の作成
	一 米英共同草案の形成
	二 フィリピン政府との交渉 哭
第四節	サンフランシスコ講和会議
· .	一 講和会議と賠償問題 哭
	二 平和条約の賠償条項 昭
六章	個別賠償協定の成立 豎
第一節	概
第二節	対ビルマ賠償
第三節	対フィリピン賠償
第四節	対インドネシア賠償
第五節	対ヴィエトナム賠償
第六節	日韓会談と日韓条約 ==============================
第七節	その他各国への経済協力
	一 対ラオス経済協力
	二 対カンボディア経済協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

目

次

: 岩岩	その他諸財産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第四節
·	国	
	作 権	
	一 工業所有権	
· 六八	無 体 財 産 権	第三節
· 500	略 奪 財 産	第二節
	七 特定国財産	
	六 連合国財産の補償 ····································	
,	五 家屋等譲渡政令 500	
	四 株式回復政令	
	三 連合国財産の返還	
	二 連合国財産の保全	
	一 資産凍結と敵産管理	
・五公	連合国財産	第一節
:	特殊財産	第八章
• 五十八	在外財産補償問題在外財産補償問題	第四節
五七四	在外債務の処理	第三節
• 五五0	在外財産総額の調査	第二節
	四 在朝鮮財産および朝鮮置籍船・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	三 中立国財産	
	二 旧在外本社法人の在日財産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	一 在外財産に関する措置	
五三九	第二次大戦後の在外財産処理	第一節
まごか	夕具	多一十二
ī	才	各一章
•	九 小 括	
	八 各種対外債務の処理	
	七 対モンゴル経済協力	
	六 太平洋諸島	
	五 シンガポール・マレイシア血債問題 至0	
	四 仏印特別円	
	三 タイ特別円	

.

19 目

解散団体財産 ………

定財産

次

六六七	和財政史――終戦から講和まで――』 総目次	『昭和
	二 特殊清算の実施	
	一 閉鎖機関整理委員会 ************************************	·
六五〇	節 閉鎖機関整理委員会	第三節
	二 閉鎖機関保管人委員会	
	一 日本銀行による特殊清算 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
六四三	節 特殊清算の開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第二節
	二 閉鎖機関の追加指定	
	一 閉鎖指令の発出	
六三三	節 閉鎖指令と閉鎖手続	第一節
至	早閉鎖機関	第九章
	四 官有特許権	
	三 貴金属·宝石類 ···································	

20

### 統計表・図・略年表目次

表9-2 閉鎖機関の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13 日本の在外資産額推計(陸海軍、個人資産	表 7-12
表9-1 当初指定の二九閉鎖機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-12 中国所在の在外財産(企業別)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	表 7-12
表8-11 略奪財産返還調査(昭二六・二・二三)・・・・・六二	-11 中国所在の在外財産(地域別)・・・・・・・・・	表 7-1
表8-10 返還略奪物件一覧(昭二五·一一現在)·····k10	-10 中国所在の在外財産 (産業別) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	表 7-10
在)	- 9 中国における日本の在外財産・・・・・・・・・	表7-0
表8-9 略奪財産補償価額表(昭二六・五・二六現	- 8 軍事資産の品目別内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	表 7-8
表8-8 連合国財産補償請求処理状況	- 7 軍事資産の地域別内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	表7-7
表8-7 不動産の返還状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-6 地域別日本在外資産額(一九四五年八月)	表 7-6
表8-6 用益物権、賃借権の返還状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-5 地域別日本在外資産額	表 7
三日まで)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 4 円系七通貨による在外財産集計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	表 7-4
表8-5 一般動産類の返還状況(昭和三六年四月一	- 3 通貨種類別在外財産額の推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	表 7-0
表8-4 連合国財産関係諸法令改定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 2 所在地域別在外財産···········	表 7-0
表8-3 連合国財産保全管理費用支出状況	- 1 在外財産米貨換算額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	表 7-1
表8-2 特殊財産管理勘定受入額	-24 賠償・経済技術協力(無償)等の実施状況・・・ 芸	表 6-2
表8-1 敵産管理財産の業種別資産負債表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-23 シンガポール経済協力品目別認証額・・・・・・・芸一	表 6-8
表7-19 南方進出企業会社投資額(産業別)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-22 タイ特別円実績表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	表 6-8
表7-18 南方進出企業会社投資額(地域別)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-21 対カンボディア経済技術協力品目別認証額・・・ 三三	表 6-2
表7-17 南方進出企業会社投資額総括表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	支払額	
(6)産業別在外日本資産額(その二)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-20 対カンボディア経済技術協力認証額および	表 6-2
三〇日調査)	-19 対ラオス経済技術協力品目別認証額・・・・・・・芸	表 6-10
表7-16 创産業別在外日本資産額(一九四八年一月	-18 対ラオス経済技術協力認証額および支払額・・・ 芸	表 6-19
表7-15 政府所有在外資産の内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	支払状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
表7-4 民間企業在外資産額地域別推計	-17 対大韓民国無償経済協力部門別主要品目別	表 6-7
を除く)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-16 対大韓民国無償経済協力認証額および支払額:三	表 6-1

表表4421	表 表 3 3 3 2	表 3 1					表 2 35		表 2 34	表 2 33	表 2 32	表 2 31		表 2 30	表 2 29	表 2 28	表 2 27	表 2 26	表 2 25	表 2 24	表 2 23
ライク報告第一部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一九三〇―三四年水準の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	SWNCC二三六/四三による残置能力・・・・・三宝	() 生産転換工場の従業員・・・・・・・・・・・三号	月調査)	的生産転換工場の生産額(昭和二三年一〇	(昭和二三年一一月一日現在)三	() 賠償指定航空機民間兵器工場概況調査	一日現在)	賠償指定工場の操業状況(昭和二五年五月	撤去費用の比率・・・・・・・・・・・・・・・三三	賠償撤去費用の推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	賠償撤去費の予想(昭和二一年九月)・・・・・・三0	一・七・一八)	賠償施設撤去に要する経費の予想(昭和二	主管省庁別賠償施設処理事務費・・・・・・・・三元	昭和二二年度の賠償関係予備費使用・・・・・・・三元	賠償施設処理費使途内訳 (決算)三芸	賠償関係費支出実績(決算)・・・・・・・・三三	賠償施設処理費(予算)三三	地方別破壞特殊用途機械と再生屑・・・・・・・・三三	特殊用途機械の破壊・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6	表 表 6 6 14 13	表 6 -1 12	表 6 11		表 6 10	表 6-9		表 6-8	表 6-7	表 6-6		表 6-5	表 6-4	表 6-3	表 6-2		表 6-1		表 5-1	表 4-4	表 4-3
ヴィエトナムび支払額・・・・	対ヴィエトナム賠償対インドネシア賠償	対インドネシア賠償	対インドネシア賠償	よび支払額・・・・・・	対インドネシア賠償	対インドネシア債権累積	容	対インドネシア請求権に	沈船引揚作業の概要	対フィリピン賠償品!	び支払額	対フィリピン賠償カテ	対ビルマ経済技術協力品目	対ビルマ経済技術協力認証額お	対ビルマ賠償品目別認証額	払額	対ビルマ賠償カテゴ	力・配分水準・・・・	一九四七年八月五日付平和条約案の	ロイヤル電信第二案の残置	ジョンストン報告

五七九

五七九

五八

五七五

五四六

五四五

五四〇

五四八

五五九二

五00

閉鎖機関に関する諸指令:

空

答

奈

奈

六

空

<del></del>
三

六九九

六三

公皇

五二

総

説

#### はじめに

融史の概説そのものを書かれ、筆者は、占領期の政治・経済史を中心として叙述するという予定であった。 である鈴木武雄教授と筆者の二人が分担執筆することになっていた。そしてこの場合、鈴木教授が占領期の財政・金 「総説」は当初、この『昭和財政史―終戦から講和まで―』(以下原則として単に「本財政史」としるす)の監修者

事態が起こったため、「総説」の執筆は筆者のみが当たることとなった。 しかしながら、鈴木教授が昭和五〇年一二月六日突然急病のため逝去されるという、文字どお り不幸、かつ不測の

て叙述することとした。 そこで、筆者としては、鈴木教授が書かれるであろうことについても若干触れながら、本来分担すべき領域につい

均衡をも考え、日本側から「占領と講和」を迎えるまでの経緯について述べることにした。いわゆる「終戦」(ポッダ **ム宣言受諾) の過程について、いささか立ち入り過ぎ、長きに失するほどのページ数をとる結果となったのは、右の事** クリアー・カットなかたちで論述しておられるので、本巻ではあえてそれとの重複を避け、 ところで、「講和と占領」の背景をなす諸問題のうち、とくに連合国、とくにアメリカ側の占領政策の過程について 本財政史第三巻「アメリカの対日占領政策」において、秦郁彦教授が豊富な資料に基づいて アメリカ側の諸事情との に詳細、かつきわめて

また、本財政史の編集・刊行の進行の過程において、編集上の理由から、 本財政史全体の構成、 そして本巻の構成

に変更が行なわれたのに伴い、 当分をも圧縮せざるをえなくなったこともある。 的ではありえなくなったので、 「総説」に割り当てられたページ数も当初に比して減じたため、 結果において本巻の叙述は重点的かつ要約的たらざるをえず、 ま 叙述は網羅的・悉皆 た用意した原稿の相

ただきたいと思う。 ついての最新の研究動向に関心をもたれる読者諸氏は、現在も相ついで公にされている新しい研 る程度ふまえるようにはしたが、 にされた新資料に基づき詳細・精密となりつつある。本巻においては、 日本占領史の研究は、とみに活況化し、それらは国際的・学際的なかたちで、 と思われる ので、 これらのすべてを参照することはあえてしなかった。 スペース、時間等の関係もあり、これらをいたずらにフォ 当然のことなが ここで取り かつ主と 5 究成果に注目してい することは必ずしも 上げている諸問題に してアメリカ側で公 らの研究成果をもあ

につ 済構造と「改革」後のそれとの断絶と連続性をめぐる問題等がある。しかし近年は、 占領初期にかけての対日占領政策の形成、そして冷戦の進展のなかでの、その「転換」、占領下における日本の 政 治 の時期区分、第二次大戦前および第二次大戦中における日本のアジア諸地域の支配・占領と、連 の日本占領との比較、 いま、 カ・東南アジア (アセアン諸国) の ての今後における研究の深化が期待されるが、 占領下における「民主化」、 とりあえず、 世界史のなかでのアメリカの日本占領の意義、連合国のドイツ占領と日本占領 日本の戦後占領期についての学問的問題点を挙げると、 日本の支配・占領とこれに対する被支配・被占領国・ 「改革」(いわゆる「戦後改革」)の歴史的意義、 一三極 (角) 関係」等の新しい問題が取り上げられつつあ 筆者はまた、 占領初期における日本国内の 連合国、 地域の反応、 これらに加 とくにア その り、 諸状況の流動性と、 後における日本・ア 合国、とくにアメリ えて、国際的研究の 本の政治、 との比較、日本占領 メリカの戦時中から これらの諸問題 社会、経

究を進めていくことが古くして、かつ新しい課題であろう。(2) る 「改革」と諸事態への対応が、 つ 戦後、 た過程の分析も重要と考えてい そして現代日本財政の原点であるとい る。 なお、 財政史に局限して う視点か ら諸 題 をとらえ、さらに研 えば、占領期におけ

- 参考とさせていただいた。 ご健在の間に執筆準備を進め、 相当詳細な自筆のレ ジ メを遺されたので、 本巻の執 筆に当たってはこれを
- が公開されつつ 公文書の公開制度が確立しているア すなわち『昭和財政史-あるのに対し、 の研究全般に寄与しうるも 日本政府の占領期関係資料の公開のおくれて 終戦から講和まで リ カ、 イギ -』各巻の所収·所掲資料と論述は、 のがあると思われる。 スはもとより、 近年ではアジア諸国でも日本の いることが、 資料的な意味 内外から指 **坏においても、財政** 招摘されているが、 占領・被占領期の文書 財政史の 本財

# 第一章 太平洋戦争の戦局と国内情勢

# 第一節 「絶対的国防圏」とその崩壊

### 一連合国の反攻

ム宣言の受諾を確定し、中立国を通じて連合国に通告するとともに、同日付をもって、いわゆる 昭和二〇(一九四五)年八月一四日、日本は「御前会議」において、日本軍の無条件降伏を要求した連合国のポツダ 翌一五日、「玉音放送」によってこれが国内にも公にされた。 「終戦の詔勅」を発

に端を発した「満州事変」にはじまり、 中戦争」(当時の日本の公称は、「北支事変」、「支那事変」)を経て、太平洋戦争にいたる、 からは「大東亜戦争」と公称した太平洋戦争、さかのぼれば、昭和六(一九三二)年九月一八日の 昭和一六(二九四二)年一二月八日、「宣戦の大詔」によって日本がアメリカ・イギリス 昭和一二 (一九三七) 年七月七日の「蘆溝橋事件」を契機、 いわゆる「十五年戦争」は、日 ・オランダと開戦し、みず 「柳条溝(湖) 事件」 として起こった「日

7

災死傷者を出 混乱と戦 済も 残され 荒廃 した ン つく た フ 家庭も全国津 のは、 u状況 して シ いた。 戦災によっ 3 にまで到達し ン も爆発直前 々 国民生活も長 浦 々に及ん て大きく て いた経済統制 と でい 破 う脅威にさ V. たが、 壊され 戦争による疲弊が とくに都市 の弛緩とに た都市と工場地帯、 らない れて よっ 極に の たので 市民生活は て一挙に 文字ど ある。 戦死者、 爆発な 戦災の被害のほか、食糧等の欠乏に そ ŋ し て、 ۲ 悪化したのである。(1) 破 死 れらの状況は、 者、戦傷者、そして戦 れて山河あり」であっ 敗戦に

平洋戦争をお させて領土とするととも く以来はじ 台湾征討 か の租借 (昭和一二年勃発)、 つ 日本は、 めて 第一次世界大戦 ح (明治七年)、 占領 した をふ より台湾 のことであっ ポツダ され の ちは、 む中国東北 ・膨湖諸 に、 ることはもとより 太平洋戦争 日清戦争 ム宣言に基づ た。 中国および南方諸地域にも及ぶ地域を軍事占領のもとに 同じく日露戦争後、 (対 ド 日本は歴史が 地方 島 1 を中国 (明治二七一二八 ツ (昭和一六一二〇年) という戦争を行 開戦、 (「満 Į, のこと、 て、 (清国) 州し 大正三一 連合国軍の占領下におかれることとなっ はじまっ への駐兵権そ から、 韓国を併 外国軍が日 年)、 七年)、 日露 て以来、 北清事変(義和団 合 山東出兵 (昭和二 戦争により南 (明治四三年) したが の他 本本 対外戦争 の権益を獲得、 土に入 ts サ の つ つ 事 経験は たが、 件 ハリンを帝政ロシアから、それぞれ割譲 たことは -三年)、 明治三三—三四年 さらに ح 何回も 日露戦争の結果として、日本は遼 おい れらはいずれも外征ないし海外 「満州事変」、日中戦争、太 P あ たのであった。 事変」(昭和六年勃発)、日 これは文字どおり開びゃ り、 ታን いったのである。この ·)、日露戦争(明治三 とくに明治維新以降

えた台湾 日 本は、 太平洋戦争 の前 の 期、 すなわち軍 カゝ らの 事的に優位に 地 立っ てい た時 期に 東半島)、 《来新たに正式に版図 国際連盟委

(海峡植民地)、 カ 領ア する ル 7 一大帝国 크 ァ ト諸島等イギリス、 オランダ領東イ シ ャ バ ラオ [を形成 ン諸 島の 7 \_\_ ンド諸島、 いた フラン 南 のである はイギリス領ビル シ ス、オ ア メ 諸島)、 リカ領フ ラ ン ダ ウエ 1 マ からタ リ メ ピン、 ク リカ 1 の さらに 諸 ア フラ 国が ム島、 モ ン 領有する ル ス それ ッ 領 力諸 1 南 ン 太平洋 シ 地方をふくむ中国、北はア ナ、 = の諸島という広大な地 イギリス領マラヤ半 ーギニア、 ソロモン

しなが れ 5 で とは 全ア 和 一七 ジアに 年六月 反 対 及ぶ の のミ 立 全面的 埸 ッ な な軍事力 ウ 2 I イ海戦 の行 めて の 惨敗 使 外 に 国 を契機とする 軍 つ 隊 7 実現 の占領 ようと を受ける 戦局 の ことと 逆転 軍 ととも を 中 のである。 に潰え、さらに敗戦に こする 「大東亜共栄

#### 絶対 と経済 統 0

「絶対的国防圏」とその崩壊

第1節

る の経過、 おける諸 の巻では 意味で 「改革 に 対 0 本 \_ の国際環境から 日 日 を論ずる 占 本 領 Ø. 態を分析するための ポ 政 策 ツ の形 ら考察 当た ダ ム宣言受諾 成過程 つ しなければならな K ||降伏 つ 基本的前提なの 洋戦争 て は、 に しょ さきにも たるまでの経緯に しょ  $\mathcal{O}$ 0 これ である。 らの 向 Š れ カ 点につ たよ 9 連合国とく り う に本財 い て述べ て の分析 政 ア るこ 史第三巻に ととする。 カ 財政史をふくめて占領期 の 向、さらにいわゆるグ において詳述されてい 日本占領にいたる ま

な の 締 向 をみると、 つ 全く不可能であ 「和平」 語るこ بح 首 脳 組 を いく ては 農民! 組合をは 属する人でさえ憲兵・ め国民の結社は、戦争

を支持するものを除いてすべて潰滅してい ッド ウェイ海戦での敗戦につづいて、昭和一七年末から一八年初頭にかけてのガダルカナル島、 たので、 民衆運動としての 「和平」へ の動きなどはありえなかった。

重臣層を含む日本の指導層に大きな衝撃と深刻な不安を与えたことは否定しえなかった。 (一月)、イタリアにおけるムッソリーニの失脚(七月) など、日本と軍事同盟を結んで 状況が急速に最悪の事態に近づきつつあるという情報と認識がまだ乏しく、 に対する根深い恐怖感があったのである。 じめてきたが ギニア等での敗北に象徴される戦局の悪化を契機として、い ・イギリス軍の北アフリカ上陸、 これらもまだ積極的行動に出るまでにはいたっ 一九四三(昭和一八)年に入ってのドイツ軍のスター しかしながら、 E | ていなか ロッ わゆる宮中、 パ戦線においても一九四二 (昭和一七) 年一一月の った。 また憲兵・特高等の 重臣の一部で、 これらの層には いた「枢軸国」の急速な退勢が 和平への気運がやや出は リングラードでの敗北 戦局と国内戦争経済の うきびしい監視、 取締

軽金属、 注・監督部門を統合して軍需省を、農林省と商工省の軽工業・商業部門をあわせて農商省を、 法の制定(同一○月)を行なったが、 要綱の閣議決定(同六月)、(3) (2)行政特別法・戦時行政職権特例・行政査察規程・内閣顧問臨時設置制の制定(以上昭和一八年三月行政特別法・戦時行政職権特例・行政査察規程・内閣顧問臨時設置制の制定(2) を決めて(昭和一八年九月、「御前会議」決定)これを死守する態勢をとることとなった。そして、 省をそれぞれ設置するもので、 このような事態を迎えて、日本は防衛線をマリアナ・カロリン・西ニューギニアまで後退させ 航空機を五大重点産業に指定し(昭和一八年三月)、軍需生産の徹底的増強を図った 東条総理大臣が 行政機構の大改革(企画院、 その方針は同年八月に決定発表、 これらはいずれも、 陸軍大臣、 内務大臣の 商工省の重工業関係部局と陸海軍航空本部の民間航空企業に対する発 軍需生産の増強を目的とするものであった。なお、 実施とこれに伴う内閣改造は一一月に行 の軍需大臣をも兼ねる 通信省と鉄道省とをあわせて運輸通 い。東条内閣は、戦時 Jなった (岸前商工大臣 )、戦力増強企業整備 このため鉄鋼、 る「絶対的国防圏」 なわれた)、 軍需省の 軍需会社

### 国務大臣として軍需次官事務取扱となった)。

- 五四・一、 地民間人で約五〇万人、 外地民間人で約三〇万人(外地非戦闘員のうち、 不明三〇万九四〇二人であったが(同、 ジ)。また人的被害をみると、戦争直後の調査によれば、「銃後人口」では死亡二九万九四八五人、 太平洋戦争による国富被害総額は六五三億〇二〇〇万円、 負傷三四万四八二〇人 船舶、 の 綿スフ紡績一九・〇、 通信施設、家财等) うちおもなものをみると、 合計約三一〇万人とされている (以上、 で二五・四%であったが、 絹紡一二・○であった(鉄鋼菜関係の被害率は微小)(本財政史第 空襲、艦砲射撃等によるもの)、 火力発電三〇・二、 二二一二三ページ)、最近の推計によれば、 中国東北部で一七万六〇〇〇人、 (木坂順一郎『太平洋戦争』、 石油精製五八・〇、 被害率は「資産的一般国富」(建築物、 航空機等では **軍人・軍属では死亡一五五万五三〇八人、負傷・ 行 方** 100%であ 工作機械二五· 死者は軍人・軍属等で約二三〇万人、 昭和五七年、 った。 で四1100-Q なお工業生産力被害率港湾、橋梁、鉄道、車 其空管五五・七、 港湾、橋梁、 一四ペーシ)。 一九巻、一四一二一ペ 行方不明二万四〇一〇 -四四〇〇人)、 硫安
- 2 臣の権限を拡大するもの、 これらのうち、 戦時行政特別法は軍需生産行政に関連して陸海軍大臣の権限を拡大するもの、 行政査察規程は、勅命された「行政査察使」 に軍需生産の「隘路」とその 打開策を検討させる も 行政職権特例は総理大
- 3 「戦力増強企業整備要綱」 は、 繈 維 食品産業等 の工場 を航空機 兵器工業に転用する ことを主な目的とするもので あっ
- を含む広汎な管理 重要軍需企業を軍隊 監督権をあたえるも 組織とし、 のであっ 9 企業に対する役員の罷 主総会決定の変更権等

### サイパンの陥落と東条内閣の倒壊

両島(昭和一九年二月)における守備隊の全滅、アメ ビアク島(同五月) (同二月)、 一八年末近くになるころか インパール作戦の失敗(同年前半)等の敗北、 に対する逆上陸等アメリカの反攻は日を追って強まっ ら戦局はさらに悪化し、 リカ機動艦隊の大空襲によるトラッ マキン、 またアドミラル諸島(同二月)、 タラワ両島(昭和 てい 一八 った。 年 一 北 における日本海軍の 部ニューギニア(同 クェゼリン、ルオ

る日本の同盟軍の敗色が急速に強まってきたのである。 しかも、 イギリス軍のノルマンディ上陸による本格的「第二戦線」の実現(一九四四=昭和一九年六月)等 タリアの降伏 (一九四三=昭和一八年九月)、東部戦線におけるドイツ軍の相つぐ敗退 そして、アメリカ ヨーロッパにおけ

るという文字どおり異例の措置がとられた。 昭和一九年二月、 陸海軍における軍政と統帥の調整を図ろうとするものであったが、 東条英機陸軍大臣が参謀総長 (陸軍)、 これは同時に行なわれた陸海軍省と参謀本部 嶋田繁太郎海軍大臣が軍令部 結果にお 軍令 部職員 (佐官クラス) 総長(海軍)を兼任す いては何らの成果を

昭和一九年六月、 太平洋戦争における日本の敗戦を決定的に たマ ア このころから宮

田海軍大臣(兼軍令部総長)に対する批判、マリアナ戦敗北の責任追及そして局面の打開を図ろうとする動き等が期せ 六月一六日には予備役の最長老岡田啓介大将が嶋田海相に対し大臣の辞任を勧告した。 長老をふくむ海軍部内の、 ずしてド 言動の多くなった東条英機と、 パンを奪回し、 ッキングしたもので、 (総理大臣経験者)、 「和平」を志向したのは少数で、 軍需の各大臣、それに加えて参謀総長と、 戦局を再逆転させようとする動きが中心をなしていたとい 嶋田海軍大臣不信任、 海軍 これを支えていた陸軍に対する反発、また東条体制に追随して まだ「和平」と結びつく動きが中心になっていたとはいえなかった。しかし予備役の 部内から東条内閣打倒の動きが急激に高まった。 むしろ嶋田海相が東条に追随しかつ無能であると 東条内閣倒閣の気運は、 史上空前ともいうほどの権力を一身に集めて、独裁者的 マリアナ戦が迫った頃から急激に高まり、 えよう。 この段階では、このよ いるといわれていた嶋 陸軍大将として、総 してこれをしりぞけ、

ところで六月一九日の「サイパン沖海戦」で日本海軍は壊滅的打撃をうけ、 つ た野村直邦大将が就任した。 「玉砕」して同島は陥落したが、 七月一七日にはついに嶋田海軍大臣も辞職し、 七月七日には 後任には呉鎮守府司令長官で サナ イパン島守備の陸海軍

サイパン失陥後の諸情勢

**里臣を入閣させること、** 木戸内 て示され 内閣改造に関しては、 海軍の予備役長老、重臣のそれぞれの有志の連携による東条内閣 (内大臣) む重臣層はこのようなか 「御内意」 が東条首相を宮中に招致し、 陸海軍大臣と参謀総長、 に基づく東条首相の内閣改造は挫折 岸国務相の辞表提出拒否、 たちで東条内閣を総辞職に追い込もうとしたのである。 軍令部総長の兼任を廃止すること等を勧告した。しかしながら、裏 「お上の御内意」として、 米内大将の入閣拒否が重臣の協議 七月一八日東条内閣は 倒閣の動きが急激に高まり、七月一三日に 内閣改造を行なって り しょ で決まっており、事実上木 に倒壊した。くり返し述(2) このため木戸内府を通 嶋田海相を更迭し、

13

#### 米内協力内 立

条内閣倒壞、 の推薦により 臣会議 朝鮮総督小磯国昭(予備役)陸軍大将(元拓務大臣) 「協力して組閣せよ」という「大命」が降った。 (内 と大臣が 招集し て座長となり、 総理大臣経験者、 と米内光政(予備役) 席 大将(元海軍大臣、総理 議の結果に基づく木戸

近衛、 陸軍に対する海軍の権威の確立、 同二一日津島寿一が新任)。 に大きかった。すなわち、 ばれた)が成立した(大蔵大臣には石渡壮太郎が留任、 平沼内閣時代の、 総理大臣には小磯大将が就任して七月二二日小磯内閣(小磯・ の再現であっ は、 無言のうちにも米内・井上ライ 米内大臣、 た。このとき山本はすでに戦死していたが、 そして米内大将は 米内新大臣は就任後直ちに、井上成美中将を次官に起用した。 部内 山本五十六次官、 の士気高揚に役立つも 」拒否派が警戒を強めたことも否定し 「特旨ヲ以テ現役ニ列セラ」 ただし昭和二〇年二月二〇日石渡が国務大臣兼 井上軍務局長とい ン の成立に「和平」 のとされ この米内・ たが 5 れて海軍大臣に 米内協力(連立) 宮中・重臣層の への道が開 日独伊三国軍事 井上ライ かれるという期待を生じさせ 内閣、 これ ン つ 一部をふくめて「和平」 し の再現は、海軍部内では 同盟に反対しつづけた 内 て、 は、かつて林、第一次 たが、 あるいは磯内内閣とも呼 閣書記官長に就任のため \*米内・井上 コン その意味は非常

帰による海軍大臣就任と井上海軍次官の就任によって「和平」派が海軍中枢部を占め の決定的な第一歩となっ の熟するのを待つとい たことは疑い う慎重な態度をとらざるをえなかったの のないところであった。(4) である。 たことは か ら、米内大将の現役復 「和平」への第一歩、

っぽう陸軍部内(参謀本部)におい 日本 が実現し、 統帥部のことであっただけに注目を要する(5) の戦争終結の論議をはじめたことは、 八月には連合軍がナチス ても、 この内外の新し ほかなら ツ軍を破 段階(1 ぬ主戦派、 てパ K p の ッ バ た)に の に 和平反対派 お 対応 V, の中核であった陸軍、 ひそかにドイツの崩壊 六月アメリカ軍ローマ入

#### 「絶対的国防圏」 軍需生産 の

本土もB二九による戦略爆撃の圏内に入った。現に、 的国防圏」は崩壊 ナ群島をめぐる空海陸戦における惨敗と同 四カ月後 軍事的に、 したのである。 の \_ 月 日本は太平洋における扇の要を失い、 日にはここを発進したB二九が すなわち、 ア メ リカは太平洋における制海権、 群島の失陥は、 ア メリカ軍は ア **—** 回 メ 太平洋戦争史に リカがこれを奪取したことにより、日本の「絶対 の マ 関東地方偵察を行な リアナ群島占領と同時に、 制空権を掌握するにいたり、 て決定的な意味をもった。ま 同月末から本格的爆撃 戦略爆撃基地の建設 日本の

の これと関連して、 壊をも決定的 マ ア Ø で ある。 の 失陥は、 な 日 わ 5 0 日 戦争経済、 本 の戦争 この段階に は 南 要な意義をもっていた 方占領地からの戦略物

15

(単位 末量 年 保 有 新増その 差引增減 指 他の減 他の増 6,384.0 6,376.6 51.6 7.4 1,095.8 434.0 5,942.6 2,065.7 998.6 1,067.1 4,944.0

壊こそ軍需生産

の

決定的衰退、そして日本の敗戦

(表

小磯内閣成立直後の

水艦に

ŋ

日海上封鎖体制 を 完 成 さ

ロ領後、アメリカは同

っ

のである。

あるが

表 1-1 太平洋戦争期における日本保有船舶の保有量の推移 千総トン) 次 数 開戰時 (1941.12.8) 100 1941年12月中 93 77 1,735.1 4, 115. 1 △2, 380. 0 **40**<sup>-</sup> 2,564.0 1, 502. 1  $\triangle$ 1, 037. 1 465.0 24 1,526.9 1,526.9 24 100トン以上の鋼船一切をふくむ。

出所:安藤良雄編『近代日本経済史要覧』, 139ページ (筆者蔵旧海軍 資料による).

見透」

(極秘文書)

は

「十九年末ニハ国力ノ弾発

銀次郎軍需大臣が

報告した「開戦以降物的国力

翌日開催された最高戦争指導

認メラ

絶望宣言と

うべ

きであろう。しかしながら、

って「近代戦」におけ

その決定的な意味を

たのである。いわば「物的(6)

44 重臣の 45年8月まで 敗戦時 (1945.8.15) の れ K 対 推移並ニ今後ニ於 概ネ喪失ス 本の海上輸送は崩 政治 、たようである。 モ て藤

であった

息状態に 部 つ に 陸軍独裁と海軍 落は不落とみられた東条内閣をも前述の 的意義である。 そ て密 の点と関連して、マリアナ陥 重大な意味をもったのであ な経緯であえなく 崩壊さ あったとはいえ、 いおける米内・井上ラ

つ

#### 内閣の姿勢と重臣 の

重に準備 **肘連絡会議に代え、** り 調整を図ろうと 「御前会議」 総理、 必要に応じ前記 やや傾きか ts り た意図 (座長には総理大臣が当たっ 小磯首相は の たる の うちに成 以外の関係大臣お あっ たことも否定 権威を回復 る作 たことも事実で の 立 独走に のであるが よび参謀次長、 た) によっ 項に との 「統帥」 高木惣吉少将 令部総長を正規 次長も列席)と 「最高戦争指導会議」を設置した。これは小磯 戦争指導に重大な障害となっていたことが露 つ 従来の を参謀格として 小磯首相は指導力を発揮しえなかっ の矛盾、 争指導基本方針を審議し「政戦 た現役復見 「大本営政府連絡会議」の改称 「統帥」の名のもとに 国 は宮中で、とくに主要事 (内閣書記官長、陸海軍省 と「統帥」が「御前会 とくに「統帥」の独走 って軍、とくに陸軍そ 畑、大本営会議列席も 「和平」への方策を慎 て、従来の大本営政

た小磯首相による の反対で挫折) 政治工作及ビ対タ 小磯内閣の時代 「繆斌工作」(汪兆銘政 の提案が行なわれた。 に 施策ニ 最高戦 関ス 権考 ル 指導 試 院副院長 会議 九 にお 月五日)、 繆斌を通じて · V て、 「対ソ 「対ソ Ø 施策 重 使節派遣 慶国民政府を仲 = 関ス 留 介 (同 とする対 和 九 月二六日)が決定され、 米和平工作。陸軍および 九月四日)、「対国民政 ŧ

つ

九月 六日 大使を通じド は、 駐 ソ 大使を通じ て モ p フ ソ 平 ソ 連外相 斡旋を に 日 本 カゝ ħ. ら の たが拒否さ 使節 の 遣 を 申し入れて拒否され、 こともあった。また

文史朗朝日新 ı うえ対 5 ン つ 公使を通じて 聞論説委員に たが、 いずれ 外工作に積 「和平」 ソ連の動向をふくむ世界情勢に対する分析、 よっ のイギリ への伏線がい 的な姿勢を示 てはじめられ、 スとの接触工作(バッ わばあぶ したことは注目され 重光外務大臣によっ り出されはじ 、ゲ工作) もあっ てよ めたこと、 ても公の たが、 0 を誤 そ これ つ て重光外 も進展 に乗せ の であり、 せず、次期内閣で打ち られた日本 駐 在 バッ 相が親しかった木戸 また核心をつ

一九年九月)、 の間、 同 で 0 の 東京初偵察(同一一月)、 関東地方攻撃(以上同二月)、 戦局はますます悪化 このような状況に 六月守備隊全滅)と、 「国民勤労動員令」 リカ の レ イテ島上陸、 Ļ ア 対応するため、 雲南拉孟での守備隊全滅、 の制定、 B二九による東京大空襲、 リカ軍の レイテ沖海戦での惨敗(以上同一〇月)、 よア 大都市 ル ソ 政府は大都市学童疎開 ン 強制疎開 島上陸(昭和二〇年一月、 の上陸に の ~ 強化 硫黄島守備隊全滅 リリ よる (以上昭 ュ の開始 島へ 和二〇年三月) 二月マ の 丽 マ ア (以上同三月)、 = メ ーラ奪回)、 一九年八月) ア 現実の問 カ軍 ナを払地とするアメリカ空軍 の措置をとった。 上陸 (守備隊全滅) (以上昭 アメリカ軍機動部隊の 題となるほど切迫して アメリカ軍の沖縄本 「女子挺身勤労令」

相は昭和二〇年三月、 また日露戦争時に桂太郎首相、 「特旨ニ依 リ 伊藤博文枢密院議長が大本営会議に列し 大本営会議に列することになっ に遅か つ た。 以来のものであり、画期的な 一機の 総理大臣就任以来の

第2節 サイパン失陥後の諸情勢

に ታነ 方諸 地域に な速度 ラ る戦局の極端な悪化と本土空襲が ある て 動きは め 巨 ·Ø で あ 本格的に開始されるなか 木戸 ち ろ 大臣を中心とした .ん は で昭 和二 0 決定的 の工作が極秘裡のうち 14 **遅えたころは、海軍部** それにヨーロッパ

19

閣にも留任した) と会談し

たが

ح

関係は

その後も続

2 らである。 (12)

日起こ

7

ズ

ッ

七月二一

フ

の脱落とナ

チ の決定的

えども

小磯:

内閣成

立の前日の一九四四=昭

な退勢(日本陸軍と

ラ てド

件を契機とし

ヒト 暗殺未遂事 イッを 「見放  $\sqsubseteq$ 

の悪化と表裏をなす戦争経済 っ イツ 陸軍に の実態によるも よる の であっ た。 最後の点は、 そ の実相がこれらの層にも認識されてきた いわれる)、そして戦

木戸内府はすでに東条内閣 の末期 の昭和 一九年六月、「 和平」 題 に り しょ て 重光葵外 (木戸 内 府の示唆によって小磯内

内大臣と協議して、 部元首相は朝鮮総督として任地にあったため除外) の状況は岡田啓介元首相から内大臣秘書官長を通じて木戸内府にも伝えられて 勅許を得て、 との 重臣は昭和一九年に 「重臣拝謁」には 同年二月七日以降、 各重臣が 入 とくに元内大臣牧野伸顕も 「天機奉伺」の つ た頃か 平沼騏 ら月 郎 かたちで「個別的に天皇に拝謁し」、 一回有志で会合 で前田尚徳侍従長(一部木戸 広田弘毅、 加えられた。(4) 近衛文麿、 争終結 内大臣が代理) 若槻礼次郎、 に り 「所信を言上」 た(3) の そこで木戸内府は松平恒雄宮 岡田啓介、 侍立のもとにこれが行なわれ 見交換を行なっていたが、 させることを企図 東条英機の順(阿

当時としてはこ あっ てい の時の個別の る。 15 る。 天皇を動か 近衛のこの で の論理が 「言上」 Ļ 「『国体護持』の立場よ また「和平」反対派を刺戟 「共産革命論」はい 宮中・重臣を、 の記録のなか しなが 5 たと では、 そしてかれらみず りすれば、 かにも異様でファ 近衛文麿公爵の「上奏文」 らにとっ しな いためのオ 一日も速かに は受身の、 からを納得させうる ナテ バ ッ 戦争終結を講 想像だに クでさえあるが なレ が 著名であ ーとも す る きも • であるかは不分明であるが、 これ しい つ うべ ح た事態であったにせよ、 のなりと確信仕り候」と がどこまで「本心」で の上奏文は き大義名分の立つ論 「共産革

內容的 カ の周到な対日戦終了後に にも甘い見通しに立つも り のであっ て の諸計画に比すると、 たと い うことは否定しえない 0 っる分析の欠如した、

されたことなどが総辞職の直接の理由であった。 などが背景として挙げられるが 戦」を前に 皇に内奏し ところで、 御下問」 いての命があっ 態益々 つ 土決戦か否か」 り 危急ヲ たこと、 して、 もあっ た。 小磯内閣、 に内 とくに前記の首相みず 小磯首相の意図する陸海軍指導体制の一元化が実現しなか たが、 た)、 加入 閣総辞職を決意した 総辞職した実質的理由としては、 これに対して 陸海軍統帥部統合の不成立(陸軍参謀本部から議が起こり、 とくに小磯首 の決定的瞬間に耐えられる存在ではなか 結局陸海軍大臣から意見不一致の ……内閣ノ組織性格モ亦此 杉山陸軍大臣が首相を無視 小磯が現役復帰してみずから陸軍大臣に就任する のである。 からイニシアティブをとった「繆斌工作」の失敗以降苦境に立つにいたり、 相は組閣以来、 しか こうして 事態ニ適応スル 各方面の積極的支持が得られず、 しなが 「奉答」 記の繆斌工作 小磯内閣は、 が行なわ して陸軍大臣の更迭をふく 5 つ たとい ガ如ク抜本的改変ヲ加ヘ」る必要があるという理 小磯内閣は首 の失敗(天皇か 成立 四月五日、 えよう。 つたこと、 小磯首相も支持 つ 「東西政戦両 ら直接小磯総理に対し繆斌の本国送還 みず ことを申 内閣改造が行き詰まったこと また政治 む陸軍首脳部の人事異動を天 か らの政治的力量 からいっ これに関連して「本土決 し出 し、天皇から陸海軍大臣 日てこれが陸軍に反対 局ノ変転ニ伴ヒ 皇 国 日姿勢と施策には批判

につ

査課では高木惣吉課長(のち教育局長等歴任) 「思想懇談会」 であっ おける東条内閣批判 たが 外 現役では東条内 交懇談会」「政治懇談会」「総合研究会」 の中心となっ 閣批判、 たのは、 トラス 倒閣、 のイニシアティブと豊田貞次郎次官の決裁によって昭和一五年頃官房機密費 予備役の長老では、 和平工作を通じて海軍省調査課 てリ 「法側懇談会」 ラル 岡田啓介、 と いわれて 米内 ·Ø た人た 光政の両 種懇談会が ちを含い 官 ひ か中心となっていた。調(ともに元海軍大臣、総 ついで設けられた。 部外学者、評論家等に

第2節

サイパン失陥後の諸情勢

確に集中して 期現役主計科士官として同課勤務)の記録「海軍調査課」(未定稿)による。 いたとはい も触れるように昭和 えなかっ ていたX海軍主計大尉の記録によるものであるが、 た。 なお、海軍部内の動向については以下をふくめて、 年夏の段階では海軍省調査課を中 海軍省調査課につ 心と したこの意図はまだ「和平」の方向に明 については藤原泰周氏の(当時特記するもののほかは当時海軍

22

- 2 の他)。 持」、天皇の戦争責任問題との関連においてきわめて重要である(勝田龍夫『重臣たちの昭和史』下 戦争の全責任を東条に負わせ、 東条内閣の倒閣工作に積極的役割を果した一人の近衛公は、これに同調した東久邇宮(のちの総理大臣)とともに「太平 陛下に責任を負わせないようにする」ことを考えて \, たとい うことは、 巻、 、三四五ページ、そい、後述する「国体護
- とはなりえなかった」と記録している。危機意識が「東条批判」以上のものにまで高められ、 的空襲の現実化、 カ月を要したのである。 昭和一九年二月頃から、元宮中高官Y氏(貴族院議員) 「宮中、 敗戦必至、 貴族院の一部等は、 海上輸送の崩壊に伴う軍需生産の決定的衰退、 『和平』 の早急実現の必要性を感得しはじめたことは確実であったが、 マリアナ戦の近づく頃 か から、とくにサイジのルート 食糧のこれまた絶対的欠乏という見とおしの前に危機意識 トを通じての「和平工作」にたずさわっていたX主計大尉 パ ン 島陥落後は、 それがま 戦局 また広められるのにはまだ数 の決定的悪化、本土の本格 だ宮中・重臣層の主流
- この点については「岩波講座日本歴史」月報23所載拙稿、 昭和四二年、 参照
- $\widehat{\underline{4}}$ 爭終結を示唆する重大な言をもらしている せ海軍省周辺に配置したのも、 二・二六事件(昭和一一年) X主計大尉がたまたま昭和一九年一一月決裁を受けるべき上官起案の書類を次官室に持参 横須賀鎮守府の米内長官、 の際、 陸軍ク (『文芸春秋』昭和四一年七月号所載拙稿参照)。 ーデタ部隊鎮圧のため、海軍が軍艦を横須賀から芝浦 井上参謀長の *"* ンビル による決 断によ るものであった。また井 に回航、陸戦隊を上陸さ した際、降伏による戦
- 5 種村佐孝『大本営機密日誌』、一七四―一七五ペーシ。
- 6 筆者所蔵資料による (以下特記しない引用も同じ)。
- 7 体制の創設者、エクスパ変」の直前の時期には、 小磯大将は、 第一次大戦期に参謀本部兵要地誌班長として、後年の総動員計画によるプラン スパ 軍需工業動員を担当する陸軍省整備局長を歴任するなど、 の 人なのであ つ (小磯国昭 山鴻爪』、 その他による) まさに陸軍 の作 部 内 における物的国力総動員成に参画 し、「満州事

- 将の政治的感覚が全く異なり、 あくまで脇役に徹したようであるが つ たことによるものとも思われる。 な経緯で成立した小磯内閣は、「小磯・ 米内にとってファッシズム的傾向の強い陸軍革新派の出身である小磯は「和平」を語る相手るが(小磯前掲書、重松譲『新版・米内光政』等による)、これは本来、小磯、米内の 両 大 (小磯前掲書、 米内協力内閣」であったが、 米内は小磯の よる)、 シアティブを尊 重し、 小磯、米内の 両 大
- 時代も、 立によって海軍最高首脳部における「和平工作」の体制はさらに強まったのである の任についた(高木惣吉『自伝的日本海軍始末記(続編)』、六八―七一ページ)。このよう な 米内要請で本省教育局長から転じて「戦局の後始末を研究する」ため軍令部出仕兼海軍大学校研究部員 少将はフラン 前にも触れたように独自の活動を行なったが、米内・井上ラインのできた直後の昭和一九年八月、井上次官からの ス駐在武官の経験があり、また西田哲学の強い影響をうけ、 海軍部内でも異色の存在で、 (のち海軍省出仕兼務) 井上・髙木ト 本省調査課長 リオの成
- $\widehat{10}$ これらの諸工作については、 さしあた り外務省編『終戦史録』、 とくに第四、 弋 十五、 十六編参 照
- 11 種村前掲書、 一八三ペ シ。
- <u>12</u> については「文字どおり愕然とした」と記録している。 めたようであり、 主計大尉は、 前にも述べたように、 前記Y氏に詳細な数字を提供し とりわけ昭和二〇年後半に 軍需生産の 衰退、 そして崩壊という決定的な見通しは宮中 しょ たると食用塩の たところ、 /塩の供給が国民生活必要量の二分の一以下になる、という見通し同氏も早急な「和平工作」の緊要性を痛感して具体的な行動を進 供 給が国民生活必要量 の二分 重臣層にも 次第に浸透していったが、
- <u>13</u> たため、 とくに岡田・近衛が中心で、 これに加わらなかったが、 は、 若槻礼次郎· 岡田啓介 これに広田 東条は終始これに招かれなかった。 広田弘毅・平沼騏一郎 米内を加えた四名 の連携が密であ 阿部信行 つ 内 た。 光政· 米内は・ 近衛文麿の元首相が出席していたが、 小磯内閣成立後は現役閣僚となっ

サイパン失陥後の諸情勢

15 「近衛上奏文」の全文は、 プ等の「和平派」のド 近衛文麿伝記編纂刊行会編『近衛文麿』下巻、 ッキングが成立したのである。 五二九一五三三ページ参照。また近衛

第2節

14

この「重臣拝謁」の実現は、

木戸内府も天皇の「

御内意」をふくみ「和平」

を決意したことを示

し、これによって重臣・

- 一八九 「上奏」の内容に -110II. Ÿ, 9 ては、 史料追補九 さしあた 一一八ペ 服部卓 ージ参照。 四郎 『大東亜戦争全史』、 七五一八七六ペー ゞ、
- <u>16</u> 公最側近であ つ た某氏 の筆者に対 する 直話によ れ ば 「半分は本気、 半分は政治的 配应だっ た と思われる」とのこと

<u>17</u> 七ページ、外務省前掲書、上巻、二五〇―二五五ページ参照。 小磯内閣総辞職の経緯については、小磯前掲書、八二六―八三六ページ、木戸幸一『木戸日記』下であった。

## 第二章 太平洋戦争の終結

### 7一節 「和平」への胎動

#### 一鈴木内閣の成立

臣が鈴木を後継首班として「奉答」し、四月七日鈴木内閣が成立した(大蔵大臣は広瀬豊作)。当時の鈴木本人の考えは推すことを申し合わせており、当日も平沼の推薦、若槻、木戸の賛成、という経過をとり、これに基づいて木戸内大 別として、鈴木を推した重臣たちは連携して鈴木に「和平」への期待を託したのである。 とし、天皇にも信任の厚い鈴木貫太郎枢密院議長(予備役海軍大将、侍従長在職中二・二六事件で襲撃され重傷を負った)を 閣僚のため出席しなかった)が開かれたが、この会議に先立って、木戸、近衛、平沼、若槻の四重臣は「和平」を 前 提 小磯内閣総辞職のあと、慣例により木戸内大臣の司会により重臣会議(既述のように、米内は元首相であるが小磯内閣の

鈴木内閣には、とくに井上成美次官などの工作もあって米内海軍大臣が留任し、「和平派」に期待をもたせ たが、(2)

対する艦砲射撃すら開始された。 地方にまで及び、 」体制を固めるため、 の司令長官はその指揮下に入っ 題につい て 「義勇兵役法」、 って、 このである。 硫黄島等の基地からの本土爆撃が激化 外相としての入閣を要請した。東郷は鈴木 を条件として提示し、 の再編成(昭和二〇年四月)、 てはあいまいさがあっ 日本の本土の焦土化、 メ 重臣方面にお リカ軍の沖繩本島上陸の六日後に成立した た(同六月、 つ本土沿岸にまで接近したア (大本営) 「戦時緊急措置法」(内閣の権限強化)を成立させ、 しかも陸軍は一方ではこれに先立っ 軍は根こそぎ的な動員(兵役)を行なうとともに、 が設置 (同五月) いても公然ではな またB二九等アメリ た)の設置(同五月)を行ない、 とりあえず総理大臣 「翼賛政治会」 鈴木首相はこれに対しても同意 海陸の交通のま 海軍 閣僚としては されたが、 は海軍総隊司令部 メリカ艦隊による臨海工業地帯(室蘭・ はすでに同年三月解散 ながらも「和平」への気運は急速に の兼摂 カ爆撃機は、 ひは決定的な段階にまで到達したのである。 政府も地方総監府の設 首相 「早期和平の実現」の考えを明確に抱く米内、 て阿南惟幾大将の陸軍大臣として はとくに六月以降中 のであるが、その後、 また陸海軍、 「和平問題」に対する考え方の確認をえたのち、こ (総司令長官は連合艦隊司令長官が兼務して鎮守府、連合 日本の沿岸海域に対する機雷投下をも行なった。 したのである。 「大日 またこれらに対応するため大政翼賛会とそ 陸軍は、 運輸省所管の全海運・港湾関係行政を 戦局はさらに悪化、B二九およ 本土防衛軍の第一総軍、第二総 したがっ 釜石・日立・勝田・清水等)に 地域としても東北、 つ のほか臨時議会(同六月) の入閣に際し、「大東 て、鈴木内閣の性格は 成されていた)。 つつあったのである。 た元外相東郷茂徳の至 この間、「本土 東郷両大臣 北海道

首 リカ新大統領が日本に無条件降伏を勧告したが、(6) チャ て連合国全体会議を開 のヤル の動向・ タ協定を調印 した (一部秘密協定)。日本で鈴木内閣の成立した直後の四月一一 リム半島のヤ (イギリ マン (ソ連) がポツダ ス、 なかっ アメリカ大統領、 に「枢軸国」として戦う国は日本一国のみとなった。 会談途中、 九四五(昭和二〇)年二月四日、 ル た(六月二五日「国際連合憲章」を調印)。 五月七日に たので タに会して「ヤ ム会談を開き、 八月九 総選挙で労働党が勝利したため、 <u>ا</u> 日 ン チャー の参戦後署名) 副大統領が昇格)、 タ会談」を開き、 チル 七月二六日、 七月一七日にはベルリン郊外のポツダ 四月二五日、 え首相、 日本に対する無条件 七月二七日ア 独戦後処理とソ連の対日 五〇カ て翌五月八日にはトルーマン チス・ド の代表がサンフランシスコに 労働党党首が首相に就任して代 伏要求と、日本降伏後の日 ムでトルーマン 1の「ポツダム宣言」 I開戦、 イツ軍がベルリンで ーリンの米・英・ソ アメリカのルー 日本の領土問 (アメ

一三日が当初の期限満了日になって か つ p 本政府は五月 フ 連外相は 相 は 八日 の た を通告してきたため、 降伏に (重光外 立直 後 の 四月五 て Ħ ね 日本の方針 佐藤尚武駐 カゝ の決定に基づ はソ ソ大使を通 連の対日参戦阻 て日ソ中立条約の不延長 つなごうとした。し |止に中心が移らざる ツの降伏にかかわら

マ法王庁を通じての

Ď,

戦が絶望とな

·海相、

を行 なう申合わせが行なわれた。

の廃棄を宣言したが またドイツが降伏 した段階に これはソ連の対日姿勢の宥和を誘致しようとする。 争完遂決意は変らない」旨発表(五月九日)するとともに、五月一五日に

は防共協定、

三国軍

一事同盟等、対独条約

すべて

ソ会談

れたが、

参謀総長・軍令部総長によるもので六巨頭会議とも

「和平」交渉の可能性もないと認めた東郷外相は、 おける日本の戦時最高指導部の最後の淡

ここでは、ソ連の参戦を防止するのみ でなく、

その好意的中立を獲得

さらに日本に有利な仲介を

いわれた)

の開催を求め、

これが五月一一日から三

正規の構造

成員のみによる最高戦争指導会

い希望で

るあった。中立国、

もの

であった。これは、沖繩

に留保することとするが、南満州を中立地帯にすることなども必要である旨が述べられて 大連租借権の譲渡を認めざるをえず、 独ソ戦に勝利したので、 団結して英米に当たる必要のあることを「説示」する必要があると述べられて 口漁業権の解消、 で、 相の起案によるこの申合わせにお ソ連の しかしながら、 の閣僚とし ソ関係のみではあるが 「欲求」は、ポ 「諒解せしめ」、 て開戦時に大本営政府連絡会議にお 闫津軽海峡の開放、 東郷外相は開戦時の外務大臣という責任からも、 日本が「和平」の仲介を依頼した場合は、その要求が「大なるを覚悟するの必要あり」 ーツマス条約、 また将来はソ連は 公の記録に残されて さらに千島北半の譲渡も止むなしとしなければ ては、 四北満における諸鉄道の譲渡、 日ソ基本条約の廃棄を「主眼」とし、 日本としてはソ連が 7 メ いる最高指導部 カと対抗する状態に て賀屋大蔵大臣ととも 独ソ 戦に の 田内蒙におけるソ また多年に いるが、 しえたの ので、 結局、 ならないこと、朝鮮は日本 わたる外交官としての経 いると 同申合わせではさらに、ソ としては最も早いもの その場合は日ソ 中三 ことはきわめて注目さ 日本が中立を維持し ||に批判的見解を主張 、連の勢力範囲、穴旅 ☆ (サハリン)

想外の提案を行なったことに対しても、 後公にされ た米内海相が、 ソ連に仲介を依頼することに賛意を表したのは、「和平」実現のためのタクティ た姿勢から いうこともあろう。 見通しは見当たらない。 いう批判もある。もっとも、 た種々の資料によっ 対ソ交渉に当たってはソ連に石油等戦略物資の供給等の積極的援助を求める目的 ても、 戦争の早期終結、 て確認できるとい つ タブーで この段階で 実際には東郷はソ連仲介の可能性はありえないと認識 同様の推測がある。 あっ ち早期 いえようが、この時点にお 「国体護持」論もまだ顕在化し ので、 「和平」の実現を企図していたことは事 「和平派」はあえて積極 それにしても、 ここには、 いてソ連の仲介を期待していた点は甘き ックであったという推測もある。ま 的 て は 「和平」 の点については触れなか それには、これらの点 後の「占領」につい ?を含ませるという意 こていたのであって、 F実であり、 これは戦

テルに滞在中のマ ついて、 のような結論で一応意見の一致をみ リク大使も「研究」を約したがその後返答は 六月三日、 リク駐日ソ連大使と会見、 四日の両日、 広田弘毅 た「六巨頭」も結局 「日ソ両国関係の根本的改善と平 (外交官出身で元総理・外務大臣、 なく交渉は中絶し 「同床異夢」 に終わっ 駐ソ 関係 大使の経験もある)が、箱根強羅ホ 持 し、 の われ の条約締結」を申し いるが、 前記の結論

対する米内海相の とにほぼ意見が これに基づ 六月一八日開催された最高戦争指導会議にお 一致したが、 て広田・ 「奉答」とこれを補足した東郷 マ さらに六月二二日開 リ ク 会談が 再開され 外相の意見に かれた「六巨頭」による最高戦争 しょ 連側 て「国体護持」を条件 よっ の反応は てソ連仲 なか 介によ と 指導 る和平交渉 会議にお ソ 連を通  $\mathcal{O}$ いて、 でする交渉を行なうこ 実行が改めて決定さ 「御下問」に

米英ソ三国巨 による ツ れ る との情報 対ソ交渉を急ぐ方針

斡旋に

より

 $\mathcal{O}$ 

らに日本政府は、

基づ

佐藤駐ソ大使にモロ

しながら、

フ外相との会見を訓

この会見は七月一一日実現

て、ソ連に居中調停を依頼することとし、

そのためには天皇の親書を

25

一方、七月七日、内

した特使をモスクワに派遣するという方針が示され、その特使として、近衛文麿公爵が選ばれた。

七月二〇日ソ連政府か らは鄭重な外交的表現ながら、

日本は米英両国があく まで無条件降伏を強要するのならば、 特使の派遣を事実上拒否する回答があり、 徹底抗戦を行なう決意なので、ソ連の

「無条件降伏に非ざる和平」 の実現を強く要望する旨ソ連に申し入れ、 対ソ交渉を続行したが、ポツダム

参戦であった。ソ連の参戦は周知のように同年二月のヤルタ会談で秘密裡に決まっ (七月一七日-八月三日)、 ポツダ ム宣言 の発表 (七月二六日) もあ り、 ソ連の 回答はなく、 ており、ポツダム会談にお

結果はソ連の八月

リン首相はこれ また秘密裡に改めてこれを確認して たのである。(12)

前述のような正 ダレ 式外交ルートによる対ソ工作と平行して、 スはルーズベ ルト大統領の政治顧問) に対する極秘裡の接触 (「ダレ 藤村義朗スイス駐在海軍武 ス工作」) 官によるアレン・ダレス(そ などの和平工作もあったが、

中央で の徹底抗戦論に和していた軍令部が反対したためこれを取り上げず、 この工作は中途で打ち切られ

ナ派遺軍 (陸軍) の対重慶政府との 和平交渉のため、 岡村寧次司令官の代表今井武夫同軍参謀副長は何応欽

中国陸軍総司令官の代表との接触を河南省で開始したが、諸事 情によりこの工作は事実上打ち切 切られた。(4)

のように、 駐ソ 佐藤大使を通じてのモロト 中央では、 最高戦争指導会議の正式決定に基づ フ • ソ連外相に対するものとの二つ い て、 広田元首相によるマ の ク駐日ソ連大使を通じて

軍および政府

の中央の認知を受け Į, 「和平」 工作とがあっ たわけであるが、

軍出先機関によ のものと、 いずれも実らなか

よる対ソ接触、さらに陸海

大使も指摘したように、 不可侵の聖域ともいうべき国体論といった、 いたとい 時はすでに遅く、 らべきであろう。 ズム的体質等に、 このような事態について日本の軍と政府は「和平派」を含め 日本が対等でソ連を含む連合国と「交渉」 より根本的 しか も陸海軍の対立、 近代的、 な問題があっ 集中的統治の構造と意識の 国務と統帥の乖離、海軍 たと い **うべきであろう。** などを行なう段階ではなく、佐藤駐ソ って客観情勢、 欠如、 部内に お の点は、 そして昭和初年以来の軍 ける軍政と統帥の対 国際情勢の認識に これから述べる、

欠けすぎて

#### の 向と最高戦争指導会議

ム宣言」以降の

事態においても先鋭にあらわれるのである。

IJ

石黒忠篤農商大臣および幹事が列席し 以上に 先立つ六月八 た「国力ノ現状」「世界情勢判断」を陸軍自体が原案を修正すると 旦 最高戦争指 「御前会議」として開催)が開かれた(六月六日に予備的な最高 会談(正規の構成員のほか、 とくに平沼枢密院談長、豊田貞次郎軍需大 いうかたちで報告さ 戦争指導会議を開催)。

皇土ヲ保衛 ベキ戦争指導ノ基本要綱」が決定された。 この シ 征戦目的 実行ヲ期ス」と述べられている。 ノ達成ヲ期ス」ことを「方針」 としてか 「基本要綱」 かげ、 では「飽クマデ戦争ヲ完遂シ以テ国体ヲ か つ 「要領」 にお いては、「対外諸施策

「和平」への胎動

は陸軍が原案を作成し

第1節

特ニ対

ソ施策

ノ活発強力ナル

31

例によって、抽象的文言 「和平派」 と目されて の羅列であり、 た平沼枢密院議長が 懸り 陸軍側 の 幼稚 と な 「異様」 、「和平」への姿勢は 吹るほどの 「徹底抗

見えるほどで、 おり、17 て訂正して、 アメリカ

豊田軍令部総長(海平) が予備会議における 説 明をも あえ

ては 前は

モノハ上陸ヲ許ス公算大

同会議における豊田 貞次 郎 軍需 臣 0 **/**\ 前年同期ノ三割内外ニ

予想セラレ 特ニ重要ナル 関係資材 生産ニ於 テ モ前 乃至七割程度ニ低下スルモノト予

しとい う説明や、 同会議に おける秋月総合計画局長官か ら文書報告された 「国力 ノ現状」中の「……今

う説明と正に矛盾するも ハ強度ニ規制セラレタル基準 のであるとい ノ糧穀ト生理的必要量ノ塩分ヲ漸ク わざるをえない のである。 (18) これにつ 摂取シ 得ル程度トナル覚悟セザルベカラ て論者は、 陸軍の巻返し、鈴木

ンまでやることで、 七生尽忠の神懸リ いはまた鈴木首相の優柔不断等々と指摘しているが 決議文」「幼稚な判決」と慨嘆させた。(19) またこ 前述の の段階 「基本要綱 「鈴木首相も阿南陸相 は当時の「和平推進

う勇ましい主張を譲らなかった」という。 (2) 臨時議会召集問題が起こっ 皇族もそこなわず、 た。 れ は 既述 国体護持もできる の またそこまで行かなくてすむ、 置法」というい わば

時法を成立させるためであったが、米内海 相 は百害あっ 土決戦を叫 て一利な で国民を道連れに玉砕戦に向かおうとして し」と いう主旨で召集に強く反対したが、 「急 で措置すべき法案があ るの に戦局収拾の方針を確立しない 心令で措置できる、 陸

「政治的感覚を持ち合わせない

(六月九日— 一三田)、 て

米内海軍大臣の予想通り、 倒閣を策し

は 辞意をもらし たが、 周囲の説得でようやく 翻意するとい うこともあっ た。 いた右翼議員のため混乱

および臨時議会の経過は、 さらに陸

必感を高め、

内部の抗戦派のなかにも深刻な批判が 対ソ交渉に期待をかけるかたちではあるが、 天皇 Ø 木戸内府 「思召を拝」 影響は大きかった。 郷外相と協力して

の積極的工作を開始した。

、内府も、

其の主要目的をなすはほぼ確実」である、 「本土決戦」を避ける「戦争終結」 邁進するの外なしと信ず」、 まず六月八日の 必要であるが、 自主的に撤兵し、 御満足の意を表され、 昭和二〇年度下期には戦争能力を喪失する、 つき種々言上、 その手段は陛下の御意図を体して自ら衝に当り、 「御前会議」の関係書類を閲読後、 具体的に ^ 軍備の縮小を行う」等一○点に及ぶ 速かに対策に着手するよう仰せ出だされた」のである。 は、 と 思召も拝す」と記してい いう断定のもとに、 「天皇陛下の御親書を奉じて中立国と交渉す」、 「天皇陛下のご勇断をお願 「この際政府及び また「敵側の和平攻勢」 先ず政府側を同 な起草 い申 日日 て終戦の方向に 転回 は「軍閥打倒を以て 「本軍は占領地指導者 上げて……戦局の収 .調せしむる以外にな 天皇はこの「木戸試 「木戸日記」は六月

陸軍大臣も敵の本土上陸作 うか に本意不明ない たちでの戦争終結の決意を固 って という方策 いる。 戦に打撃を与えた上 木戸内府はつ 木首相は ま いとされて 木戸内府 で、 木戸内大臣の発案と天皇の めたようである。 の提出 いた鈴木首相も、 で戦争終結が その方策を、 「国体護持」 た問題につ 総理、 この である を含む この段階に か 六月 **う意見を述べたうえで同意し** 外務の三大臣に説明して承 八日最高戦争指導会議を い 東郷会談においてソ連を てアメリカ軍の日本本 **争終結をはかることが** よって形成されたと

陸軍・海軍四大臣と陸軍参謀総長、海軍軍令部総長のいわゆる「六巨頭」) 現に努力せんことを望む」という「御言葉」があり、 り短時間で同意され天皇は より外交的講和工作を開始するよう御命令になるのが最も効果 的 で あ る」と考え、勅許をえて六月二二日、宮中で 「六巨頭」の会同(「御前会議」)が召集された。 「非常に御満足の御様子で入御になった」という。 会同の冒頭、天皇から「戦争終結に就て……具体的研究を遂げ之が実 ソ連を通じての戦争終結工作の推進が予想に反して三〇分とい による「御前会議」を召集し、ここで「直接陛下

値する。 (25) であるが を海軍大臣に提出し、 このようにして、 この時点において、 まだい そのなかで、 わば密室内ではあるにせよ、 海軍部内において終始「和平」路線を推進してい 高木少将が ア メリ カの対日 公に「戦争終結」= 「要求予想項目」 和平」政策の積極的実施が確定したの を具体的に挙げていることは注目に た高木海軍少将が「時局収拾対策」

- $\widehat{\mathbb{1}}$ 立の経緯に ジ、 務省前掲書、 つ て 上巻、二六八 -二七九ペ 七 ジ等参照。 四ペ ジ、 岡田嘉寛編『岡田啓介回顧録』、 五.
- 2 米内大将は大臣留任を固辞し、 なければ「大命を拝 「和平」に対す 八三ペ ジ参照)。 る態度とその政治的手腕に不安を感じ 辞する」とい 井上成美次官の昇格を主張し、 う強い要請を受け、 い 井上次官が に留任した た井上次官、 強く辞退したの (実松前 岡田大将等の工作によって、鈴木から米内がく辞退したのちは長谷川清大将を推したが、 掲書、 111111 7 | | | | | | | | ージ、 高木前
- 3 東郷外相入閣の経緯に つ ては、 外務省 上巻、 二八 知れない ---服部前揭 書 八八八 三一八八四ページ参照。
- じめ重臣、 海軍の和平派は、 で右翼的傾向 前述のようなうかが 革新官僚、 しょ 陸軍軍 鈴木首相の姿勢と、 の影 組 Ø 閣 ではないかと一時は不安を見 (とくに内閣書記官

「和平」工作の条件が整ったことも事実である。 内閣といわ れた内閣の性格に親近性を抱い 東郷の両大臣、 |親近性を抱いた。また現に木戸・近衛・岡田・米内・東郷と宮中・重臣・閣内・海軍を結ぶそれに豊田貞次郎軍需大臣・左近司政三国務大臣等海軍穏健派の入閣、実質は岡田内閣、海 た。また現に木戸

- 統括権限を強化した。 めた行政の調整すなわちいわば広域行政を行なっていたが、 地方行政協議会」が設けられ、 昭和一八年七月、 地方行政の総合調整のため札幌・ 総監(従前の地方行政協議会長)には大臣経験者が就任した例も数例あった。 会長に協議会所在地の知事 仙台· 「本土決戦」に備え、 (北海道・東京は道・都長官) が就 任し、 新潟 名古尼· この「行政協議会」を「総監府」に 代え都長官)が就 任 し、各省出先機関をふく 髙松・福岡の全国九都市に
- 6 間でも日本処理がおおやけに論議されるにいたった一九四五(昭和二〇)年初頭のころになると、 当という状況が確実に予想される場合には (X主計大尉の記録による)。 「降伏後の日本で左翼が強くなれば大山郁夫、保守派が強くなれば幣原吾重郎に政権をとらせるのが適当で、 (昭和二〇) 年を迎えるころから、 アメリ カ亡命中の メリカ国内における日本降伏後の対日処理政策の形成が進み、 大山をグァム島で待機させることも考えられる」などと報じた メリカの対日短波放送成が進み、また連合国 大山 が 適
- 条首相と衝突して辞任して重光と代り、 たとい 重光と東郷とはともに外交官出身の外務大臣で、 **う経緯があった。** 「和平」 K つ 鈴木内閣は組閣に当たっ ては東郷が = ュアン 積極的 スの差はもちろんあっ な態度をとっ て重光の留任に た。 小磯が なお たにせよ、 東郷は東条内閣の外相であったが、東にせよ、基本的には同一路線とみられ 反対 たため東郷の就任とな
- 8 三四〇~
- 9 八八八八 りが。
- 外務省前掲書、 上巻、 四110-四二三、 ジ。
- $\widehat{11}$   $\widehat{10}$

在満 本使とし 到底彼の敵に ては到底望なきを信ずるものにして……独潰滅の今日ソ連として何を苦しん 佐藤尚武駐ソ **べきや……。** あらず。 大使から東郷外務大臣あてに「ソ連を ……大捷を博したる後の赤軍は総て 「大至急 親展し 意見電報 て我 到 た(六月一〇日若電)。 でソ 米関係を犠牲にしてまで ること素人目にも明らか なる態度に出でしむるこ 佐藤大使

その後も引きつづいて本国政府の対ソ施策を批判して独自の意見を述べた電報を外務大臣あて に 送って いる(外務省前掲 も社稷には代へ難し即ち我は早きに及んで講和提唱の決意を固むる他なしと言ふに帰着す」とも極言している。佐藤大使は 外務大臣あて電報では「……交戦力を失ひたる将兵及び国民が全部が戦死を遂げたりとも為には社稷は救はるべ く も あ ら 上巻、四六五―四七五ページ)。また、佐藤大使の電報は近衛公の目にも触れ、強い影響を与え 幾千万の壮丁数百万の無辜の都市市民を犠牲にして猶抗戦の意義ありや……」と意見を述べ、 七千万の民草枯れ上御一人御安泰なるを得べきや想ふて此処に到れば個人の立場も軍の名誉も将又国民としての自負心 一四日着の外務大臣あて電報でも「……内容空虚もしくは事実に遠ざかりたる美句 四四六ページ)。 到底彼等を首肯せしむるに足らず……、 敵空襲加速度に激 化しつつある今 彼はさらに七月二一日着 日猶帝国に抗戦の余力あねて彼等(ソ連――引用 たといわれる(外 務省

てにも提出していることもきわめて注目を要する(外務省前掲書、上巻、 し当たり、 と民間各方面においても「終戦工作」ないし「和平工作」が秘密裡ながら行なわれるようになった。 国の危急を救はせ給はんことを。……」という上奏文を呈出し、同趣旨の意見を木戸内大臣、 亡に導くに異らざることを。陛下英明の資を以て此の難局に立たせ給ふ。仰ぎ希くば戦争の帰趨を大観せられ、一断以て皇 位を有利にしようとする試みは殆んど望がなく、 いて、「……徒らに必勝不滅の信念を高唱して戦争完遂の一途に邁進せんとする者あ ら ば、 なお、 有田八郎元外務大臣は七月九日付を以て、 向山寛夫「民間における終戦工作」(日本外交学会編『太平洋戦争終結論』所収) 争完遂の一途に邁進せんとする者あ ら ば、臣は慮る、如何は畢竟皇国を滅敵が本土上陸すれば「万事休す」ということになるという見とおしに基づ ソ連、 中国(重慶政府、延安政府双方)に対する工作によって日本の地 四七五一四八四ページ)。 を参照 鈴木総理、 なお、 これらについては、 米内海軍両大臣あ この時期になる

- $\widehat{13}$   $\widehat{12}$ 外務省前掲書、 上巻、 四四四一四四七ページ。
- 外務省前掲書、上巻、 二四一一二四三ページ参照 二九八一三一四ペー ゞ。 なお、 この問題につい 動向につい ては実松前掲
- 14 二四五—二四六 ージ参照。
- 服部前掲書、 八九五一 九〇六~ ジ
- $\widehat{17} \ \widehat{16} \ \widehat{15}$ 高木前掲書、 九六ペー

- 九〇六ペー
- 20 19 10111
- 21 据えたことは「米内人事の黒星」「みずから外深を埋める人事行政」と評し、また米内大臣が「井上 事参議官に転補された)ことを批判している(髙木前掲書、一〇〇、 米内大臣が、軍令部総長を更迭して及川大将の後任に豊田副武大将を、 が最後まで陸軍に追随して徹底抗戦を唱えたことは、 一番肝心の時期に次官交替となる進級を行」なった これと関連して、「和平工作」について米内大臣、井上次官を補佐した高木元少 将 は、 (井上中将は昭和二〇年五月一五日付を以て海軍大将に進級、同時に軍 米内・井上・髙木ラインにとって決定的誤算であった。 一二六ペーシ)。確かにその直 小沢軍令部次長も更迭して後任に大西滝次郎中将を 次官の反対を無視して、 後豊田大将、大西 中 将
- 22 高木前掲書、 九八ページ。
- 23 以上の点は、 木戸前掲書、下巻、 1二0八-1110%-ジおよび服部前掲書、 九〇八 九一〇ページ参照。
- 外交交渉を促されたことは、木戸、 起草されていたことは、まさに救いの綱であった」と述べ、 服部前掲書、九一〇一九一一ペ 大臣が首相なるが如き観を呈し」てい ージおよび高木前掲書、 米内の暗黙の合意で総理の決意を促進された結果と信じている。 たと記している(同、 一〇六ページ。髙木元海軍少将は右個所にお い て、「陛下お自ら 服部前掲書はまた「(六月) 一三日以降の助きは、 九一〇~ 1ジ)。 の動 き は、あたかも木内府の時局収拾試案が
- 25 六月二八日にこの「時局収拾対策」を海軍大臣に提出 米内大臣、井上(前)次官から「終戦対策研究」とい たのであるが、 う命を受けていた高木少将は、昭和二○年五 「対日要求予想項目」とし 月一五日に「研究対策」、 は左 の 一六項が挙げら

第1節 「和平」への胎動

- 効果的恒久的武裝解除
- $\equiv$ 処刑場 合二
- 四 全占領地域ノ放薬所在軍隊ノ 武裝解
- 植民地及領土一部ノ割譲
- 自治 姓立)

十 三

八七

38

- 樹立

- <u>+</u> 航空工業以下重工業ノ禁止又ハ管理
- 十 二 賠償(或ハ現物補償)
- 十四四 国民教育、 信仰へノ干渉

反米英的

一切ノ組織ノ

- 十五 政治軍事経済各界要人へノ弾圧
- 人口縮減ニ対スル強制的措置

照)。 送で触れたので華族か家族かは不分明であるが、注記。以下も同じ)の解体、9農業改革(地主制 のもある」とX大尉に語っている。 性もありうると答えている。奇しくも前掲の高木元少将の推測と一致している点が多いが、 全般にわたる民主主義化を要求することは確実であるが、 当期間にわたる本土の軍事占領、 犯の即時釈放、⑦共産党の合法化と治安維持法の廃止、⑧大経済コンビネーション の要求について問われたのに対し、 がなくて予測から洩れた」と回顧しておられる モに基づ なお、 以上に関連して、 高木元少将は、 て、 連合国、 た宮中方面にも伝えたようで、 X主計大尉が昭和二〇年五月、 とくにアメリカは日本に対し、(1)日本軍の無条件降伏と武装解除、 (9農業改革 (地主制の廃止と思われる)、 右について「農地解放、 (3)全植民地・占領地の放棄、(4)連合国による戦争犯罪人の処罰、 同大尉は、応召勤務中の海軍省の宿直士官室でアメリカの短波放送を聴取してとった 英語放送の感触では華族と思われる)、 「全体として致し方ないと思うが、 貴族員議員で元宮中高官の前記Y氏から、 財閥解体、 ラジオ放送によると、 共産主義者の釈放、 (10)労働改革、 一〇五ペー 場合によっては天皇の退位も含まれる可能 (11) カ ゾ (財閥を指すものと思われる。 なかには非常 大企業の分割などはその方面の知識 似その他政治・経済・社会・教育 ク制度の廃止(これ は 日本語放 Y氏はこ 軍の解体、再軍備の禁止、 「和平」に関しての連合国 (5) 賠償、 に結構で当然と 思 うも れを親しい海軍出身の 一九—一二〇ペ (6)政治犯·思想 X大尉の (2) 相 ジ参 メ

#### 第二節 术 ツ ダム宣言・原子爆弾投下 ソ

#### ポ ツ ダム宣言の発表と日本の

む四国共同宣言となる)が発表された。この「宣言」は明らかに日本に対する最後通牒的な意味をもつものであり、 日本の降伏後の連合国による日本占領と日本処理の基本方針を示した「ポツダム宣言」(米英華三国宣言、 かも日本は軍事的にも、 たにもかかわらず、「なおかつ痴人の繰り言に近い論争が二〇日ちかくも繰り返される」のである。(1) 昭和二〇年六月二二日の「六巨頭会議」の決定に基づいて対ソ交渉が開始された経過はすでに これまたすでに触れ ソ連三国代表による「ポッダム会談」が開かれ、三国は同二六日(現地時間)日本に無条件降伏を勧告し、 軍需生産、 たように、七月一七日からベルリン郊外ポツダム(現東ドイツ領)におい 国内食糧事情等の諸部面においても、 これを拒否する余裕は 、て、アメリカ、イギ に述べたとおりである 客観的には絶無であ のちソ連を含 また

じた和平交渉を行なうべきである、 を生ずるおそれがあり、 れを受諾することによって戦争を終結すべきである、 七月二七日朝、 米ソ華三国のいわば「有条件講和」の申入れであり、 この宣言をサンフランシスコからのラジオ放送によって知った外務省首脳は、 また「宣言」決定には当然ポッダ との結論に達し、 ただし日本政府としては一応は沈黙を守り 東郷外相もこれに賛意を示した。 研究の必要がある、 ム会談に参加 しているソ連のスタ これを拒否すればきわめて重大な結果 東郷外相は、 く、できればソ連を通 同日の幹部会で、 ン首相も参画してい との 「宣言」

もこれを主張した。 きである、として、 の時点 では ソ連に対しこの宣言とソ連との 天皇に奏上し、 日ソ両国は中立状態にあったためこ 同日午前緊急に開 関係を確 かれた最高戦争指導会議構成員会議、 か の宣言に参加 めつつ、 ソ 連を仲介とする米ソ して しょ な しょ と V うことに着目し、 華三国との折衝を行なうべ 午後開かれた臨時閣議で しばらくは意

に反論して、 を拒否し徹底抗戦を行なうべき「大号令」を発せられるべきである、 これに対し、 新聞に対して ようやく外相の意見に一致し 最高戦争指導会議では、 ノ コメ ン 阿南陸軍大臣、ならびに豊田軍令部総長など軍統帥部が「宣言」は断固これ の 그 た。 閣議 スとし、 でも、 外相の意見が承認 かつ大きく扱わないようにと と強く主張したが、 されたが、 新 いう指示を行なうことを決定 鈴木首相、東郷外相がこれ 聞発表については論議があ

殺するだけである。 してこれを無視する旨を正式に発表せよ、 かれた情報交換会議(東郷外相は他用のため不参加)にお とされたのである しかし翌二八 報道されたのである。 問に対して、 などと報道され ちのちにいたるまで、 日の新聞記事には、 「共同声明はカイロ会談の焼直しである。 われわれは戦争完遂にあくまでも邁進するのみである」 これに 国際的には 余の誠に遺憾と思う点」(3) つい 日本政府はこれ ては鈴木首相は、戦後みずから、 「拒否」 という強硬な意見が出され、 を「黙殺」すると報道したものもあ と回顧 いて軍部、とくに統帥部から、軍の士気に関するので、政府と ア して 政府としては何ら重大な価値あるとは考えない。ただ黙 メ る。 カの原爆投下 この応答は「不承不承し 鈴木首相はこれに押されて、同日の記者会見 この と応答し、 これが七月三〇日の各紙に一 ~ ア しかも、同日宮中で開 カでは ignore または てれぞれの理由のひと た」のだが、「この一

殺談話」が出るに当たっては、陸軍のみではなく、 がとくに強硬な申入れを行なったが、 相談話に 東郷外相は閣議決定違反として抗議したが、談話は取り消され 鈴木の「黙殺談話」に対して米内海相は比較的楽観的であったという。(5) 海軍の軍令部次長大西滝次郎中将 (神風特攻隊の発案者、敗戦後自決) なかっ た。なお、この際「黙

通商参加を容認していること等において、完全に敗北し、 国の対独政策と比較し、 国土を認めて る観察」と題する電報が 一日も速や 「黙殺談話」の報道された八月一日、 場合とは 、ること、 かにポッダム宜言を受諾すべきである旨の意見具申があった。(6) 顕著に相違することを指摘したが、 軍隊の武装解除後の平和的生産的生活を認めていること、 皇帝(天皇)と国体について触れていないこと、 到着したが、 同公使はこの電報のなかで、 在スイス加瀬俊一公使から外務大臣あてに「ポツダム宣言に 関 す 連合国が分割占領し、 八月五日着電で、 同公使が、 日本の主権を認めて 在ソ 主権が認めら 連佐藤大使か の保持、 、ること、 ゆる れず直接軍政の行なわ たポツダム宣言を連合 原料入手、 外務大臣あてで 日本の固有の 世界

外務省事 務当局 は、 ポツダ 厶 宣言の全般にわたる逐条的検討の報 告 書(下田武三条約局 一課長起案)を作成し

ポツダム宣言・原子爆弾投下・ソ連参戦

宣言を受諾する で銃剣をおそれ 財界人、 「和平」を進言する者も多くなった 鈴木首相 本国内では、 ことが日本の採るべき態度である旨を閣議に伝えるべき旨を申 言論界代表等一一名) てひっ息して のポ 軍部、 ツダ ム宣言 いたかれらを刺激したのである。 とくに陸軍と海軍統帥部はポ から 「黙殺談話」 全員一致の意見として、 のである。 の発表が政界、 とくに、 ツダ 下村宏 このため、 八月三日、 財界の ム宣言拒否、 (海南) 「和平」期待派を失望させ、かえってそれま 内閣顧 木戸内府等 国務 (衆談院、 に対し 報局総裁)に対し、 個人的に、また隠密では 0 貴族院の長老議員、外交界 ょうな動きに対し、 支持に固まっていた ポツダム

木首相 なかった? ツダ ム宣言を相手側 の最後通牒とは解さず、 なおまだ対ソ交渉に望みを託 殺」の方針を変 えよ

の「和平」は形容矛盾ながら無条件降伏を受けいれるにしても、 「和平派」といえども ある 和平を推進した最上層部はポツダム宣言には、 そして、 いは認識はほとんどなかったといえよう。 たのである。 わゆる「終戦の詔勅」 の段階では前記のような海軍部内における高木少将の「時局収拾策」の この点は、敗戦、 れた 「ポツダム宣言受諾」、 の 木戸内府、 さればこそ、 米内海相ある 占領、 もそのような 戦争終結もポ さらに戦後の歴史全般にわたっ すなわち降伏後の連合国に かたちになっ は近衛 天皇の地位についてと日本の君主制につい ただ ツダム宣言の「受諾」という 「国体護持」がいわ の 間で て それは、 は いたのである。 既定の線で よる占領とその体制 て重要な意味をもった わば有条件が ば「条件」であった かたち ような検討はあったにせよ、 て公には 的無条件降伏の道であったの の線 政策についての見通 ての言及がないことに 「敗戦」ではなく「終 和平」「戦争終結」が んのである。 すなわ **たのであって、かれら** が固まりつつあった。

# 一 アメリカの原子爆弾投下とソ連の参戦

٤ た、 ポツダ 宮中 ム で戦争終結を図るべきであるとい 宣 臣 言受諾 海軍 和平派 に よる 和 0 平に 0 は反対し、 「和平」工作が 和平 本格的に開始され を選ぶにしてもア そし メリ カ の真意が の本土 これに対して、軍統帥部 ポッダム宣言に関する 上上陸作戦に打撃を与

に対する原子爆弾投下が行なわれたのである。 黙殺談話」以来ふたたび不明確になったとい う諸条件が<br />
交叉し て、 在苒日をすごして に、アメリカ軍の広島

を別の都市に投下するということをもふくめた内容のもの) **子爆弾」という表現は一切用いなかっ** がトルーマ 八月七日朝(日本時間)、 原子爆弾であることを確認し ン声明を小さく報道することは許しはしたが、 トルー マン・アメ たが たのである。(8) これを「新型爆弾」とのみ発表し、 リカ大統領が原爆投下の声明(日本が無条件降伏に応じないならばさらにこれ を発表、 公に 日本の軍部も調査の結果広島に投下された強力な新爆 はついに敗戦 陸軍 にいたるまで長崎の場合をふくめて「原 の強 V. 主張により日本政府は、新聞

になっ 原爆投下翌々日の八月八日、 を見た以上、 しと思う」旨内奏した。この時のことにつ 戦争継続は不可能 ア メリ カの原爆投下はソ連の回答を鶴首して待って 東郷外相は、 である。 速やか 鈴木首相と協議のうえ、 いて、 に終戦措置を講ずるようにせよ、 「陛下は、 これを聞こ 天皇に対し、 いた日本の最高首脳部に土 し召されて、 「最早ポツダム なお、 その旨を首相に伝えよと仰せ 原爆の ような新兵器の 出 現 宣言を受諾するより へきな衝撃を与えた。

しかしながら、 東郷外相 統帥部は全軍に対し の内奏後、 鈴木首 相 「この爆弾 は直 ちに最高戦争指導会議の召集を決意したが、 は恐るべきも のではなく、 我が方に対策がある」という主旨の これは構成員の都合に

戦布告と中国東北 八月九日、 地方 連の て (高州 「神頼み」とし 対日宣戦 ^ の と長崎に対する原爆投下 進撃だっ て期待して の である たソ連に対する居中調停依 の日を迎えたのである。 は、 る高首脳部が「和平」 ソ連の対日 参戦

第2節

- 1
- 2 この前後の経緯については主として、 下巻、 五〇一— 五〇二ページ等による。
- 3 『鈴木貫太郎伝』、 三六七一三六九ペー
- 4 については、 日本国内で反論が多い 五〇三、 この鈴木談話をア X y カの原爆投下、 連の対日参戦の理由とされたこと
- 5 に対する感覚の欠乏は、 高木前掲書、一二六―一二七ページ。 世人の予想以上であっ 髙木元少将は右の個所 た」と回顧している。 で 「当時の海軍の長老たちの共 、通した国内、 国際政治
- 6 外務省前掲書、 五二四一五二七ページ。
- 7 服部前掲書、 九二〇 九二一ページ。

第2章

- 8 九二二ペ
- 9 外務省前掲書、 五三五一 五三六ペ りが。
- 『太平洋戦争陸戦概史』、

# ツ ム宣言の受諾と戦争の終結

# 第一回「聖断」 と連合国に対する条件つき受諾回答

「仰せ」)を伝達された。 ある」という主旨の言葉をもらしたというが、それまで、戦後にいたっても海軍「和平」派から態度あいまいと指摘(1) されている鈴木首相も、 内海軍大臣も共に、「言葉は適当ではないかも知れぬが、 広島、長崎への原爆投下に加えてのソ連の対日宣戦は、 木戸内大臣から「聖慮」(木戸内大臣に対する戦争の収拾につき急速に研究決定の要があるので首相と充分懇談せよという また東郷外相に対し、 九日のソ連参戦直後、 「この内閣で結末をつけることにしましょう」と方針を示し 迫水久常内閣書記官長に対し、 陸軍などの徹底抗戦派を抑えるのには 日本の最高首脳部に決定的衝撃を与え、とくに近衛公も米 「いよいよ来るも た。首相は参内した のが来ましたね」と ある意味で は 天佑で

これに先立って同日、 東郷外相は鈴木首相と会談後米内海相と会見、 急速に戦争の終結を決定することにつ

宮中で開かれ ソ連が参戦した八月九日、 最高戦争指導会議の召集の手続をとり、 た。 この会議で鈴木首相はみずから「ポツダ 前述のように東郷外相の進言を受け、 同日午前一一時近くから最高戦争指導会議構成員 ム宣言受諾」を提案したが また木戸内大臣か 「国体護 「聖處」 持のみを条件」 とし 《会議 (六巨頭会議) が を伝えられた鈴木首

武装解除を自主的

を図 東郷外 再開後の閣議では、 強くこれをしりぞけた。 つ 次国務 相 から、「皇室の存続を唯一の条件として受諾すべきこと」を主張したのに対し、 閣議は深更にいたっても結論を出せず再度の休憩に入っ (予備役陸軍中将) 者 を堅持すべきである」 鈴木首相から、 太田耕造文部、左近司国務 の両大臣は阿南陸軍大臣を支持、 最高戦争指導会議で、 との発言があっ (予備役海軍中将) た。結局、 ポツダ 態度不明者五名、 ム宣言受諾にほぼ一致した旨の発言があり、つい 東郷外務大臣の意見には、 た。 の各大臣が賛成 な お 太田 と 文部大臣の内閣総辞職意見は総 Ļ いうことで下村国務大臣が妥協 「松阪広政司法 (検察出身)、 陸相から「四条件(前 米内海軍、石黒農商、

開催された(構成員のほか内閣書記官長、 夜半近くか ら最高戦争指導会議が 陸海軍両省軍務局長、 とくに勅許 に より平沼枢密院議長 内閣総合計画局長官が列席)。 P 参列 を認 め 5 れた 「御前会議」とし

では、 冒頭鈴木総理みず .カ> ら朗読 7 「客月二六日 宣言に 挙げ 次件中には天皇の国法

提案をふえんし、 の地位を変更する要求を包含し居らざることの諒解の下 を行なった。 米内海軍大臣がこれに賛意を表した。 つ いで東郷外相は、 「皇室の護持」 のみを条件とし 日 本政府は之を受諾す」 てポ 宣言を受諾すべきであると総理 う提案 (東郷外務大臣が作成

を願い 大権を変更するの要求を包含し居らざるとの諒解 「天皇の国法上の地位を変更するの要求を包含し居らざることの了解の下に」となって これに対して、 首相を除 の発言を行なったが、 そして一〇日午前二時三〇分、 て賛否三対三となったが、鈴木首相はみずから意見を述べて決をとることをせず 陸軍大臣、 豊田軍令部総長は、 参謀総長は前記の四条件の堅持を強く主張、 東郷外務大臣案に基づく 陸軍大臣、 の下に」 と修正を要求し、 参謀総長に賛意を表した。 「ポッ 平沼 それが容れ グ ム宣言受諾」の 密院議長 平沼枢密院議長は、外務大臣が られたとして賛成した。これ いたのを「天皇の国家統治の 「聖断」が下ったので す、「聖断を仰ぐ」こと 聖断」により決すべ

どの名が挙げられている 件でポツダム宣言受諾のほか 相に強く進言 との 高木惣吉海軍少将 した米内海相、 事前準備に当たっ ない 左近司国務相、 (海軍省 こと」を進言した近衛文麿公、 た人物とし 出仕)、 迫水書記官長のほか、 松谷誠陸軍大佐 ては、 多数決に よらず (陸軍派遣の鈴 高松宮宣仁親王、重光葵元外務大臣、松平康昌内大 木戸内府に、 「聖断」によっ 木首相秘書官)、  $\neg$ 四条件を外し て事 を決 瀬俊一外務省書記官な すべきであると鈴木首 国体護持のみの 条

第3節 ポッダム宣言の受諾と戦争の終結

米内海相は左近司国務相 て  $\neg$ 聖斯 の意見に の運びに つ て安心 基づ なっ たとい しょ て、 た われて 鈴木首相に対 5 る。 また、 し に よることを つ 「耳打ち」で進言し、 K 米内海相は左近司

「国体問題に関する諒解づき」で「ポッダム宣言を受諾」するという閣議決定がなされ、 鈴木首相、 よる戦争終結の方針が ようにし 閣議に報告されたが、 東郷外相から重臣に対するポッダム宣言受諾にいたる経緯につい 「聖断」によって決定した八月九、 確認されたわけである。 「聖断」によるものだけに異議なく承認され、 一〇日の最高戦争指導会議の結果 つづ いて宮中で重臣の 平沼枢密院議長 て説明が行なれ 「御召会議」が開かれたが、 全閣僚 われた。 **ぶ署名し、ここに降** れに引き続いて 再開 の修正案に基づく その直

天皇の国家統治の大権を変更するの要求を包含し居らざることの了解の下に受諾す」、 送によっ 一〇日夕刻発表された下村情報局総裁談のなか る条件づきで日本政府が ウ ェ い。 て 基づい 、……」と事情を知る者のみが理解しうる示唆を行なったにすぎない 直ちに所要の申入 正しく国体を護持し民族の名誉を保持せんとする最後の一線を守るため政府は ーデン て日本の降伏を知ったとい て、八月一〇日午前六時四五分、東郷外相から、 岡本公使には つ て日本 れを行なった。そして、松本俊一外務次官の判断によって、(8) ツダム宣言を受諾する旨を、 イギ のポ リス う。 う。 う。 う。 ツダム宣言受諾が伝えられ、 ソ連両国政府に対し、それぞれ任地国政府を通じて「帝国政府は共同宣言は しかしながら、 でわずかに「……今や真に最悪の 伝達する手続をとるよう緊急打電され、 ポツダム宣言受諾は日本国内に対しては厳秘に付され、八月 在スイス加瀬公使にはアメリカ・中国両国政府に、 マ ン大統領も、 事態に立ち至ったことも認めざるを すなわち 公式電報に先立って、この放 もとより最善の努力をなしつ 一〇日朝の海外向ラジオ放送 「国体問題」に関す 両公使はこの指令に

兵宜しく一人を余さず楠公精神を具現すべし、而して又時宗の闘魂を再現して驕敵撃滅に の本土上陸の場合に全員の玉砕を命じる阿南陸軍 下村談話とほぼ同時刻に、 「全軍将兵に告ぐ、 ……断乎神州護持の聖戦を戦 大臣の全陸軍に対する ひ 一驀直准 わ ゆる「陸軍大臣布告」 んのみ。 **延前すべし」という、** ……全国将

ある(共に一一日の各紙に掲載)。 名で全司令官に対 され、 内外に対し、 よって強行されたも のではない 陥り国策 かという疑心暗鬼の念を生じさせた。 両者に深刻な対立があるのではない Ļ の大本に背反するが 「帝国政府は昨十日以来国体護持を条件として外交交渉を実施しつ の(阿南陸相も承認)であるが、 も配布された。(1) これは内閣情報局に出向し 如きことなきよう厳に て同日夕刻 なお、 か、 政府と陸軍の矛盾した二つの発表が同時刻に発表されたこと て あるいは陸軍がクーデタを行なっ 大本営海軍部は、 いた親泊朝省陸軍大佐(ミズ のラジ 注意指導すべ 一一日正午、 とい スでは、 **う内容をふ** 両者が同時に放送されたので つ リ号上 **海軍大臣、軍令部総長連** ても「本土決戦」を強行 くむ訓電を発した。(2) り、……苟も不規逸脱 の降伏調印式当日自決)

# 一 連合国の回答の到差

決定せらるべきも 連合国側の回答は、 八月一二日午前〇時 の国家統治 に対する連合国(米 の権限は降伏条項の実施の 四項で「最終的の日本国の政府の形態はポ のとす」(当時の外務省公訳)と述べられ 日本の 一五分頃か 「天皇の国家統治の大権」に関する申入れについては、 英・ソ・ 5 外務省、 中の 為其の必要と認むる措置を執る連合軍最 四国)の回答に関する放送を受信したが、 陸海軍省、 同盟通信社(現共同通信社) 7 ツダム 宣言に遊ひ日本国国民の自由に表明する意思によ 高司令官の制限の下に置かるるも 正式回答は 第一項で れ日本の申入れ(条件 「降伏の時より日本国 一二日夕刻到着した。

ダ ム宣言発表前後の経緯、 る ので、 ここではそれとの重複を避けて立 連合国の前記回答文作成の経過につ ち入らな しょ いては、 こととするが 本財政史第三巻 力 側は、この回答におい (第一章) において詳し 第3節

第2章

をもえて、 の要請を事実上認める回答文が、 除を確実に 問題の 「本土決戦」を前にポツダム宣言に基づ を基礎とし 天皇制 ては、 ては当初賛成ではなかっ ン陸軍長官、 の問題についてのア メ の回答によ 在ワシン てバ 国の政策としても未確定であったが、 行なうために つきポツダ の国内に 巧 とし フ つ ン て、 トン ズ長官 (本人は対日譲歩に反対であった) お 7 め 厶 しい 「日本派 と評され ない も日本側の天皇問題に関する申入れを受け入れるべ 天皇制の廃止に絶対反対を主張して 日本の天皇制の存続は ス 宣言受諾申入 メ て ス リカの公式態度をほかならぬ日本に対し表明せざるをえなくなったのである。日本の国体 タル海軍長官、リ たが、 イス代理公使を通じて日本に通告されたのである。 「中国派」等の対 日 大統領、 るゆえ 本降伏後に ア であ メリカの強い説得によっ れをうけ **\**\ ったグ て日本が降伏するか否かという決定的瞬間に であん 他の閣僚 お たトル ける ヒ顧問(海軍元帥)らを緊急召集し、 日強硬派に 「暗黙裡に はからずも、 の賛成と大統領の承認をえたが、 「天皇」の ーマ が起案 ン大統領は、 勝利を獲得した ア 官 implicit」認められたと感じ、 ただけに、 ア て賛成したといわ 題に カ した、ポッ メリカ 办; 9 対日 の原爆投下、 安堵と勝利感を味わ わけである。 て きである、 回答につ ダム宣言とも矛盾 の ねてから孤立状 ソ連 れている。 協議を行なっ さらに、 ソ連の参戦という時点、そして は、 V つ とくに、 お というスチムソン長官の主張 て、 い 天皇問題についての部分に 国務省の「日本派」も、 て、 そし 英・ソ・中三国の同意 ったものといわれる。 しないかたちで、日本 があり、当時の段階に アメリカは日本の「天 して、スチムソン長官 」「皇室制度」をどの 態にありながら、「天 戦前から日本の上層 たが、結局、武装解 ンズ国務長官、スチ

理解 これが占領開始後の憲法問題で顕在化する て いた かは別の問題である。 この点は 当 の 日 Ø しく異なるものが

れることは、 当時の指導部との間では認識が非常に異なっていたが)、 ように、 本の歴史に 天皇の戦争責任問題とともに、 まだ確定的ではな 決定的な影響を与えたとい か つ たが、 ってよ 日本降伏後、 「国体護持」 日 (その 米間 そ て占領下 の接触の第 容に つ V. ド 7 お 一段階にお け る Į, ま述べ の た 展 て天皇の存在が事実上認めら よう そして今日にいたるま とくにアメリカ側と日

連合国 ment to rule ところで、 established 天皇 の 軍部 の回答訳文次 また"The にも受け入れ の部分は、 とりあえずア the bу state ultimate the で 「従属する」等とは訳 freely は、 やすい訳文とすることとし、 shall be の メリカのラジオ放送で連合国か 「和平」反対派ないし強硬な国体護持派、 form of expressed subject government to the will of さす、 象を与える of Supreme Japanese あえて "the Japan 5 authority of the 「連合軍最高司 shall, の回答を知 people" Commander in の accordance つ 部を刺激する of ultimate 官の the Emperor Allied with おそれが the 置か Powers"のうちのとくに the Japanese る」ものとす」と「意 形態」という訳 をつ otsdam Declaration, government の個所 以と翻訳に腐心した。 十分にあるので、強 govern-

太平洋戦争の終結

意したのである。 (1) で戦争終結をはかるべきである、 連合国の回答を受けて、 鈴木首相も、 とあるのだか 大臣、 次官以下外務省首脳部のなかでは、 の時点では東郷外相、 連合国による天皇制問題に対する圧迫、 日本政府部内、 とした松本俊一外務次官の進言によって、東郷外相、 迫水書記官長の意見の影響をうけ、それまでとは異なって迅速に受諾を決 とくに、 「日本国の政府の形態は、 「和平」派にも逡巡の気持が走ったが 干渉は ないという考え方が 日本国民の自由なる 迫水書記官長も受入れを決意 ったのである。そし(6) 意思により決定 され 足ではあるが、これ

そして、 らも「速かに受諾せよ、 一二日午前、東郷外相は鈴木首相を訪問して連合国の回答を受諾すべき旨の賛意を得て天皇に報告、天皇 総理にもこれを伝えよ」との指示があ り、 首相に対し右経過が報告された。 (18)

共に無条件降伏を要求し特に国体の基本たる天皇の尊厳を冒瀆しあるは明か」とし、 と上奏したが、天皇から、 しかしながら、 連合国側の回答について独自の訳文(前述の 第二項に反対である旨の申入れがあった。その直前、 また以上に先立って、 平沼枢密院議長、 う。 「公式返電のない前に訳語のことなどで過早に是非を論じることは慎 また、 この上奏を知った米内海相は豊田総長、 同日早朝、 阿南陸相から鈴木首相に対し(陸相は内大臣に対しても)、 陸海軍統帥部を代表して梅津参謀総長、 "subject to"を「従属する」と訳した)に基づき 阿南陸相は陸軍省中堅将校からも連合国の回答拒否を訴え 大西次長の両統帥首脳に激怒、難詰した。(19) 「断乎とし 豊田軍令部総長は 天皇に 対 国体論の立場から、第一 むべきではないか」 て峻拒すべきもの」 「敵国の意図が名実

一意継戦あるのみ」という訓電を発した。 陸軍では大臣、 参謀総長連名で全司令官に対 カ の回答は 「国体護持の真意に 反す」るので「断乎一

日に持ち越された。高木元少将は「(鈴木首相は) 阿南陸相と同様、(紅) 強く反論したが、 の好機が生まれると単純に思いこまれた気がする」と述懐している。(2) た武装解除、 いたっ 同日午後開かれた閣僚懇談会でも、 これによっ いう内務、 この回答文では国体護持が確認されないし、 保障占領の問題も付加すべきである旨を主張し、 検察出身閣僚も再照会論を唱えた。東郷外相は、これ て受諾=即時和平派の東郷・米内両大臣は窮地に立ったが、 「再照会」を行ない、連合国が当方の要請を受けいれない 鈴木首相は動揺し、前述のように回答到着直後はい 阿南陸相は国体問題が不安だから再照会すべきであり、 武装解除も全く先方の思うままにされるのは軍人として忍 東郷外相と鋭く対立したが、 花々し ち早く受諾を決意したのにもかかわらず、ここ では前日の「御前会議」の決定に反するとして い ならば継戦もやむをえない、と発言し 外務大臣の懸命の誘導により、結論は翌 一戦に連合軍を撃破して、その後に和平 安倍(源基)内相、松阪法 再照会に当たってはま

のである。 行なわれたが 僚懇談会散会後、 「思召」ときい 木戸内府は鈴木首相に、 東郷外相は木戸内府を訪ねて、 て即刻連合国の回答受諾に賛成を表した。 「陛下の思召として外務大臣の意見通り進むを可とする」旨述べたので、 内大臣からの総理説得 これは直ちに外相あて連絡され、 を依頼 刻内大臣・総理大臣会見が 事態は 三転した

各皇族の協力を求 っぽう、 があっ た。 月 められ、 皇族とし 一二日午後三時から宮中に これに ては、 高松宮、 対して最年長の 東久邇宮の和平工作があっ お しょ 梨本宮守正王から「 て 皇族会議 が開 か れ たが、 一致協力 たが 天皇は 三笠宮も陸士同期 して陛下をお 平 助け申し上げる」旨の いたる経緯を説明して 生の継戦説得をしり

53

これに対して、

阿南陸相は早朝木戸内府を訪ねて、

連合国の回答(とくに第四項)

られ

ない旨申し入れたが、

相に対し、

「陛下

の御決心は深き御考慮の上なされたものと拝察する」

伝えられたが、 は実質的な日本側の条件を是認した」という新聞報道を伝える緊急電信があり、 デン公使か 松本外務次官は、とくに直接鈴木首相と面会し、これを説明して連合国回答の受諾を進言した。(55) 加瀬在スイス公使から連合国の回答の正文が外務大臣あて到着したが、 ら外務大臣あて、「対日回答作成の経緯に関し天皇制問題についてはソ連の反対をおさえ切っ て これは直ちに内府、首相に 八月一三日払暁、岡本在

### 八 月 $\equiv$ 日 の最高 戦争指導会議と臨

ことを主張した。 旨説明した。 東大国史学科教授) 直養法制局長官も列席し、 八月一三日早朝か これに対して阿南陸相は、 の「これでは国体が危ら 連合国の回答は、 ら首 官 邸 で、 彼が尊敬していた「皇国史観」 しゝ 最高戦争指導会議構 <u>\_\_</u> 法律的に という意見を紹介 し、 つ て日本側の天皇問題に関する要請 して、 成員会議 (六巨頭会談) 連合国 史学の中心的存在であ の回答を拒否し て再照会を行ならべき れた。この会議には村 からみても差支えない った平泉澄博士(当時

らの正式回答があっ 軍令部総長に対 ので、 外交交涉中 お召し は航空進攻作戦は手控えるの あ つ た  $\aleph$ 中断さ れ が た が 総長 か と **う主旨の「示唆をふく** は天皇から、「連合国

むご下問」があり、両総長は「主導的な作戦は中止しております」と「奉答」し

再開後の会議では、回答受諾の立場に立つ首・外・ 午後にいたっ て東郷外相が「参内」のため、 ひとまず散会した。 海相と「再照会」を主張する陸 陸海軍両総長との対立激論

沙汰」があった。 (2) 「参内」した東郷外相に対しては、「外務大臣の主張どおりでよろしいから、 総理にもその旨 を伝えよ」という「御

法を除く他の全閣僚は 合国の回答は「国体」に反するものとして受諾に反対する論議を展開 したため、 保障占領の問題をふくめての「再交渉」を強く主張した。 夕刻近く 松阪法相は「聖断には背かない」、 外務大臣の連合国回答即時受諾論を支持したが、 から臨時閣 が開 かれ、鈴木首相から全閣 安倍内相は「総理に一任したい」と発言したが、 僚の意見が確か した。 安倍内務、 これに対して、 められ 松阪司法の両大臣はこのときも連 たが、 首相、外相が「大御心」 この場合も、陸・内・ 阿南陸相は、

る。 各閣僚の意見表明後、 りのままを申し上げて御聖断を仰ぐ所存である」という主旨の発言を行なっ 天皇につき変更するものではない。 もしこのまま戦えば背水の陣を張っても原子爆弾ができた今日、 か危険千万である。 の忠誠を致すことからいえば戦い抜くことも考えられるが、 鈴木首相は、「最後に」と前置きしたのち、「先方の回答を再三再四読 かかる危険をも御承知で聖断を下されれば、 ……結局国体護持が問題であるが その下に あまりにも手お 自分達の気持だけ満足できても日本の国はどう • 大御心は 御奉公するほ 和平停戦 で、 かなしと信ずる。閣議の 国体護持は絶対できな せよということであ んだところ、実質にお

ポツダム宣言の受諾と戦争の終結

松阪法 ような発言にもかかわらず、 安井国務 これに和 たが 阿南 陸相は、 外相 カゝ らは 「今余力あるうちに再交渉すべきで 「条件」 の 問題とは切り離 て機会あるごとに意見 ある」と繰り返し、 第3節

「和戦に関する御下問」が

豊田両総長の東郷外相

鈴木首相の提議により「聖

### 五 最後 の

(これは実現しなかった) 等のこともあった。

るが如く、 側の日本が故意に回答をおくらせているという非難を含んだラジオ放送が受信され、 「和平交渉」の状況を暴露、 に撤布 同日ア した。 善良な一般市民の大部分はこれを「敵のデマ 戦争終結についての国家意思の決定を行ならべき時間的余裕は全くなくなったのである。現に、アメリ 国民に対しては厳秘にしていた「和平交渉」が敵側のビラによって明らか メリカ艦載機が関東・東北地方を銃爆撃したが、 日に 日本の降伏を迫る日本語のビラ(伝単)を東京その他の諸都市 (東京の場合は一三日午後五 カゝ よ決定的瞬間が迫ってきた。 」としかとらなかっ アメリカ軍の飛行機はまた、 きわめて局部的ではあったにせ また日本の態度決定を督促す ツ にされてしまったわけで ム宣言の諾否というかた 連合国と日本との間

内の徹底抗戦派を刺激した。 った。しかし、 は成功したと ンテリ層など一部の国民の関心をひいた。そしてこのような「和平交渉」の内容が明らか いえる。 これは 即時受諾派にとっては有利な材料となったことは また上層部にも衝撃を与え、 内大臣も翌一四日朝 否めない。 そ の意味では を携行したほどであ になったことは、国 アメリカ側の意図

陸軍省・ 日午前一〇時五〇分から宮中におい ところで、 保科善四郎海軍省両軍務局長が列席)が開かれた。 最高戦争指導会議構成員の合同 四日早朝参内した鈴木総理と木戸内大臣との協議に て、鈴木総理大臣はじめ全閣僚、 「御前 会 譢 (迫水久常内閣書記官長、 ょ り、 梅津参謀総長、 会誕」 池田純久総合計画局長官、 豊田軍令部総長、平沼枢密院議 を開催 J. ることが決まり、同 吉積正雄

との 「御前会議」の経過はあまりにも有名であるので、 ここではく り返すことはせず、 要約だけをしておくことに

ポツダム宜言の受諾と戦争の終結

すでに外務大臣のポッダム宣言即時受諾論に賛成であったので発言はせず、 大臣の順で、 この場合「聖断」 先方は相当好意を持っ 鈴木首相は前 無理だと考える」「国体問題についていろいろ疑義があるとのことであるが、 それぞれ、 陸海軍はまだ余力があるので死中に活を求めるべきである」とい 日以来の経過につ 「連合国の回答では国体の護持が危ういので『再照会』すべきである。 ご聖断を仰ぎたき旨」述べ、 の 「御諚」 て いるものと解釈する。 のなかに、 いての説明の 「世界の現状と国内の事情とを十分検討した結果、 つい 先方の態度に一抹の不安があると の ち、 で指名により、 「あらためて連合国回答の無条件受諾に反対する者の 意 そのあと有名な「聖断」が下されたので う旨の意見を述べた。他の出席者は 豊田軍令部総長、阿南陸軍 もし満足な回答がえ の回答文の文意 を 通 も一応はもっともだ これ以上戦争を続

第3節

57

なお、 された。 体」に不安感を持つ者に対する配慮であるが、 の案文の審議に入 右の つ 「日本はまだ負けていない」 天皇の地位に て一方的に宣明 この詔書中、 」とある 「御前会議」は正午に終了、 これで日本のポ とくに同日午前 のは、 閣議は予想以上の時間を要し、 り つ その末尾にお た。 したことを意味するのである。 て、 以上述べてきた経緯か ここでも阿南陸軍大臣か ツダム の「御前会議」の直前に総理大臣、 天皇の名に 宣言受諾というかたちによる日本の降伏に関する憲法上の手続を完了したのである。 として反対が し、 て、 午後一時か お 「朕ハ茲ニ国体ヲ護持シ得テ忠良ナル てこれらになん らきわめて重要な意味があるとい あり、 別の面では日本はまさに連合国との間で決定的な論点となっている国 ら閣議が開かれ、 夜半近くに ら詔 結局 書原案中の 「戦局必ス の変化 内大臣との間でも打合せ済の た 午前中の のな つ 「戦局日々ニ我ニ不利ニシテ」 てようやく詔 シモ好転セス」と修正して い ことを連合国軍の占領を前にして、内外にわ 「御前会議」の 爾臣民ノ らべきである。 赤誠ニ信 詔書( 結果を再確認、すでに草案 抗戦派をはじめ 裁可を経て詔書が発布 全文を書き改めるこ 倚シ常ニ爾臣民 ト 共 いわゆる「終戦の詔勅」) という個所につい 国

た (詔書の発布 らである。 しかし、 ぼう、 現にその 南陸軍大臣の の玉音放送は は八月一四日午後一一時)。(35) 松本俊一外務次官はとく ような動向があったことは、 主張によっ 四日 午後七時だ て これ に、 国内発表は 詔書の日付と発布を八月 つ は 翌一五日とすると陸軍のク の である。 周知のように戦後の関係者の諸証言によ 「玉音放送」 とと 陸軍大臣が もに翌 ----四日付とする \_\_\_ デタ 五 日 に の案文に異議 による逆転が 延期 ことを強く されたのである。 って明らかとなっている。 ありうると危惧したか を唱えたり、発表の延 要望し、これが実現し 当初の予定

したの 内中堅の青 年将校の策謀に乗ぜられた結果であるとい われて

のように、 望条項も ス公使に対し訓電された。 五日ス き措置の用意のあることは、 ツ ダム宣言受諾・降伏が正式確定し、 イス政府を通じ また、 て連合国に伝えられ 「御前会議」 かねてからの準備に基づ と「閣議」 詔書が発布されたこと、 におい いて、 て阿南陸軍大臣らから 詔書発布と同時に東郷外務大臣から加 また、 これに伴い、日本政府が連合 出された連合国 に対

求して \_\_\_ 四日陸軍省軍務局からの強い要望もあり、 天皇陛下のご命令により帝国軍自ら実施するこ 置につ は占領地点を最少限度にとどめ、 た点をふまえて、 大臣から在ス う安東外務省政務局長の判断により、 いては、 1 とくにこれを条件として提示することに ス加瀬公使あ 占領については、 てに発せられ 東京等を避け、 「占領を円滑 大臣の承認を得て、 たのである。 終戦を円滑にする Ł なら また進駐兵力も 等に しめ、 つ り しょ 陸軍大臣、 ため て連合国に申入れ て か つ無用 は 象徴 には 外務省 的程度 の紛糾を避けるご 陸海軍両総長等がかねてから強く要 大臣はじめ の主張もある程度受け入れる必要 にとどめること、武装解除につ るように」という主旨の訓電 事務当局は反対であっ ことく配慮ありたく、

本のポ 以上のような経緯のの ツダ ム宣言受諾=無条件降伏、 ち、 八月一五日正午 すなわち敗戦が一般国民に知らされたわけ 「玉音放送」(ポッダム宣言受諾に関する詔 である から われ、 これによって、

に は の 諾 一五日 0 カゝ たち の 朗読、 で つその内容は連合国 「玉音放送」 原案を可 鈴木首! に通告済 0 「終戦 り かたちで枢密院本会議が宮中で開 の詔勅」 を形式的に密議するため 質疑応答ののち実質的 のものであったが、 れた。 これは実質的 쟌.

れに先立っ まで 八月一 の経過し 四日付 ととも をも に放送) つ て鈴木総理名で、 の詔勅」 カゝ で 「今や」 に伴う 国民の斉 「論」を発表(「玉音放 しく嚮ふべき所は国体

まとめて、 天皇にこれ 日枢密院本会議 を呈出 の 決意 午後 の の 上、 これを表明、

文麿公を東久邇宮の 後継首班に 自己の つ 過去におい 責任によっ て 補佐役の副総理格閣僚とし 平沼枢密院議長の同意をえて、 て候補者を選定すること、 問」を受けた木戸内 ても内閣首班候補になったことがあり、 大臣 て推薦した。 同宮を後継首 また具体的に  $\mathcal{O}$ 超非 班とし は 皇族内 つとく 態に て に東久邇宮稔彦王が、 閣が適当と認 の め なお、木戸内大臣は近衛 こくにかねてから政治 E会議」を召集するこ 陸軍大将として陸

そして東郷外務大臣は留任を辞退したため、 八月一六日に したのである(大蔵大臣は たっ て翻意し受諾を決定し 四日 東久邇宮に右の 津島寿一)。 たの 後任には重光葵元外務大臣が就任すると 新内閣では、 で、 ような内意を伝えて 同日午前正式に「大命降下 東久邇宮首相が陸軍 東久邇宮 大臣を兼任、 一七日午 しょ の ことになった。 、内海軍大臣は留任、 任式が行なわれ、新 は固辞していたが、

成立後の経緯 占領に 関連する事 項の ほか、 割愛することと 占領に 関連することについては章

リカ 本財政史第三巻で詳述され、 また本巻でも 7 の 後の、 りに、 太平洋戦争開戦 一九四二(昭和

のは「国体護持」、そしてせいぜ なったことはきわめて稀有の例 て体系的に論じられ A" 人たちに 一八年) が発表されてい 早くも対日占領政策の検討をはじめ、 ム宣言」のうたって いたる者は少なく、 よる てい 「和平工作」が、 たのに対し、 (第二章第一節注参照) であっ たにも わん 部がみずからの身に関わる武装解除、 「民主化」「基本的人権の尊重」など カゝ 散発的かつ隠密裡にはじめられたのであっ 日本の場合は一九四四 (昭和一九) かわらず、 ツダ その後、 ム宣言」 「和平」 具体的方策、 発表後の時点にお 派におい てさえ の内容などに 年 問題のみ 「戦争終結」の考え方があっても、 日本降伏後の ても、 アナ群島の陥落によってはじめ り で 最上層部の 念頭 にあった て の事前の分析などを行 も、「カイロ宣言」(一 て、占領政策、とく 「領政策が政府部内に

なわち対ア 余裕をもちえたア 対する詳 の展望をもちえな うかたちで ても、 ウェ 体系的、 細な見とおし、 てさらにその根底に ギリス、 イ敗戦」以後、 長期的な計画は カと、「緒戦の勝利 -の後につい オランダ った理由はそれのみ 画等を欠き、 日本を降伏に追い込む自信をもち、 開戦を行な は、 て検討 さきにも触れたよう 欠き、 しうる余裕のなかっ から一転して、 とく り いわんや、 に戦争収拾の 占領地に つ それが 急速に た日本との差異で つい つ 画は 日本降伏後 なきにひ 社会構造の の占領 たど つ 戦争終結ならびに、さら 政 +-日本が太平洋戦争、 ど見とおしもなく、 にことと関連のあるこ についてのさし当たり が、日本が戦争終結 策について十分 検討 E題があるのである。 戦争終結 しかも

ポツダム宣言の受諾と戦争の終結

第3節

 $\widehat{\underline{3}}$ 服部前掲書、

 $\widehat{\underline{2}}$ 

九二四-

九二五ペ

高木前掲書、

- 外務省前掲書、 この臨時閣議では、 -のみでポ 鈴木首相が強く 五七一一五七二ペ A. ム宣言 を受諾すると 服部前掲書、 シ う外 ップをとり、 務大臣案を明確にまた強く また米内海軍大臣も阿南陸軍 、主張した。 木前 この閣議の経過については、大臣と鋭く対立して、「国体護 三八一一三九ページ参
- この最高戦争指導会議、 ・ジ参照。 つ 五八六 五八 ジ、 服部前掲書、 九二七一九三
- 6 服部前掲書、 九二九ペ ジ。
- 7 ジ。
- 8 外務省前掲書、 六〇一 〇九 ~
- $\widehat{11} \ \widehat{10} \ \widehat{9}$ 六二四ページ。
  - 六一三一六一四ペ
- 「陸軍大臣布告」については、 前掲書、 九三一一 一九三二ペ
- 高木前掲書、 一四八ペ リジ。
- $\widehat{13}$   $\widehat{12}$ 外務省前掲書、 六三〇-ジ。 なお、 回答全文(外務省訳) は左記 のとおりである。

を併せ述べたる日本国政府の通報に関し吾等の立場は左の通り 「ポッダム」宣言の条項は之を受諾するも右宣言は天皇の国家統治 なり の大権を変更する の要求を包含し居らざることの了解

降伏の時より天皇及び日本国政府の国家統治の権限は降伏条項の実施の為其の必要と認むる措置を執る連合軍最高司令官 の制限の下に置かるるものとす

在る一切の軍隊に対し戦闘行為を終止し、之を保障することを要請せられ又天皇は一 天皇は日本国政府及日本帝国大本営に対し 切の 武器を引渡し及降伏 ーポ 日本国陸、 ツ ダム」宣言の諸条項を実施する 海 空軍官 条項実施の為最高司 一憲及び何 れ の地域に 為必要なる降伏 要求することあるべき命令を発在るを問はず右官憲の指揮下に 条項署名の権限を与へ且

日本国政府は降伏後直に俘虏及被抑留者を連合国船舶に速かに乗船せしめ得べき安全 日本国の政府の形態は「ポッダ ム」宜言に掲げられたる諸目的が完遂せらるる迄日本国 ム」宣言に遊ひ日本国国民の自由に表明する意思によ 内に留まるべ なる地域 り 決定せらるべきものとす 移送すべきものとす

- アメリカ側の対日回答の経緯については、 ジによるところ大である。 外務省前掲書、下巻、 六三〇 六四七、 ジ お び 财政史第三卷、
- 15 六三〇一 大三一ペー ジ。

六三〇一

六四七

ジ

の

の英文

文書によっている)。

- $\widehat{17}$   $\widehat{16}$ 九三三、
- 18 外務省前掲書、 六四八 六
- 服部前揭鸖、 九三三、 ージおよび 高四 木九 前べ 五〇
- $\widehat{20}$   $\widehat{19}$ 九三四、
- 21 外務省前掲書、 六四九、
- 23 22 前掲書、 一六三、 リジ。
- 六五〇六 ジ。
- めてこそ真の忠節になる いても歴代天皇の御遺 六六ー一六六二ペ このころ抗戦派として奔走していた陸軍省軍務局内務班長竹下正彦中佐(阿南陸軍大臣 ージおよび服部前掲書、 と信じ」て行動し 訓に従うことこそ真の 忠節と考えた……諫 九三五ペ (高木 めても天皇の見解を改め 東条英機や平 いの た義 だくという考え方をふく 弟)も「……裕仁の意に 字に心酔していた将校も
- 26 25
- 27
- 28
- 六七 ジ 服部前掲書、 九三五

- 30 この閣議の経過については、 服部前掲書、 九三六ページ、 外務省前掲書、 下卷、 六七六一 六七七ページ。
- (31) 服部前掲書、九三八ペーシ。
- 32 この会議の経過については、 ジ等参照 (以下の叙述もこれらによっている)。 さしあたり、 外務省前掲書、 下巻、六九六一七〇九ページ、 服部前掲書、 九三七一九三九ペ
- (33) 外務省前掲書、下巻、七〇一―七〇二ページ。
- $\widehat{34}$ き入れられたともいわれる(高木前掲書、 この詔書の案文作成には、 安岡正篤、木原道雄らが助言した。 一七二ページ)。 なお、「戦局必スシモ好転セス」の 個所は天皇みずか ら書
- (35) 外務省前掲書、六九七ページ。
- (36) 髙木前掲書、一七二―一七三ページ。
- (37) 外務省前掲書、七一〇一七1一ページ。
- 般国民に知らされた八月一五日が「終戦」「敗戦」の日とされ現在に及んでいる。 ポツダム宣言受諾の確定、 詔書の日付・発布、 連合国への通告はいずれも八月一四日であるが、 「玉音放送」によって
- 公に、とくに政府機関名として最初に使われたのは、昭和二〇年八月二三日、政府に「終戦処理委員会」が設けられたとき であろう(同二六日には「終戦連絡事務局」が設置された)。 敗戦直後は、公にも新聞・ラジオでも「敗戦」という言葉が使われたが、 間もなくこれを避け「終戦」という語が
- (3) 枢密院の審議についでは、外務省前掲書、七五五―七六三ページ参照。
- $\widehat{40}$ ているかについては、「民主主義」の具体的内容についてとともに全く無知に近かったのである。し されるであろう非軍事化と政治・経済・社会・教育等各部面における「民主化」の内容については、 位」に変化のないことを暗黙裡に認めたとしても、 極秘裡に行なわれた例外を除いては検討もなく考えも及ばなかったのである。 とくに、 降伏後の「国体の問題」「天皇の地位」の問題にしても、 それはあくまで抽象的なものであって、 民主主義の問題にしても、 具体的にはそれをいかに理解し たと たがって、占領後 実 施 い先方 が きわめて一部において 「天皇の地

# 第三章 連合国の日本占領とその体制

# 一節 連合国による日本占領の開始

# 日本軍の降伏、停戦

「玉音放送」(「終戦の詔勅」)によって国内にも発表した。これによって太平洋戦争、そして第二次世界大戦は終結した 改めていわゆる奉勅命令(大元帥である天皇の命を率じての命令)によらなければならなかった。そして、まず、海軍で が、日本の陸海軍の停戦は明治憲法のいわゆる統帥権の関係(これは多分に軍の恣意的な解釈によるものであるが)で、 命アル迄対米英蘇支積極進攻作戦ハ之ヲ見合ハスベシ」との奉勅命令が下達され、これを承けて小沢長官は麾下各長 前章において述べたように、昭和二〇年八月一四日、日本はポツダム宣言の受諾、すなわち、 ソ連、中国等連合国に対する無条件降伏を国家意思として決定してこれを連合国に通告し、 八月一五日付をもって豊田軍令部総長 (大本営海軍幕僚長兼務)名義をもって、小沢海軍総司令長官に対し「何分ノ またこれを翌日、 アメリカ、イギリ

右に基づいて、 現地の連合国と停戦協定を結んで連合国軍に降伏 外地をふくむ日本の陸海軍の全部隊・ 艦隊は停戦 し武装解除を受けた 曲折はあ つ で 部隊もそれぞれの地点

の場合は直接マ 一五日付をもっ 太平洋方面陸軍司 本に降伏を履行させ、 開始されたが 日本政府、 ップ)に任命 立って、 ッ カ て 同元帥を占領連合国 大本営とマニラにあった、 令官を兼ねていた)<br />
であったダグラス 同日、 サ - 元帥から日本の天皇・政府・大本営あて) したが 7 また連合国の 対日占領を実施 ー マ アメ ン・ア Ð リカ本国政府(この場合はスイ 日本政府も同日のサンフランシスコ メ リ (軍)最高司令官 Supreme Commander for the カ大統領は、 連合国(軍)司令部(アメリカ陸軍司令部)との英語による直接の無電連 イギリス、 ・ マ する。権限を、 こと等を命令する公電が到着し ッ ス政府 カ から、 ! サ 中国 在ス 放送でこれを知っ 日本軍の即時停戦と、 南西太平洋方面連合国(軍)総司令官(アメリカ ・アメ ソ連の同意をえて、 イ ス 加瀬公使経由) カ 陸軍元帥に与えることを決め、八月(2) た。 Allied て、一六日(日本時間) ッカーサー司令官(こ 結果を報告すること、 Powers (略称SCA ダム宣言に基づき、

本営陸軍幕僚長)は同一八日、 動ハ之ヲ妨ゲズ」 海外からの復員、 用機も戦闘のた しめを受けず」を文字どおり鉄則としてきた帝国陸海軍も、 の在外日本陸海軍将兵がそれぞれ 無敵を誇っ 力行使を停止すべき旨の奉勅命令を発したのである。 ような連合国の命令に基づ 関東軍総司令長官山田乙三大将、 てきた「皇軍」も、 一二月以来、 という「但シ 引揚者総数は約七○○万名に達した。 一機も飛びえなくなっ 海軍は八月二五日午前○時をもって、 というより昭和六年九月一八日以来射ち続けられ 書」付であったのに対し、 **\**` 八十数年の歴史をも の地において 降伏 日本の海軍 以下多数の将軍、 たのである。そして、 つ この場合は無条件の率勅停戦 て崩壊し去っ 連合国の 南方軍総司令官寺内寿一元帥、 前記の奉勅停戦命令は「止ムヲ得ザ 提督をふ 明治 捕虜となったので たのである。 の建軍以来、 くむ約三五〇万 月二二 た日本陸海軍の砲声はやみ、日本の軍 そして、 とくに日清、日露の両戦争を経 ある。 命令を発令した。これによっ (陸軍約三一〇万、海軍約四〇 〇時をもって、それぞれ一 なお、非戦闘員をふくむ 「生きて虜囚 のはずか ナ派造軍総司令官岡村 ル自衛ノ為ノ戦闘行 、陸軍(参謀総長=大

たことのみを記し 在外将兵に 本陸海軍 在内地(本州、 て 復員につ お 北海道、 ては紙数の関係もあるので、 四国 九州) 将兵三五〇万 (陸平二四〇万、 すべて割愛することとするが、 海軍一三〇万) を加え、総計七二〇 陸海軍の総復員

連合国による日本占領の開始

# 連合軍の進駐と降伏文書

で行な 海軍陸上部隊は横須賀に進駐し セ 提督が 土を初め と前後 7 て連合軍、 だのである ス太平洋艦隊所属 具体的 7 第六軍、 戦艦をふ サ 第八軍 くむ 司令 ア は直 を メ IJ 中 心 ち カ 第三艦隊の艦艇も相模湾、 に暫定的に司令部の置かれた したアメリカ軍の進駐が相 て君臨する日本占領の に着陸、有名な「メル 空路到着、 九月三〇日

号」艦上で降伏文書の調印式が行なわれ よ九月二日午前、 東京 湾 (ほぼ神奈 県横 須 賀と千葉県 木 更津 の 中 投錨 いるアメリカ戦艦「ミ

調印 式に 国代 シ 工 表と • ダ ブ て ユ = : ツ ツ ズ 中 7  $\mathcal{O}$ 式 民国 を 工 主 (蒋介石 宰 た 政 ダ 府) グ ヤ ラ 徐永昌、 ス コ 7 オ 連合王 ス ラ ッア連邦 (イギリス) ブルーフ 産合国最高司令官のほ ティ・ユー

九カ 連合国の代表に 大きな打 を味わ った。 ラ つ を受け 元 対 日戦 ウ ı 九 た将軍、 K ンラ カゝ たペ の深 提督が選ばれて ア シ を同元帥から記念と メ リ カ陸軍中将、 とくに ツ た。 つ 海 内 7 を除 してそれ カ て贈 シバ られ 氏名 つ の 表現は当時 ス ラ プレミー、クレルリが陸軍 うに 半島、シンガポールで日 の 緒戦期においては日本 の両将軍も調印式に連 日本政府発表による)の シェルフ・ヘルリ

郎海軍 富岡定俊海軍 (大本営陸軍参謀) (海軍省 少将(大本営海軍第一部長)、 出仕)、 連なっ に 太田三郎終 員とし 表とする全権として重光葵外 連絡中央事務局第三部長、 中 報局第三部長、 (大本営陸軍第 務大臣、 柴勝男海 永井八津 \_ 部長)、 大本営を代表する全権として梅津美 軍 次 (大本営海軍参謀)、 崎勝男終戦連絡中央事務局 、将(大本営陸軍参謀)、 杉田一次

印 で降伏文書に署名調 ことを声 立 4 られることを期待する。 マ カ され する」と の 7 サ 元 るところ しょ う主旨 は、 0 である で、 Ø ....この は私 連合国最高 式典を機会と の 最 大 速 の希望で同時に 司 令官の資格 つ 誠実に あ 過去 の流 遊守 また にお 本全権、 皿 される V. の て 類 0 ょ 7 望 5 の ツ す 代表する諸国の伝統の下に である。日本軍隊の降伏条 カ ~ ての必要な措置をとる 順と寛容と正義を実現 最高司令官、各国

1

服部前揭書、

九五二一

九五三ペーシ、

高木前掲書、

一七九一

- 八〇~

リジ。

ポッダ

ム宣言受

諾後における陸海軍の停

ては両書に依る。

70

- 談話、 最高司令官から与えられた陸海軍一般命令第一号(後述)が発表された。
- 最高司令官在任中、 中国東北部爆撃をく ン政府最高軍事顧問を経て、 ためフィ を脱出、 朝鮮戦争が起こり わだてたため、 太平洋艦隊司令長官らと協力して対日反攻作戦を指揮した (Douglas MacArthur 南西太平洋方面連合国 在フィリピン・アメリ 一九五一年四月 (一九五〇=昭和二五年六月)、 カ極東陸軍司令官となったが、 軍 ŀ ル 総司令官(司令部は当初オ 0 7 大統領に罷免され、 一九六四) これに出動した国際連合軍総司令官を兼務したが、 はア (一九四四年元帥に 一九四一年、 カ陸軍士官学校 に昇格)。日本占領連 合 国ソのメルボルン)に就任、 本軍のフィリピン攻略作 参謀総長、
- 3 外務省前掲書、 髙木前掲書)に依る。 七八三一七九 七ペー ゞ。 以下 ポッ ダ ム 宣言受諾後における対連合国関係に ついては同書 (一部服
- $\widehat{4}$ 忍ヒテ国家永遠ノ この数字は服部前掲書(とくに九五五―九五六、 八月一七日には 礎ヲ遺サムコトヲ期セヨ」と結ぶ「陸海軍人ニ対スル勅語」が発せられた。 「汝等軍人克ク朕カ意ヲ体シ鞏固ナ ル団結ヲ堅持シ出処進退ヲ厳明ニシ千 ど かに 辛万苦ニ克チ忍ヒ難キヲ

派された。 て現地で「聖旨」を伝達させることに なり、 外地におい おける停戦と連合軍に対する降伏は陸海軍中 と陸軍中佐竹田宮恒憲王 (新京=長春) ては「聖断」に反抗する動きは その過程については、 陸軍少将閑院宮春仁王が南方 \_\_\_ 応なか ここでは省略する が中国に、 つ たが、 国内におい それぞれ連合軍総司令部の保護と便宜供与の下に特 (サイゴン、 抗戦派の反抗があった。 であるが、 ル)、陸軍大将朝香宮鳩 皇族を派遣し

# 本占領政策の形成と対日占領

### 連合国間 の対日処理案の合意

て発表された「大西洋憲章」が挙げられる。 すでに一○年にわたる中国攻略作戦を進め、 ス・オランダ開戦を行なら前のものであり、 あった日本を意識して 連合国による日本占領政策の背景としては、 かつこれを強化しつつあった時点であるから、 チャ ーチル たことは当然であろう。 イギリス首相が大西洋上の船上における会談の結果、 この宣言は、 敵国名とし しかも日本の武力南進が決定的となり、 まず、 一九四一 (昭和一六) 年八月一二日、 て明示されて まだ日本が太平洋戦争、 タリア いるのはナチ 事同盟を結び、 両首脳が署名、 ス・ド すなわち、 イツのみであるが、 対アメリカ・イ ギ リ (ーズベルト・アメ 国」の重要な一角で 9対日経済制裁を開始 英米共同宣言とし 日本は

そしてこの宣言は、

- 領土の不拡大
- 領土の不変更
- 切の 国民の政体選択 の 自由と被侵略国の主権尊重と民族自決
- 敗国を通じ て の通商と資源利 用の機会均等

71

- 経済的 向上等 の め の国際経済協
- ス 壊後 の の と欠乏か の 解放と平 和 の
- の航行自由
- 力行使の放棄、 侵略 国 の 軍備 禁止 と恒 久安全保 制度 の

九四三年八月 加 「無条件降伏」の わっ 「カイ の三巨頭が ても歴史的意義をもっ (一九四三年一〇月モ 項目をうたって の 「四国共同宣言」 昭和二〇年六 口宣 共同 の ル 言」を発表 1 サ その翌日、 言 ズ ラン ブ を発表し べ 要求もこの憲章 のテ ン ル ズ ŀ カ いる を発表)、 で会談し、 スクワ が領 し 五. チ ランに会し、 Ħ た。 連合国は て ャ • V. で ポ この るが 発表後直 テヘ チ 米・英・ ン 1 ツ ャ ル米英両首脳が の線に沿うも フラ **9**\* 会談 • タ この憲章を基礎とした ラン 米英両 IJ カ 厶 ン で アに対する 宣言 ちに サブラン シ ス 会談(一九四三年一一一一二月、 , 連三国外 国軍の タ ⇉. ソ の基礎とな 、連もこれ に 介石 の IJ カナ な であ 連合 ン ノ 相が 会談 Ø. 0 が秘密裡に ル て開 7 国軍の の つ 会し ンディ ケ た。 K つ 催された国際連合創立総会で調  $\widehat{\phantom{a}}$ ~ 英 たこ 7 賛成 「連合国憲章」を発し 上陸作戦 ッ 九四三=昭和 連合国はそ 上陸、 クに会し、 ル 国際 の Ļ の三首 「カ ズベ す **連合設立** を協議し の イ. ル な 九 フ ŀ 脳は、 わち 四 p の後、 ル 一八年一月ル ランス上陸作戦等を協 宣言」 に対日参戦を約 一の原則、 \_ た (昭和 ズベ 「第二戦線」 ケベ た。 ッ 独無 ーズベ 即 この憲章は「国際連合憲章」 三国は日本に対する海陸空の て した) の結 決定 条件 の ル 基礎となったという点 イロで会談し、 ト・チャーチル英米両首 成を議し、三国の戦争協 チル・スターリンの米・ 降伏等を譲し、中国代表 議)、 月、 (クワンドラント会議、 された枢軸国に対す を行なったが、テヘ 日本が奪取または占 日本が太平洋戦 モスクワ三国外 一二月

ある 四 ^ であっ の返還、 タ協定」 て日本を無条件降伏 伏の二、 他日 昭和二〇年二月、 日露戦争 (対日戦争終了 ソ の 三カ 連の 月後、 大連港優先利用、 本処理政策 の つ た地 て ち中国に関係 させる ソ の翌年の一九 連ク ソ連は対日戦に参戦すること、 で た リム半島のヤ ら日本を駆逐すること、 あっ K のある条項は、 た ソ 必要な行動を続行する 四六=昭和二一年二月一一日ア 権益の対 連海軍基地として さら ル タに にス ソ ル 国か 返還、 タ お 1 い ズ ~: リン て会談 の旅順の その条件 ル ŀ ことを明ら • の 大統領が 自由 ル 7 X 独立 は、 ズ の 借権回 将介石 ル カ タ会談) 連 南 国務省が ^ を 4}-に 中 実現させ ·国主席 引 対日 P ン の の る を 問題に関する秘密協定で 间 **樺太)およびその隣接島** こと、 道・南満州鉄道のソ中 ルのソ・米・英三首脳 あるが、これも大西洋 ソ中友好同盟条約の締 諸島は中国に返還させ 意を得るため努力するこ 取り決めたが、これ 三国は他の交戦

ヿ゚゙゚゚゚゚゚゚゚ 7 ン副大統領 ム 会談」、 おい 首相 日本処理に 中三国 に ても 就任し が大統領に昇格)、 七月一七日 述べた り たため いて ょ の 5 -八月二日)、 中途でア に ーポ 連は ツダ ヤ の 九四五年七月 IJ 時点で 厶 チル 宣言 に 代替)、 (同年 対 対 日 <del>--</del> 出 七月二六日行なわれ 処理を議 ス 七日 ダ カゝ ン て たの ル である。 たイ 7 丰 ン 三首 ス 本国 の ズ 宣 総選 ~ ベルリン郊外ポツダム ベルト・チャーチル・ のちの同年八月九日対日 **挙の結果労働党が勝利し** - が同年四月三日死去し

日本占領政策の形成と対日占領の性格

本 に戦争終結に す る 機会を与える

·

**7**3

第2節

(3)  $\mathcal{O}$ 抵抗 を つ づ れ ナ ス ツ 同 土も壊滅 j る で あ ろ

•

陸海空兵力を増強

して日

対

打撃を与える

やめるまで戦争を遂行

- (4) 軍国 主義 の 支配に 隷属 7 づけ る カ 否 カゝ をみ ら すべ き時 期 に 到 達
- (5) 本が 態度を決することは P や遅延を許 7 0
- (6) 本の無責任な軍国主義者の権力と勢力は永久に除去され なけれ ば ts 5
- (7) 安全、 正義 の新秩序が建設され、 戦争遂行能力が 破壊され るま によって占領される。
- (8) カ 言 の諸 条項は履行され、 日 一本の領 は、 本州 北海道· 九州 • 四国 と連合国 の 指定する諸小島に限ら
- る。
- は完 全に武装解除さ そ の あと兵員 は家庭に 復帰 和 とができる。
- 者をふ の自由と基本的 む戦争犯罪人は 厳重に の 処罰 され、 確立され の の 民主主義: 的 问 の復活 化の障害は除去され、
- 業は禁止される。 日 本国は経 の自立と実物賠償を可能 日本は将来世界貿易 ^ の ならしめるため 参加が許され の産 0) の の 認められるが、 軍事工
- は占領軍は直ちに撤退する 目的が達成され、 日本国 民 0 自 由 意志に ょ つ て平 傾 向 か 9 政府が樹立された場合
- $\mathcal{O}$ 無条件降 迅速に を 宣 わ 言 る び づ  $\sigma$ 動をとり、 またこれを

主旨 Ø  $\mathcal{O}$  $\phi$ 本 の で  $\mathcal{O}$ 原 あ 則 つ て、 から まさに峻厳な対日最後通牒を意味する かれ て しょ ると O で かのぼって、 「大西洋

のちにも述べるように実質的にはアメリカ 以上の過程にお 九七〇年代 めて重要な て をあとづけて、 (ほぼ昭和 公の会談、 問題なのである。 (昭和五〇年代はじめ)までに公開され終っ 五〇年代)、 いて、 連合国全体の対枢軸 常に主導権をとり、 概括的に次 宣言、 しょ メ この問題は、 リカ、 誀 の これ ことを指摘することにとどめた **~**そ の単 国 らをふまえ Ø ア また、 独占領であった)アメ とく *ts* メ か に リ に対日政策 連合国の日本占領にお カ 前記 この問題 て諸経過が詳述され の公文書公開 たこともあって、 の ヤ ル の の研究が深化 推移を概観し タ協定のように戦後 **リカにおける 日本占領政策の形成こそ実質的にはきわ** の規定によっ 一九七〇年代の終り頃から一九八〇年代にか いても、 て しょ たの る つ て、 つ の 発表され であるが、 名実共に中心をなした(というより、 対日軍事反攻においても、 はそれと重複して立ち入 に本財政史第三巻「アメ 期に関する資料がほぼ一 秘密協定や密約もあった

メ リカにお 会長は て、 ジ 3 ン 戦争終了 題 7 0) ホ プ 「戦後外交政策諮問 後の対日処理政策 土問題、 牛 ン ス 大学長ボ 安全保障、 7 の検討の出発点とな 委員会」(AC 国家機関 では、 の分科 会が 2 設け の の 5 で 太平 の領 あ 2 土再編成などの検討がはじ この委員会には、経済 **- 開戦の直後大統領・** 、にこの「領土問題分

第2節

- (2) 教授プレ 駐日大使、 査課 = 対日処理政策の本格的検討が マ 7 ア 前者にはラティ × **PSに移管**) に 第二次大戦中国務次官補に就任)などがい ス゜ 天皇や財閥の問題をふくめて、 台湾の中国返還、南サハ ここでは、 幹事長は日本問題の専門家でコロ ゆ モア、 「東アジア班」(主査は東アジアの専門家で、 る 戦後対日処理政策に 「知日派」 日本敗北後の日本の天皇および天皇制度の問題、 アンドリュー はじめられ のド リン、 たのは、 マ ロス、 り 日本に対して寛大な政策を主張 ン いて、 (元駐日 ンピア大学講師のポ ビン 一九四二 (昭和 日本に対して天皇問題などに 南洋群島の帰属等の問題などが討議されたが、この頃か セン 大使館参事官、 の などがおり、 ちに極東委員会ア 一七) 年八月国 戦時中国務省特別 ソ ほかにコピ 日本占領の方式、日本の領土、とく する 後者には前記ブレークスリー、ボ メ 9 「日本派」との対立が顕在化 リ イル、 補佐官に就任)、グルー(元 て峻厳な政策を主張する 代表となったクラーク大学 · 查課(SR、 フィアリー等) が設け のち政治
- はまだ決定的な文書ではない という意味で注目に値する の戦後処理に適用される基本原則」というブ 教育改革の諸問題が、 討議結果に基づく報告 日本の降伏後占領政策 また他の個別文書では、 は、 V 前記 ークスリ A C P ٤ F P 農地改革、 が起草した して行なわ に送付 文書は、 され検討 れ た諸改革 天皇 Ó 原型が 問 題 り上げられている。これら 軍備撤廃、 つくり出されていった このうちとくに「日本 重工業の制
- 体的検討が <del>--</del> 九四三(昭和 進め 一〇月になると、 たっ その結果はさらに、 国務省に 「極東地域委員会」(FEAC) 国務省に、 長官・ 次官 が設置され、対日処理政策の具 め省最高幹部を構成員とし

の樹立、 の対日方針」(後述、 見解として決定した。 設置され はそのまま、 第三期 た「戦後計画委員会」(PW 後日ア 日本の国際社会への復帰とし、さらに領土につい 軍事施設の破壊、 一九四五=昭和二〇年九月二二日発表)の骨格となるもので、日本占領の目標および時期区分を、 このうち、 メリカの対日占領政策の基本原則として正式に決められ とくに一九四四(昭和一九)年五月作成された  $\overline{c}$ 事占領、 に移され、 ここで政治配慮を行なった 軍事查察、 てはカイロ宜 経済統制、 民主主義思想の普及、 言と同主旨となっている。(3) た「降伏後における米国の初期 「日本に関する合衆国の戦後目 |務省として最終的統 文民政府

- (5) する場合 大学との連繋、 のに 海軍でもそれぞれ軍政要員の養成と関連して、 の政策指針となるものまで含まれて 「軍政マニュア わば軍学共同の体制をとったことが注目される。 ル 」「民政ガイド」「民事 いるので重要な意味をもっ ハ ンドブ 対日占領政策の検討を行 ッ ク」などがあるが また軍政要員遊成 たも のも多 これらは つ の際 この場合、それぞれ キストとして使用さ 実際に占領を担当
- (6)正式政策とし 一九四四年一二月には各省次官補クラ て確定し ライ た。 シ -略称SW なお、 ワー教授は天皇問題の NCC, この委員会の下部機構として スウ スを中心とする「国務・ ンク) 起草 ワ 設置され、 「極東小委員会」 ここで三省の案が 陸軍・海軍三省調整委員 ル (SFE) が 調整さ つ とあったが、具体案は れ、アメリカ政府の 似」(State-War-Navy
- 対日占領政策の基本方針の ム宣言発表の直前、 非軍事 民主化を強調 そして日本の降伏 作 成を要請 したもので、 のさし迫った一九四五 (昭和二〇) に基づい 占領初期の占領 て、ア 軍 の カの初期対日方針の 指令の基礎をな 年四月、 軍省はSWNCOハ したものである。(4) 要綱が作成された。
- (8) 前記要綱は、必要に応じて財務省等にも送付され、検討さ、

77

- めには、 天皇を利用
- 述べたように、 でなく間接統治であるべきことなどが決定し、 同基本政策 一九四五年七月から八月に 占領期間中、 い主旨の回答が行なわれた。 の最終調整が行なわれたが 日本政府のポ 天皇の権能は占領軍最高司令官の制限 ツ ダ ム宣言の、 カゝ ここでは、 たポ とくに天皇の地位に関する解釈につ 前述のように ツ 1 ム ギリ の下におか ス に 「ポッダ 代表の意見 て れるが、 ム宣言」が採択 日 によ つ て連合国 いて り 黙示 の公式の問合せに対して 発表された。また前章で の日本占領は、直接統治 的に天皇の地位に変化 0 米・英・ソ三国の共
- は間接統治方式とすることなどの メ 修正が行なわ カ 内に い れら てもら 心 方針につ しょ て、 対日占

謳歌させたのもと (1) 体的方策につ の のないことを事実上認めた ツダム宣言について天皇の地位に関する日本政府の照会に対し、 た時点では、 ような経緯を経て、 いては、 もこのような問題につ まだ未確定、不一致の点が 連合国間にお 連合国 回答を行ない V. は日 て てはまだ流動的であった状態のなかで、 から はも の 占領 ちろ すくなからずあっ ん 7 の こと、 リ だのである カ政府部内に 7 メ たのである。 カ国内に おける 日 すでにくり返し述べた お 「日本派」 日本本土上陸作戦に対する日本側の抵 しい ボ ても、 たとえば、 ツ ム宣言を受 をして、 本占領政策、とくにその具 戦争 な状況の下での緊急 にように、天皇の地位 、終結の決定的瞬間に (諾するというかたち 「われらの勝利」と

避難的な対応であった点があったことも否めな

۲ の である。 の ように、 一致の 占領の主体となったア を残 し つ ? Ø 占領 メ に臨まざるをえなか カ をふく つ たことは、 占領 も万全の準備 始後 の占領 に数々の影響を与え いかえれば未確

- ②」に収めら て る。 また同第二〇巻 ら日本の降伏、 「英文资 管理に関連ある文書 は、 財政史第 七巻 「資料 同第一八巻 「資料
- 以下の叙述につ の役職名に いては、 Q労働課 本財政史第三巻「アメ 群像』、 独自 日の訳を付した場合 G H Q』ならびに竹前栄治教授 の対日占領 政 の諸論文に負うと ラア ろが大きい。ただし、アメリカル対日労働政策の研究』、『証言
- 3 これらの個所に つ いては、 お 栄治  $\overline{\mathbb{G}}$ H Q
- 注 3 に同じ。
- $\overbrace{5}$   $\overbrace{4}$ この 財務長官もこ 直接統治、 「耍綱」 重工業制限等の強硬路 の段階で は 介 入 の余地 見地 は らの なか モ 意見を求めるため財務省にも回され 7 У° れ 7 ラ る を 主張し、 個所に つ たが 日 政策で 本財政史第三巻、八七―八衆を抱いていたモーゲンソ領政策についても、分割占
- 6
- 7 0六~

# 一 日本占領の特徴

地を軍事的に支配した場合の治安維持、 植民地の確保、 つ結果に 第二次大戦終了とともに 戦争相手国に対する軍事的圧力、相手国の軍事基地等軍事力の破壊、 戦時中、または戦争が終了した場合に、戦勝国が戦敗国の全部または一部を占領しな ガリア のためであるが 奴隷その他相手国国民の労働力化または兵員化人口の確保、 はないが、性格を異にしている点が多い。 的に マニアを占領し 屈服させた枢軸国およびそれに追随した国々、 第二次大戦後における、 カ、 そして戦争終了(休戦)後の報復、 イギリス、 た。古来、 フランス、 洋の東西を問わず、 連合国 ソ連の四国は戦時中連合国とし の旧枢軸国、 国内戦争は 相手国戦争能力の剝奪、講和条件実現のた すなわち日本、 戦争過程にお すなわち 自国の軍事基地の確保、資源の奪取、 百本· いて相手国またはその植民 ŀ ۴ て、軍事的に対決し、 イツ占領の場合は以上 イツ、イタリア、ハン た例は多い。 これらの 国際的戦争が行なわ

メ さきに挙げた イギリス 支配からの の場合と、 「大西洋憲章」 社会主義国であるソ連の場合との間に (一九四一=昭和一六年八月) すなわち反フ ア ズ に お し、 は決定的に異なる点があるにせよ、いずれ てすでに示唆され 民主主義的 7 いるが、資本主義国で 回復または樹立し、

占領が大きな目的として掲げられた。 民主主義的思想を当該国民に浸透させようとする、 的に異なる点である。 これらは多分に建前 ある しょ のみであった場合も多い 国民の意識 構造を 「改造」すると が、 大戦前の占領とは根本 いら、 いわば教育的

以上のことを一応前提として連合国の日本占領に つ V. ては次の特徴が挙げられ

諸制度の改革を行なったもので、 の範囲を超え、 従来の戦時、 相手国の軍隊を無条件降伏させたうえで、権力によっ または戦争終結後に行なわれてきた「占領」に 国際法学者があえて「管理」と呼ぶのにふさわしいものであっ くらべると、 わしいものであった。 (2) (2) て被占領国の政治的・経済的・社会的 連合国 一の日本占領は、国際

をとったことが日本占領の特徴として挙げられる。 賠償の問題もふくまれる)という順序をとらず、 これと関連して、 開始され、 非軍事化と政治・ 太平洋戦争の終結が、 経済 社会・ 従来のような、 日本軍隊の降伏、そして「停戦」、 教育等諸制度の改革を日本政府に指令するという順序とかたち まず「休戦」、 引きつづ それと同時に、連合国による占 いて「講和」(そのなかには領

性格をもつ しか [主義か という側面をも有して ことは、 も反枢軸国=反フ ら「解放」して、脱軍国主義、 の 連合国 具体的にはファッ さきにもふれ の占領 アッシズム国は、 たように、 いたとは 管理、 シズム対反ファ ツ の場合と異なっ そして具体的 いえ、社会主義国ソ連をも交えたイデオロ 太平洋戦争をふ 開戦後間もなくから、 民主化の改革を行なうという目的を掲げて ッ シズムという戦争の性格をも て直接軍政方式では は非軍事 く む第二次世界大戦が 枢軸国を敗北させたのちけ 民主化政策は、 なく、 間接統治方式 資本主義国 つと ギー的対立 日本政府を通じて実施された ことと関連している。 、枢軸国をファッシ ~上類例のない戦争で 、政治・社会制度の へをとったということ |間相互の戦争という

連合国の日本占領体制

第3節

81

連合国に対する無条件降伏を行なったデー 続性も認められたという差異によるものとい による占領である沖 無政府の状態に陥ったのに対し、 つ て占領されてお の表現をもっ 基本的に 綖 てすれば合意に基づ り、また最後の決 硫黄島等は別として、 ッ の場合は、 日本の場合は、「本土決戦」が行なわれる 前に日本軍が 定的時点にお 敗戦時に ニッ い えよう。 て無抵抗の 日本のポ ツ政権の要人も いて独裁者であった総統 本土決戦の ッダ うちに整然として行なわれた ム宣言受諾 イギリス軍に逮捕され、 のち、 に伴う連合軍の占領は日 すでに国土 ヒトラ 「無血占 0 が自殺し 無条件降伏し、戦闘の結果 とん ッ政府が完全に転覆して 一であり、 、そのあとを襲って 全部がすでに連合国 本の降伏後の新たな 政府の継

の指令 家とは などである。 (新憲法制定前の明治憲法に われたこと、 的な無条件降伏を通告し 認められ 印は国際法上の合意の存した一種の休戦条約であったこと、 指示 右に関連して注意を要する 連合国は日本軍の兵員の復員、 間接統治であっ によるものであっ なか っ た)、 は一方的 よる) たのは個々 日本政府の継続性が認められ、 ではあるが は占領軍によって著しい制限の下におかれたこと(すなわち) ても、 ことは、 占領軍 の軍司令官、 諸改革 生業復帰等につ ポツダ が 無条件降伏 の実施は、 本の管理を直接的措置 艦隊司令長 ム宣言受諾というかたちで行なわれた 降伏 しい 国内法的に か て、 た つ間接統治であったこともあっ 官 の 一定の保障を与えたのであっ で 国際 間接統治といっても、 はな は合法的な継続性をも 法的 つ 天皇 一の名に で お 日 つ つ 時的 本の て、 て大本営・政府が行なっ の 政府ではないが、 立 法・手続を経て行な **廻程からいって(第二** たといそれが占領軍 にせよ主権国家・独立国 主権、天皇の統治権 留保されていたこと 国際法的には降伏文

領軍部隊には一応他の連合国か も参画することはなかった。 リカ、イギ 四国地区)。 日本占領は連合国の占領 リス、 かつア フラン メ かし、これもア リカ軍に比す ス、 らの軍隊 ソ連四国による、 れ ではあるが メ ば兵力もきわめて少な リカの太平洋方面陸軍 \$ 招請されたが 実上は わゆる • 実際上占領に加 7 「分割占領」であっ メリ しゝ (のち極東軍と改称) 司 実戦 カの 補 助部隊にすぎず、 「単独占領」で わっ たのは たド 令官を兼ねた 1 イギ ッと全く星 あったこと リ ス連 (なることである。占 邦軍のみであった である。これも、 ていた地方軍政部に 連合国最高司令官の ア

である。 ものに たとい連合国に 7 か 占領そのも の国際機関があり、 て ら戦後ド 的改革で て、連合国による占領であ すで つ ほかならぬア に第一次世界大戦後資本主義国家群 Ø に冷 の で は あ あ ツ重要産業の そして占領期から占領終了後、 ソ連が であ りえなかっ の展開 また占領初 つ はあくまでア 加わ メリ たにせよ、 によ Ō っており、 たのである。 「社会化」政策が出 カの単独占領であったので、 り、 つ て、 期には他の連合国の また一 また後述の メ 日本占領 対日占領 またアメ リカ的民主主義の 原理に この よう にはこれ 政策は、 点下 史を のなかで主導権を掌握 それも現在に リ された時期 カに に、 み 1 影響力もあ る ツ そ 占領 場合きわ まさに らの影響 次ぐ地位に 後述するような、 の 占 の の り場合は、 領 あ 7 し、 立 たるまで つ  $\delta$ つ メ 力もある程度あ 0) あった たが 実施 リ たことと著 り て Ĺ カ B 重要なことで ア 西側 K の世界政 の以外ではありえな とくに第二次 イギリ 関 の日本の進路に決定的な意味をもったの 占領 メ T スが、 カ 政策によって行なわれた「改革」 つ 状況 区でも労 の影響力が 最高司令 当時本国をはじめオースト 世界大戦後はそれを不動の 合もあるが、基本的には社 働党政権の下で、イギ カゝ しかもその重要な環と 官の上部に位する連 していた。さらに時 絶対であったこと ったのである。それ

連合国の日本占領体制

第3節

極東委員会

であ 第五 は 5 の なく れ ほ 第四と関連 るが カゝ 日本全国の占領 連合国 で の 7 は 日本占領 一的管理」 管理は連合国最高司令官の統一的管理に基づ 0 こととす であ ク たことである。 の 地区ごとにそれぞれ く統 国際法的特 の司 指示 命令・指示を行なう として指摘しうる点 によって行なわれた

### 占 領

注(2)参照)、 ここでは、 前栄治教授が に 必要な範囲でそ り • の骨格の づ つ明快 詳述され 解説 れるので(本章第二節 年出版された『GH

陸軍大将)で、 略称FEC) 略称SCAP、 連合国の (議長は つ 連合軍最高司令官とも訳され 本占領管理に関する現地の最 連合国の最高意思決定機関 高の責任者 は 連合国最高司 カ陸軍元帥、 た のほ 「極東委員会」(Far 第二代M 「中間指令 が参加)の代表によっ 」を発することがで ることになっていた /ッジウェイ・アメリカ **Eeastern Commission** for the Allied Powers フランス、カナダ、

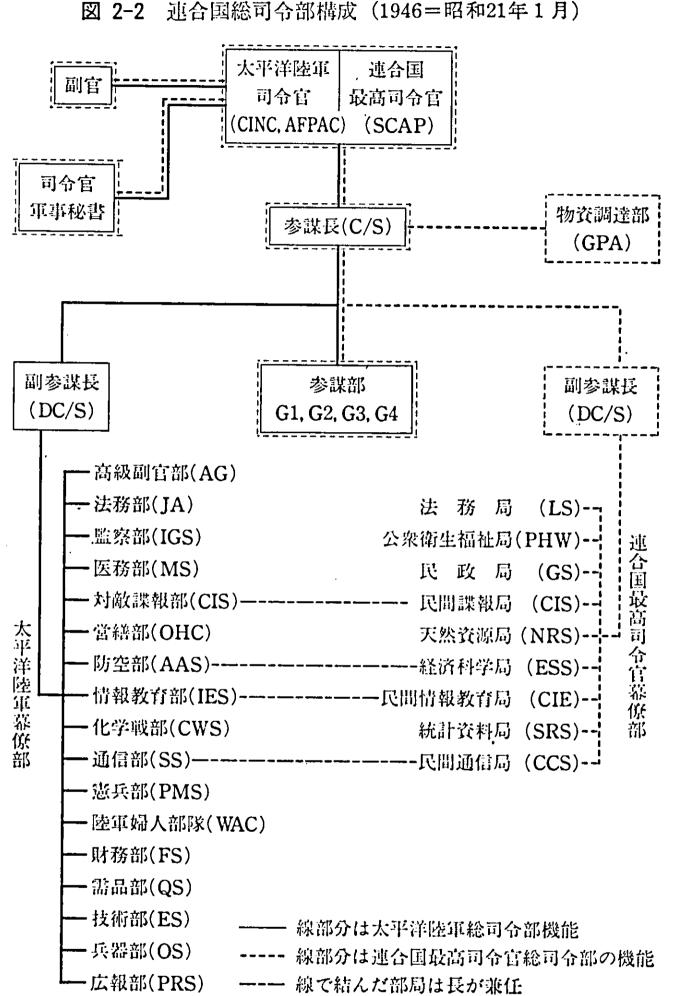
占領管理機構(日本管理に関する命令系統) 極東委員会で (旧日 たのである (昭和二三)年 決定に基づ お はその活 て在日 は重要な問 東委員会を東京 S 動は急激 日本に A P 題に り に対する 不活発とな つ て他の連合国に協議せず つ て つ つ 要するに極東委員会は、当初はアメリカ以 の 占領 中 間 指 管理政策ではアメリカの意見が常に リカ政府 権を発動 本部議長の四名がSCAPの上官 に置かれた。 統領、陸軍長官、海軍長 -の反対によってワシ て指令を発した)、しか

構成国:11国 任務:政策決定の作成 及び伝達 Far Eastern Commission アメリカ政府 任務:FECの政策決定 に基づく指令の作成 及び伝達 \_国務·陸·海 調整委員会 大統領 (国務長官) **SWNCC** 合同参謀本部 JCS 任務:上記指令の執行 連合国最高司令官 連合国対日理事会 SCAP Allied Council for Japan 構成国:米ソ英華 任務:上記指令の執行 に関する SCAPとの 日本政府 協議及び助言 日本国民 出所:安藤良雄編 『近代日本経済史要覧』, 143 ペー

ジ. 邦 定に影響力をも の重要命 A P 東京にその たが 令は大統領 う 系統 l 粉長官 ていた)であったが、直接 れ の 機関として「対日理事 で発令された。 もアメリカ政府の政策決 →総合参謀本部議長→ カ国代表によって構成 場先門の明治生命本社ビ ントンに置かれた関係 アメリカ、イギリス連 for Japan. 略称ACJ)

日本の占領・管理に

### 图 2-2 海人国级司人刘橞成(1046-四



出所:竹前栄治『GHQ』(岩波新書),89ページ.

つぎに挙げ などを推進 た次長の 学局. 略 初代局長ク を担当し (課長フーバーなどがいた。 本財政史の 取り上げている

の

で

つ

の

諸改革、

二重構造をな せず で連合国最高司 総司 令官(略称C は総司 比谷交叉点脇の の占領 情報教育局長を兼任 九四 の最高 助言 責任者である連合国最高司令 を与える機関 昭和二二年 独裁的姿勢の であ つ 態が最後までつつ 官は ア Comm 3 合衆 司 カ 世、 令部幕僚部情報教育部長 的な役割であった。(8) 合衆国の太平洋 (方面) 令官自身は第一回しか 会」の本来の権限は実 の政策の批判を展開し いた)その構成は図2ander for the Allied (方面) 軍 (総) 司令部と りあえず横浜に置かれた 国極東軍総司令官CIN リス連邦代表 の 発言 これを反ソ・反共の

代局長クリスト准将、二 った部局を挙げておく た人物としては、財閥

ウ

プ

勧告による税制改革

日本経済の自立化政策

独占禁止、

改革、ドッシ・ライ

連合国総司令部と日本政府との関係

指令・是正指令 日本政府 (SCAPINなど) SCAP 第八軍 軍政本部 (軍政局) 軍団軍政本部 地方軍政部本部 報告 監視 地方行政 府県軍政部 機関(府県)

モス

出所:竹前栄治『GHQ』(岩波新書), とし

55ページ. 等は 閥解体、 側に 金融担当 すれ もそ シ 二代 独占禁止、 ュ の名が もESSが の諸政策 ウ の の局長のほ の反 7 知 ク ル 過度経済 ダ られ を起案 シ 直接手が イア ユ ラス はとくにニ て か、 力集中 た。9 財政 け 課長リード、歳入課長 予算を担当し、またド ホイラー、ヘンダーソ ッチンソン、税制担当 た事項であった。人物 排除等を推進した)等が ューディーラー的立場か

連邦 最多時で約四〇万名、 (昭和五七) 月、 ○軍が管 の極東海軍、 の陸 • 年現在の在日 メ 極東海軍 極東空軍をも指揮下 カ合衆国太平洋方面陸軍が極東軍 空部隊が 講和発効時で二六万名 ア (海兵隊。 補助部隊とし カ駐留軍兵力は約五万名であ 進駐 に置く 当初 てこれに ことに で なっ に改 加わ 第五 书 深編され、 艦隊も参加)、 たのである。 つ ス た 連邦軍 ので 第六軍も 日本占領の連合国軍の軍事編成 マ ある。 ッ 進駐したが 極東空軍 最多時 なお カ お サ で約四万名であっ 占領期における すでに 元帥は、 (第五空軍) 述べたように、一九四七(昭和二二) 極東軍最 が 鮮に 主力 リカ軍の実戦兵力は、 高司令官としてアメリ で、これに、イギリス 動した。なお、 陸軍が第八軍(当初 ちなみに一九八二 沖縄は第

年

受け 官に口頭指示が N 統合参謀本部議長からの に通告し ところで、 بح たこともあり、 う文書符号が 「示唆」 日本占領の連合国最高司 これ 行なわれるように (またはア らの また日本政府の各省庁に渉外担当官が設けられて 々 付され 指令に基づいて) の うち、 かたちで、 て ン いる。 指令、 フ なった(以上の系統は図 終戦連絡中央事務局 SCAPまたは、 令官は、 ツ しかしながら日本政府の高官が直接G 高級副官等) 命令等重要なもの さきに述べたような「間接統治」の の依命通牒の形式をと 2 (外務省の外局として昭和二〇年 GHQの 3 参照) は、 「書翰」「指令」、 最高司令官自署の書翰 か · 5 は、 Η つ G H Qの関係官に呼び 基本原則に Q担当官 「覚書」、 るが、 八月二六日 のほ これらには「SCAPI カゝ かは、原則としてサザ ら直接各省庁渉外担当 命令」、「メモ」、「口 b出されて口頭指示を 設置)を通じて日本政 り(重要政策は本国の

また、 沖繩民政府 沖繩 (県)は、 (一九五二= 歯舞では 極東委員会が関与せず、 ソ連占領軍が軍政布告を行なっ 昭和二七年琉球政府発足後は琉球政府) メ カ大統領→統合参謀本部 と い う系統で諸 命 令が伝達され、 →極東軍最高司 また、 『官→琉球列島軍政府 ソ連軍が占領し

容を直ち て事前にGHQ 0 令 し に実施 うな、 の か たちで公布 しなけ の承認を受けた上で立法手続きをとっ 形式をも れば ならなか 施行 て指令 つ たが 法制化を必要とする事項に の かたちで て 要求を受け る り の 時間的 の な とながら、 余裕 埸 合は、 のある場合は、案文に 「緊急勅令」(「ポ 日本政府はその

1 なお本節における日本の占領・ の ほ カ オ 国 際法 ス 謎 り ア 第三巻) 朝鮮 ₽, 管理につ 日本 と る て は、 大であ 高野雌 别 の か 「第二次 ち で第 大戦 二次 Ð 大 占領 戦 後 理 巡 合 本 Ø の 坜 合を中心として!」(国領・管理を受けた。 第3節

- 日本の 部的に使用されただけで中止された。 陳情によっ 有吉正大蔵事務官、 法定貨幣として通用させようとしたもので、 て中 止された。このうち第三のものは、 の軍事裁判によって処罰するとしたもの、 前川春雄日本銀行調査役らが交渉に当たり、 占領命令違反者、 この第一は、 いずれも結果においては、 公安秩序をみだす者、 日本の行政 鈴木九万公使、 第三は、 司法・立法の三権を含むす 岡崎勝男終戦連絡中央事 ついに「B軍票」(「B円」) 占領軍が ア 重光外相のマ カの 務局 カ 付 ~ 資 て し はないが、 長、 た軍票を発行し、 に有害な行為を行なった の権限を連合国最高司令 サー司令官に対する直接 はきわめて一時的 久保文蔵大蔵省外資 占領軍の進駐 これを · 局
- 三布告とも、 させたもの と思われる。 し実現してい たならば、 その後の日本の歴史は大きく変わっ たであろう  $\mathbf{B}$ 円」にしても大きな混乱
- 以上の詳細につ よび竹前 いては、 『GHQ』、二七一三五、四〇-千島、 色丹、 歯舞におけるソ連の軍政布告の問題をふく 一四一ペ ージ参照。 め て本財政史第 三巻、 一二九一一四五ペ
- 4 的には、 ェクト編『日本分割』参照。 日本の占領についても、 Joint War Planning Committee, Ultimate Occupation of Japan and 分割占領の可能性のあったことは、 六三ペ ト ジ ) を参照。 またジャ 近年、 ナリズムによるものとしては、 学界、 ジャ Japanese ナリズムでも問題にされているが、 NHK「日本の戦後」プロジ Territory, Aug. 16, 1945 資料
- 5 英編『占領期日本の経済と政治』所収) この点については手塚和彰「対独占領政策の形成と『転換』―戦後ドイツ社会・ を参照。 労働政策の 出発点について一」(中村隆
- $\widehat{\underline{6}}$ て は前記高野論文のほか、 横田喜三郎編著『連合国の日本管理』、 芳賀四郎編『日本 管理の機構と政策』 等
- 7 SCAPは本来最高司令官の略称であったが、 ようになっ その後連合国総司令部 (GHQ) を、 ある li は、 在日占領軍全体をも意味
- このような軍 人として最高の地位の い つかを兼ねたマ カ は、 フ リピン脱出以来の Ţ ハターン・ボーイズ」と

- ることを心得て振舞ったとも思われ、 あること 人の間にも れる配下を幕僚に従わせ、 は定評があるが、 「大君」(タイク 上からの権威に弱い日本人を統御するためには、侵し難い権威をもって臨むことが最も有効であ l ン 天皇の上に位する統治者として敗戦国日本に君臨し、 江戸時代の将軍の英訳名) などというニックネ またこれによって日本の上層部と国民の段敬を集めたことは否 その権威主義的な挙措から、 が保守的権威主義 者で アメリカ
- [GHQ] と回願 すけた。 された財閥関係者などの間には心情的評価もあるが、 のではなかった。 ていることからもうかがい 日本の歴史に、 本国ではうだつが上がらずに、 日本人のなかに司令部におもねるものがなかったとはいえないが、 家ではなかった。 (本財政史「刊行だより 一四八ページ)。 それどころか、 大きな、 とくに対日理解を深め、その後日米親善に大きな役割を果たして それだけ説得力に欠けるところもあっ 時には決定的な影響を与えたGHQの幹部に対する日本当事者の評 知ることができる。彼らの中には、 彼らの学歴や社会的地位はかなり高かった。このことは、 3), 占領地日本で自己の理想を実現するためにやってきた類 日本占領史の研究家竹前栄治氏は「スタッフの案質は、 大蔵省渉外部長としてきわめて接触の多かった渡辺武氏は「……ほと 日本占領の体験を通じて、 たが、アメリカ人特 人間として尊敬を得た人々も少なくなかった」 いる人が多い」 有の率直さは多くの場合意見交流をた 帰国後、 が多い」と評して いる (竹前東洋文明という異質の文化に開 の人物といわれるほど低いも 価は区々であり、 俗にいう二流三流の人物 彼らが相当の地位につ とくに追放
- 「占領政策の転換」とも関連して関心をひくが、 領回想記』、 **GHQにはアメ** セオドア・コーエン リカのニュー (大前正臣訳)『日本占領革命--・ ディ ーラーが多かったといわれるが、 これらについてはト GHQからの証言』(上・下)、 マス ・ピッソ この人たちと保守派との対立は、 ン (中村政則・ に興味ある叙述がある。 三浦陽一共訳)『日本占 後に触れる
- $\widehat{10}$ 一六一ペ りが。
- 11 上で発する勅令で、 連合国最高司令官の指令等の諸要求も、 とくに緊急実施を要求された場合は「ポ (旧憲法時代、 次期議会で事後承諾を要した)の ツダム緊急勅令」または 旧憲法第八条に基づき議会閉会中に緊急の必要により、 それが立法事項ならば当然法律をもってこれを定めなけれ 的な意味をも ツ Þ ム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件」 (昭和二○年九月二○ 日勅 かたち(新憲法制定後は政令)をとって法制化 ツ かも 夕 ム勅令」、 さらに官庁などでは 天皇が法律に代 などと称した) に 払づ えて枢密院に諮詢した した。これは、SCA ばならなかったのであ 日本の国内手続とし

この制度は講和発効後廃止された。ては、たとい違憲であっても超憲法的に合法的であり、 また日本の法体系の継続性を保つという苦肉の策であった。なお、

# 第四章 占領下の諸改革

# (一節) 初期の占領政策

# 一 一般命令第一号

形式により、日本陸海軍ならびに政府に対し「一般命令第一号・陸海軍」(General Order No.1, Military and Naval) を指令した。 おいて、日本の連合国に対する降伏文書の調印式が行なわれたが、同日SCAPはサザーランド参謀長の依命通牒の(1) 第一章において述べたように、昭和二〇(一九四五)年九月二日、 東京湾内に停泊中のアメリカ戦艦ミズリー号上に

対行為を直ちに停止し、 この指令第一号として「一般命令第一号」は、日本の軍隊は、 日本大本営は、 連合国最高司令官に対し軍事的情報、 それぞれ各連合国司令官に降伏すること、 連合国の捕虜に関する情報等を報告することを命じる内 連合国最高司令官に対し降伏し 完全に武装解除し、 兵器その他の装備を引き渡す たことに伴ない、敵 (c)

日本の領土は、

カイロ宣言その他アメリ

カが参加

した協定の範囲に限られる

強要しない

日本にアメリカ

日本が再びア

メリカおよび世界平和の脅威となら

しょ

よう確実にする。

の目的を支持する民主的・平和的な政府を樹立すること。

意思に背く政治形態

第1節

(e)

個人の自由、

軍国主義、

侵略主義の精神も抑圧されるべ

きである。

・集会・言論・出版の自由等の基本的な人権を尊重し、

民主的代議組

織の制度が奨励され

完全に武装解除され、

非軍事化されるべきであり、

軍国主義者のあらゆ

る部面に対する影響力は一

(f)

日本国民には、

平時経済の維持に必要な範囲内

で

の経済自立が

認められる。

のであっ

のもので、日本政府に対し、

壊し去ったのである。

全植民地・占領地の放棄と相まっ

「万邦無比」

の

「大日本帝国」と

の

は音

たてるようにして崩

このようにして

「要綱」が作成された。

同年六月「初期方針」として正式決定されたが、

同年八月、

日本が「ポ

ツダム宣言」の受諾

要に迫られ、

アメリ

現実に日本を占領・管理する具体的方策を最終決定する必

でに戦時中の一九四四

(昭和一九) 年からアメ

方針」と略称することとする)が公表された。(5)

この「初期方針」の原型は、

すでに述べたように(第三章第二節参照)、す

期の対日方針」(以下「初期

リカ政府部内で起草がはじめられ、

一九四五(昭和)

10) 年四月にはその

降伏文書調印の

一ヵ月あとの九月二二日、

ア

リカ政府から「降伏後における米国の初

「降伏後における米国の

の対日方針

というかたちで降伏するにいたって、

書調印式後の九月六日、

ル

7

ン大統領の承認をえて、

7

ッ

力

司令官に

も通達するとともに、

二二日の公表

修正を決定、降伏文

となったのである。

この「初期方針」は、

連合国の共同宣言であるカイ

中宣言、

ポ

ツ ダ 厶

宣言をふ

まえたも

の

であ

のるが、 、

これは降伏後

の日本に対する全般的政策の指針として、

在日連合国最高司令官およびアメ

リカ

国内各省

各機

以関に配布されたもの

非軍事化、民主化等の実施におい

て決定的

な意義をもつものである。

のなかでとくに重要な点を要約すると次のとおりである。

の日本に対する究極の目的

とくに占領初期の日本に対する占領、

を織り込む等の修正を行なうことになり、

とくにSWNCC

(国務・

陸海軍三省調整委員会)は、

日本が降伏したのちの八月三一日SWNCCの会議で

これに新たに採用することになった「間接統治」の原則

生産の増強を命じるとともに、武器その他の軍需生産(部分品およびその原材料を含む)の禁止、レ

以上によって明治以来ひたすら増強されつづけてきた日本の陸海軍は完全に解体、

原子力関係の研究・作業の禁止等を命令するものであった。

全軍の武装も解除されるにいた

これまた鋭意拡大がはかられてきた軍事生産も全面的に停止されることになったのである。

賃金および必需品の価格につ

いて厳重な統制を行なうこと、

生活必需品の公正な配給と

こくに事前承認のあっ

上と全く異なった内容

降伏に伴い日本大本営がとるべき具体的措置を指示したものであった。指令第三号は、(4)

つづ

翌九月三日指令第一号と同じ形式をもって指令第二号、

第三号を発したが、まず第二号(3)

# 連合国の権限

96

- リカ 伏条項の目的を達成するため、 の任命する最高司令官の指揮下に の政策に従うべきも 日本本土は軍事占領される。 入るととも のとする。 で、 日本の占領・管理に 他の連合国の占領参加は歓迎するが、それは つ て連合国間に不一致があっ
- を満足に促進する限りにおいては、 事項に関し 従属するもの」( か カ は天皇・ て日本政府は、 政府等日本における政治形態を利用しようとするものであっ 権威主義的傾向を改革しようとする政治形態の変更はア will be 最高司令官の指示の下で通常の政治機能を行使することは許される。ただし、アメ subject to) 降伏条項を実施 天皇を含む日本政府およびその機関を通じ とする。 ァ メリ 占領・管理に関して カの希望により最高司 一切の権力を有する最高 司令官 に これを支持するものではない。 てその権限を行使し、国内行政 によって 支持される。 アメリカの目的達成

# よび

間航空の保有は認められない。 軍国主義に 軍国主義、 好戦的国家主義の推進者等は将来の処分のため拘禁されまた公職から追放され、過激な かかわる組織は解散される。 大本営の高官、 つ断 政府およ て実行されるべきであり、 び陸海軍 の高官、 過激 な国家主義および軍国主義組織 秘密警察組織、

### (b)

び連合国 か ら告発された戦争犯罪 た場合には処罰され

改革される 民主主義的政党は奨励される。 べきである。 人種 て ·国籍 る者は 信仰 政治的見解を理由に差別待遇をする一切の法令は廃止さ 司法制度、 人権を保護するよう

### (4)

# 経済の非軍事

ある産業は、 軍事力の基礎をなす経済的基礎は破壊されるべきであっ 将来に わたっ て 停止、 禁止、 排 除されなければならな び戦争準備に関係の

## 経済の民主化

このためとく 金融上の大 農業等の組織の民主化、  $\beth$ 非平和 的な経済指導者は追放され、 3 生産、 ン 商業の所有権の拡大、 引用者)」 は解体され 平和的経済活動の抵 「日本国の な ればならない。 商工業の大部分を支配して 炎励等が行なわれるべ

### (c) 平和的経済活動の再開

現在の日本経済の苦境は日本国みずか い範囲 度を徹底的に改革 で占領軍の必需物資を調達すべきであるが、 て必要な公共事業、 平和的生活様式に努力する限り、 らの行為によるも 必需物資の生産、 のであり、 経済の再建、 連合国は 経済の復 賠償支払等のためには、 旧は 認める。また日本は飢餓等 む経済統制を最高司令官 担を引き受けないが、 日本政

### (5)

## 賠償と返還

- (a) 掠奪財産も完全迅速に返還しなければならな よっ て決められた領土以外にある財産を連合国の決定に従 引渡さなければならな

銀行政策

しょ ては最高司令官の承認・ 日本政府は、 国内の財政・ 審査を受けなければならない 貨幣・信用政策の管理 の 責任 な な 5 い。 ただしこれらにつ

### (6)国際通商と金融関係

日本は終局的には通商の再開を許されるが、 金融取引に対する統制 は 最高可 令官 の 承認 監督のも 中も平和目的 とで許され カゝ mの輸出入と 外国 為

## (7)

処分をまたなければならな 降伏によって日本 から分離される しい 地域にある日本資産 は、 政府 および皇室資産を含め 連合国の決定による

(8)

外国企業に対する機会均等

日本国内にお て、 カゝ る 条件を与えてはならな

### (9)

目的達成 0 た め に は かなる措置も免かれることは

々 ታነ たちで相 つ た「民主化」は、「初

てそれ はたんに狭 その後の、 い意味での「占領」に のであっ 現在そし た。 て将来に及ぶ歴史の展開にとっ この意味にお かかわる のみではなく、 「初期方針」 ても重要な意義をも 日本の政治・ は非常に重要な意味をもっているのである。そ つ ある。 (幹に触れるものであ

# の廃止、 政治犯の釈放と 「五大改革」

の除去に G H 関する総司令部覚書」(以下「自由の制限除去覚書」と記す) Q は、 高級副 官ア 大佐 一の通牒 のかたちで、最高指令官の「政治的、 公民的及び宗教的自由に した。

禁・禁固・保護観察の下にある一切の者を直ちに釈放すること、 護法をはじめとする一五法令とその関連法令を直ちに廃止すること、 理由とする差別を除去するため、 映画の検閲等の担当者の活動停止等を命令したものであっ 各道府県警察部長、 「覚書」は、①日本政府に対して、政治的、公民的、宗教的自由に対する制 しようとする一切の法令を廃止すること、 各道府県警察等の関係部課、 全都府県特高警察全職員、 天皇、 国体に関する無制限な討議をふくむ思想、 特別高等警察等を廃止すること、 具体的には治安維持法・思想犯保護観察法、 保護観察関係委員· 出版 ②現在、 • 映画の検閲、 職員の罷免、 政治・ ③内務大臣、 集会・結社等の監督を行なって 思想・宗教等の理由により拘 集会にたいする制限を設 思想・宗教の監督、 国籍、 国防保安法、軍機保 **警保局長、警視総** 信教、政見を

東久邇宮内閣に決定的な衝撃を与えた。 からい 客観的にみてきわめて当然の これに対 コ し、「ポ スであ 敗戦後二カ月近くもまだ 宣言」、「降伏文書」、「一

か

木戸内大臣が、

平沼枢密院議長と協議

して

「米国側に反感なき者、戦争責任者たるの疑なき者、外交に通暁せ

(木戸は第二候補を吉田茂外務大臣とした)、 幣原に組閣の

ちろん旧憲法時代で、

か

つ内大臣制が廃止されてい

なか

つ

たので

(内大臣

制の廃止は同年一一月二

命が下った。

して、

一〇月九日幣原

内閣が成立したが

一〇月

Ħ

7

ツ

就任の表敬訪問をした

直接「五大改革」を指示した。この指示は、(8)

以下

の内容をふく

で

た。

として幣原喜重郎男爵

(戦前に外務大臣を歴任) を推薦し

らな

そのためには、

選挙権賦与による婦

の解放

に対する官憲の秘密審問

から解放され、

宗教の自由を抑圧されるあらゆる

のことは当然に憲法の自由主義化を包含する。

日本

人民は、

その

ム宣言の達成によ

日本国民が数世紀にわたっ

て隷属させられてきた伝統

社会秩序は矯正されるであ

状態においた日常生活

ら解放されなければな

は耐え難

て

いない、

思想犯を依

カ本国

で日本降伏後の対日労働政策を起草し、

さらに司令部にあっ

決定委員会議長等を歴任し

T

コ

エ

ンは、

「基本指令」につ

て「(マ

ッカーサー司令官がこの

の指令のこと) は日本

**际長、経済科学局** 顧

以後誰もこの文書

施策を方向づけたも

のであっ

日本政府に対する具体的な指令・

命令等に具体的なそし

て重大な影響を与えた

101

会を再び

0

事占領中

達成

スタープランだったし

つ

初期の占領政策

間の閉鎖、

軍人恩給の停止等も明示され

て

いる。この

「基本指令」も、

その後のSCA

Pないし GHQの 諸改

の目的としてい

管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初

 $\mathcal{O}$ 

基本指

7

メ

り

カ

文書番号JCS一三八〇/一五)を通

この統合参謀本部指令は、

前記

0

方針」

をふえ

ん

Ļ

統合参謀本部か

7

司令官に対する命令書

であるが、

きわめ

て詳細

ので、

•

金融に関する事

項でも

期方針」

より踏みこんでい

台湾銀行、

満州中央銀行、

南方開発金庫その

他植民地、

占領地公

における「財源の動員

の金融機

を閉鎖

し且つその再

さない

こと、株式取引所の

本の占領及び管理に当って、貴官の有する権限及び貴官の指針となる政策を規定する」も

「指示」によって行なわれた具体的諸改革については、次節において概観することにする。

独占的産業組織が存立するような経済機構の民主化

「指示」も、

初期占領政策を象徴するものであると同時に、

その後展開され

的民主

一化政策の出発点とな

一連の改革で取

り上げられた重要事項が集中的に示されて

ところで、

リカ統合参謀本部は

一一月三日付

でマ

ッ カ

サー

司令官に対

Ļ

「降伏後の初

期の期間における日

のとし

して、「日本占領及び

まだも

つ

たようで、

7 た政

府の神経が 疑わ れ

て獄中に監禁 と う批

この指令のような措置を受けては責任を果しえない

という理由で翌日内閣は総辞

判が 当時の 国内でも多か つ たが 大臣 (山崎厳)の罷免は東久邇

と政府は

白領、民主化というこ

102

 $\widehat{2}$   $\widehat{1}$ 第二〇巻「英文資料 <u>\_</u> 一五二一 一五五ペ

ジ。

- 3 1 1 - 1 八ペ りが。
- $\widehat{\underline{4}}$ リジ。
- 5 第一七巻、一九一二二ページ。
- 6 これらについては、同、 第三巻「ア の対日占領政策」、 竹前 H Q

によるところ大である。

- 7 同、第二〇巻、 二三一二五ペ リジ。
- 8 第二〇巻、二五一二六ペ じゃ。
- 9 第二〇巻、二六-一三八ペ リジ。 は当時公表され されたものである。

### 第二節 の諸改革

## 政治的諸

指示が 行 な わ れ、占領政策の大枠が確定した以上、同年一○月中旬以降日本政府は、 伏後における米国の初期の対日方針」が明らかにされ、ついで最高司令官から日本の総理大臣に 意を体して日本政府が自発的に行なったものもあるが、その大部分は占領軍の命令・指示等によるものである。 前章で述べたように、 司法、教育の各部面の改革を早急に実施しなければならない状況に置かれた。 昭和二〇年九月連合国の対日占領開始直後アメリカ政府が占領軍最高司令官に通達した「降 実施された諸改革は、占領政策の 政治、行政、経済、社会、労 と対し「五大改革」の

ざるをえないことをお断りしておきたい。 本節では、 これらの諸改革を概観することにした か、 紙数の関係もあり、 文字どおり いちべ つすることにとどめ

改編との二つに分かれる。 は「非軍事化」「民主化」のため必要な最低限の改正といった応急的な措置と、 政治・行政部面における改革は、 占領軍の指令に基づく 「弾圧法令」といわれて 新憲法の制定と た諸法令の廃止、 関連した、全面的な あるい

第一の応急的措置は、 徳田球一 志賀義雄ら政治犯約三〇〇〇名の釈放 前節で述べた「一般命令」「自由の制限除去覚書」と「五大改革」の指示に基づくものであ (昭和二〇年一〇月一〇日)、 国防保安法・ 軍機保護法・言論出

104

第2節

105

なものばかりで、 数百万の集会やデモ、 の緊急勅令、 わゆる弾圧法令、 軍隊の解体、 ある さしあ いは省令 ストライキ、 なかでも重要な治安維持法、 たりの非軍事化、 武装解除と匹敵する変革である。 通達等によって廃止されていったところに、 あるいは数万の被検挙者をもってしても厚い 民主化の措置であるが、 治安警察法をとっても、 しかもそれがわずか数カ月の間に、しかもその大半 ーっ 一つが 歴史的意義を 日本の国内的条件のみでは、 壁にはばまれて、撤廃は不可能 の特殊性がある。 もつものであった。 数十 ح

以上とは別に、 重要な政治改革としては、 左記のものが挙げられる。

回の総選挙は翌年四月一〇日行なわれた)。 能性すらきわめて乏しか する参政権の賦与、 除去覚書」「大改革」の指示、 その第 この段階ではまだすくなくとも日本政府の 衆議院議員選挙法の改正である。 これが昭和二〇年一二月一五日に議会で成立、 ②選挙権・被選挙権の年齢の引下げ、 という占領軍の強硬措置は選挙法改正の方向を大きく変え、 人参政権の実現で このうち最も歴史的意義の大きかっ 「民主化」の問題意識は全く低か 敗戦を契機とする選挙法 あっ か、 ③大選挙区制の採用、 一二月一七日改正法が公布された(新法に基づく第一 は 民法改正を前 0) たの 改正 ④制限連記制の採用等を骨子とする った。 は かし、 東 幣原内閣は、 日本の伝統的家族制度 ては実現はおろか可 避宮内閣も取り上げた 前記の「自由の制限 ①婦人に対

家組織の基底をなす家族制度の破壊に通じる」、 一角を大きく崩 したという意味でも画期的であっ とい う批判的質問があった。 た。 現に戦後この の際にさえ、「わが国

果にお たことに ては、 ギリスでも一九一八年、 婦人参政権に関する限り、 もし占領下の改革と アメリカでも連邦レベルで認められたのは一九二〇年 日本ははからずも「占領」 いうことがなければさらに年月を要したことであろう。婦人参政権が認め のため、 比較的短い時間差で実現し のことであるから、結

以上立ち入らないこととする。 同年二月二三日 司令官が平和 政治的改革と関連して重要なことに、 同一二月一七日アメリ 東条英機らA級戦犯二八名の裁判を開始、 がある、 人道に対する罪、 および二八日関係ポツダム勅令公布)、 これは大蔵省関係者 カ軍俘虜に対する暴行の罪につき最初の戦犯裁判を横浜で開廷、 戦時法違反の罪 の公職追放 公職追放と 過激な 国家主義団体の を審問、 同二三年一一月一二日東条ら二五被告に有罪判決 戦争犯罪人の 逮捕と 裁判 は 処別するた あっ たに め ても、 の極東軍 財政金融史と **非**裁 (昭和 判所条例 110年1 を承 直接関係がないので、 認し、五月三日極東軍事 一年一月一九日、 一年一月四日司令部から 二月二日A級戦争犯罪人 同一二月二三日七名に マッカ

ら一言触れ 警察の民主化についてもその制度改革 て置く こととする。 警察制度 の改革は、 は新憲法施行後に属 次 に述べ る教育 するが 改革と なら ん で、 きわめて大きな改革だ 関連をもつのでここで

な の命令 戦後 る警察に の短 関連の 間にめまぐる ある しょ わ ゆ 改革を経験し 弾圧諸法令」 の たのであるが (v わゆ その第一は、 改編) と特高警察関係 さきに述べたよう

治体警察中心主義」が貫かれていたのである。これは、新憲法でとくに明治憲法にはなか 移行という画期的なものであった。 一環をなすものであった。 町村等の にも短 また日本 地方公共団体に対し、 とと照応するも 生命を終っ の政治的風土にも合致せず、 しかしながら、この のであっ 、たのである。 (2) 治安につ この場合、「国家地方警察」 た。すなわち いて国が責任を負うという構想で設けられたものであって、あくまで「自 ような方式は教育改革(とくに六・三制の実施)とともに地方財政の重圧 やが 「自治体警察中 て自治体警察は姿を消 は財政的にも、 心主義」 は占領軍が さらに また運営の面でも警察を維持できな 「自治体警察」 強調し 同法による警察の改編は「自治 (その後 この旧 っ た地方自治の確立政策の の改正 (昭和二九年) に 警察法の特徴は、「国 「地方自治」の章が設 大幅な再改正があったた 中心の警察制度への

# 育

中最 B 軍 国 主義 の び させ 全面的に軍国主義化さ

た数も せられ は教職を追われ、 れることになったのである。 相当数に上った。 て たのであるが あるい しかし、 は検挙されて獄につながれ 大学、 敗戦 高等専門学校では、 ととも と 状況 は た例も多かっ 教育内容のほかに、 \_\_\_ 転し、 占領開始後直ちに脱軍国主義化 た。 学生 ・ 教授でい 生徒で、 わゆる学説 治安維持法等によって検挙され 思想の故に、あるい 民主化の措置が行な

(航空関係 に中等学校以下 指令(昭和二〇年一〇月二二日)、 て追放されていた大学・高専教授の復帰、 は 文部省の改組が行なわ とくにGHQの指令による) 教授の優先復帰と軍国主義および占領政策に反意を示す者の解職に関する の教科書から軍国主義的部分の削除、 れたが 教育関係者からの軍国主義者の追放に関する指令(一〇月三〇日 等の措置がとられ H Q の 大学における 「日本教育 教員等教育関係者からの軍国主義者の追放、学説・思想の故を 制度の管 航空・造兵・ 理政策」 火薬 (軍軍) • 日本精神史等の学科・講座廃止の 主義、 文部省通達 (一一月二日) 等 過激 な国家主義教育の禁止) )、これらに対応する

東京帝大助教授から追放され、 て、 歴任し比較的 占領軍の教育民主化への対応姿勢をとった。 日本側は、 軍国主義に批判的であった田中耕太郎(東大教授、 閣前半で文部大臣)、 リベラル 前述のように文部省の改編を行なったが、 ح わ 慶応大学教授で経済学史学者の高橋誠一郎(第一次吉田 れた前 かつ実刑を受けた体験もある森戸辰男 田多門 (幣原内閣)、 つ 歴代内閣もまた、 なお同教授は で元京城大学教授・ 沪 山内閣) 前田大臣の 官 とい 僚出身では 下で文 った人たちを文部大臣に登 半)、 〈部省学校教育局長を 兼 はあるが、 高等学校長安倍能成 かつて弾圧をう 新聞論説委

ところで、 年を越した翌年の昭和二一 昭和二〇年一二月三一日付でGHQは、 来日する 「米国教育使節団」 修身 日本歴史および地理教育の停 (団長は  $\mathbf{D}$ ス で =| 月到着| に協力すべき 4科書回収に関する指

107

第2節

109

当時大きな問題を生じさせたことをここに指摘しておきたい。 安倍能成、 として実を結ぶ教育改革の構想を建議した(一二月二七日)。 から脱出 して、 当時の段階においては、制度改革に伴って新設される諸学校が劣悪な施設・ 水準の向上、 しえなかった段階において、十分な財政的裏づけなくス のことに属するが、 二代南原繁)が設置され、 おいて論じられ 地方公共団体の財政に重圧を加えたことは否めない 理を根本的に変える「教育基本法」、 同年八月一〇日、 さらにはその後の経済発達の最も大きな要因の一つとなるという画期的な意味をもったのではある ている。 中央· 総理大臣の 諮問機関として「教育刷新委員会」(のちに教育刷新審議会と改称、委員長初代 日本教育の体系的改編が着手されたが、 地方を通じ て巨額の経費を要する学制改革が、 同じく学制を、 この両法は、 この改革は、 0 いわゆる六・三・三・ これら タ | を切ったことは、 の 昭和二二年三月三一日公布されたので、新 関係に この委員会は、 日本の民主化と教育の普及、一般国民の 設備で発足し、 り まだ日本経済がいまだ荒廃と混乱 て 四制に改 教育 やがて明治以来の日本の 本財政史第一六巻「地方 ・財政の両面において 編する「学校教育法」 いっぽうにおいて

化を内容とする 含まれて 法公布直後 「日本教 0 四月 制度改革」 関する指令を発し 極東委員会 は たが メ • カ そ 政府 9 を通じ なか は て、 A K Ļ を教育に活用しないこ 日本の教育の民主

ら変えるものであったと同時に、その影響は社会、 の表現をもってすれば、 本にとっ 連合国、 ても、 きわめて重要な歴史的意義をもつものとなっ 経済的諸改革は基礎構造の面から日本全般の機構を変革するものだったのである。 とく にア リカが占領開始直後から最も重点を置い そして政治をふくめた日本資本主義全般に及ぶものであった。別 た。これらの改革は、 た改革の ク 経済 構造そのものを根底か たこれらの諸改革

きな柱というべきであるが、 済改革は、 て本財政史と関係 これを広い意味でとると、 の深 ここでは、 · · 財閥解体につ 財政・金融制度の改革につ 農地改革、 しょ て し、 ちべ 財閥解体(経済力集中排除と独占禁止をふくむ り て置くことに し、 ては後にゆずることとし  $\prec$ 労働改革が最も大 農地改革、労働改

た。 なかったが、 連合国は、 そ 昭和二〇年一〇月 市町村農地委員会の刷新、 幣原内閣松村謙三大臣のもとで、 てその結果 法律は法案作成の過程に 日本の政治・経済 日本占領 二三日、 の直前、 農地調整法中改正法案と 農林省農政局原案の「農地改革案要綱」とし 直後の諸指 ・社会全般にわたる連合国、 すなわち、 お しょ て、 の ちに「第一次農地改革」と呼ばれる改革の立案がは 事務当局 自作 文書にお うか 農主義とい 原案が与党内検討等 たちで議会に提出 占領軍の広範か て う 戦前か は、 日本の土地 らの農村改革政策の路 され、 で つ強 てまとめ 制 昭和二〇年一二 の改革 「民主化」の られたが 的修 り TF 線に立つものであっ をうけながらも、 月一八日成立・公布 自作農創設、小作料 じめられた。これ 姿勢に触発された農 てはとくに触れてい

られることになったからである。 て強制的に譲 渡させるという、 戦前 戦時に お しょ ては不可侵とされた地主の土地所有 権に、 国家の強制的干渉が加え

革につい て、日本の農地改革案を検討してい アテ 1 かけてい ての覚書」を通達した。 ブで行なわれたものであるが、 わゆる「第一次農地改革」 たとき出されたも これは、政府が提出した第一次農地改革に関する法案が た占領軍としては、 のであったので、その法案通過を促進する意味 の簡単な経緯であるが、 占領軍はこれ 第一次農地改革を不満足としたからであった。 にあきたらず、同年 これは占領軍 一二月 当局 j 九日、 کے あっ たが日 本政 保守党の反対気運によっ 本の学者等を交え 府に対し、「農地改 日本政府独自のイ

紀にわたる封建的圧制の下、 い改革案をGHQに提出するよう命じたのである。 い表現を用 さればこそ、 その労働の成果を享受させるため、現状より以上の均等の機会を保証すべきことを指 い 「不徹底である」との強い批判があった。 この覚書は、 日本政府に対 日本農民を奴隷化してきた封建的桎梏を打破するため、 冒頭にお して具体的事項を示して、より徹底した農地改革の実施を要求し、 し、 て 「民主化促進上経済的障害を排除 また、 第一次改革については、 人権の尊重を全からしめ、 農民組合、 日本帝国政 革 新政党、一部の経済 せらる」という、強 府は、その耕作農民 翌年三月までに新し かつ数世

クな改革案を提議したが、アメ この指令を受けて、翌昭和二一年三月、 て拒否した。 このあと、 つ リカ、 日本の農地改革 すなわちGHQはこれを受け入れなかっ 農林省は回答を提出 を基礎と 問題は、 対日理事会でも て作案された したが、 G H 取 Qはこれを第 り上げ た。そこで、 5 <del>--</del> 次改 イギ ソ連代表がドラスティッ 革の内容とほぼ同一 する勧告」が同年六 リス連邦代表が代案

# 七日日本政府に示され

正法」案を議会に提出、 日本政府はこれに基づいて「農地制度改革の徹底に関する措置要綱」を閣議決定し、 山内閣は昭和二一年九月第二次農地改革の立法措置として、 両法案とも一〇月一一日無修正で可決成立、一〇月二一日公布され 「自作農創設特別措置法」案と「農地調整法 中 改 GHQの承認の下

する (自作地で耕作が適正でないもの三町歩―北海道は一二町歩―も買収しうる)、 このように実施されることになった第二次農地改革の主な内容は、 のぼっ 不在地主の小作地全部と上記限度を超えた在村地主の小作地を(小作人の意思にか 階層別選挙によっ て行なう、 ③買収価格は て選出され た委員によっ 自作畏収益価 て 格による、 構成される、 ④以上の改革は市町村農地委員会が というも ①地主の保有限度を一町歩 のであった。 ②買収は 昭和二〇年 かわらず) 国 土 担当するが、その委 一一月二三日現在に が強制的に直接買収 地移動の制限強化、 (北海道は三町歩)と

なか このように、 つ たこと、 ったが 五年を経て 普及発展 本の農業と農村の構造を根底から変えたといえよう。農地改革後の展開をみると農業の 第二次農地改革に 第一次農地改革に比べて 零細農がむしろ拡大する結 て大きく て日本 ぼ同二五年に の農業生産力は 工業の発展にも大きな刺激となっ つ 段落 社会的影響を与えたのであっ 7 急速に高 も、格段に徹底したもので、 果になり、 まり、 Ø の地主からの買収 日本 耕作農家の経済状況も好転 全国 の農民は貧困から脱却できない で約 た。 たの である。 なお、 「半封建的」とまで • 〇万 町歩 昭和二二年 かく ^ の 0 て農 渡が 四月 改革 ٤ いわれ その限界を指摘する批 5 は で 以比 、農業と農村のみで 機械化、農薬および た日本の地主制は崩 され、 農地買収がはじめら 耐久・非耐久消費材 改革が山林に及ば 「解放」され

占領前期の諸改革

として禁止する、

④労働組合の正当な争議行為は刑事免責、

民事免責を受ける、

⑤労働争議のあっ旋・調停、仲裁機

者の干渉や介入は不当労働行為

条)ものであるが、<br/>①

のことを規定したも

ので

日本の労働者は、この

③労働組合に対する使用

して労働委員会(中央・

船員

地方の三種類)を設ける、

日

「労働組合法」(労働法関係者はその後大幅に改正された現行法に対し「旧労働組合法」とも呼ぶ)

GHQの援護のもとに「労働組合法案」が第八九臨時議会に提出されて成立、同年一二月二二

(東久邇宮内閣)、

厚生省に「労務法制審議会」

が設置され、

労働組合法案の立案が

はじまっ

た。

その検討結果に基づ

が公布され、翌年三月一

若干の曲折

の後、

なわれ

てい

とくに

「五大改革」の指示では、

その第二項でとくに

「労働組合の組織化促進」

とし

て、「それは労働者の

これらをふまえて、

日本政府の労働改革を督励したのである。(6)

本政府部内でも、

昭和二〇年

一〇月、

「労働組合ニ関ス

ル

法制審議立案ニ

関

ス

件」が閣議了解され

日から施行された。

この労働

組合法は、

労働者が使用者との交渉に

お

て対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を

**同上させ、自主的に労働組合を組織し、** 

の団結権を保証する、

②労働者の争議権を保証する、

団結することを擁護すること等を目的とする(同法第一

第2節

消防職員の

団結権の否認、

公務員の団体交渉権、

争議権にきび

い制限

の余地を残

したことは、

現在に至る

改革によっ

て、

歴史上はじめて労働者の団結権、

団体交渉権、

**争議権が法的に確認されたのである。しかしながら、** 

113

昭和二二年四月七

以来の

工場法等に代わる労働者保護立法である

「労働基準法」が公布(同年

まで問題を残

なっ

たが、

<u>-</u>%)°

のような農地改革は当然に財政面

年度に交付されて

奨励助長スペシ」と述べ

さきに既述

の

初

労針」(三

民主主義勢力

の

助長)

と

お

しょ

て

産業及

い組織ノ発展ハ之ヲ

の弾圧に関係する法令・

警察機構等の廃止、

被拘禁者の解放等を指令したが、

これらは戦時中、

とくに極限状況にま

また「自由の制限除去覚書」および

「五大改革」の指示

K

お

いても、

政治運動、

労働運動

労働改革を経済民主化の重要な

一環とし

て取

り上げ

7

しょ

たので、

ここで

きわめて

簡

単で

は

あるが概観しておくことに

労働改革は、

広義の経済改革にふ

くめ

て考えられる

またア

メ

IJ

カ

は

戦

時中

5

体、農地改革とともに

の一環として、

労働改革も

取り上げ、

一九四四年陸軍省が

作成した「民政ハンドブ

ツ

ク

(労働編)」でも相当詳しく述

の検討を進め、

日本の降

アメ

リカ側は、

第二次大戦中

Tから、

日本占領政策

団結権、

団体交渉権とを体系的に規定する法

世界水準に立つ労働者保護法等の積極的立法が必要となった。

いた労働運動を解禁するものであったが、さらに、労働者の

で抑圧して

べている。

カはその後も、

占領下にお

し、

て行なわれるべき日本の労働改革につ

して

現実に日

本の

占領が

開始された

の

ち

前記

の

よう

に、

「初期方針」

で労働

組

の組織奨励を明示すると

搾取と酷使からの防衛及び生活水準の向上のため有効な発言を許容するが如き権威を赋与するためであり、とくに現

る児童労働の悪弊を矯正するために必要な諸施設を講ずること」が指摘されたのである。GHQ労働

た(小作地解放率八〇・

農家レ ~ ル

革後は約五%となった。 数字の上か らみるとまさに劇的な変貌というべきである。 ^ の影響をもたらし 国としては有償買収、

の農地買収代金である農地証券の交付額は九二億五〇〇〇万余円にのぼり、

のうち九四%が昭和二三、二四両

そし

て有償譲渡ではあるが、事

は五・一%)

全国で改革前約四五・九%であった小作地率は、

改革後

九九%′(その後昭和四〇年で

でみると、

改革前には全農家中小作農の占める比率が二六%であったのが、改

どが特徴となっ

ている

第4章

準に立つ内容であること、

法律施行のための監督機関を設け、

また使用

者侧

の違反に対する罰則が比較的重いことな

労働者の賃金、休息その他の

あり、また国際的水

生活を営むための必要を充

維持すること等を目的とするもので、 上記とならん 上記二法とは立法の契機、 たが、 ح の法律 で 「労働三法」 は、 労働関係の あっ旋、 精神が異 の 一つとされ 公正な なっ て 緊急調整等を決めるとともに、 いる。 る 調整を図 「労働 り、 関係調整法」が 労働争議を予防し 昭 和 争議行: また は 為の 解 月 洪 人して、 制限、禁止もふくま 一七日公布(施行同年一 産業の平和を

体交渉権を与えるべきでない旨の書簡を送り、 罰則を伴うポ ところで、 ツダ 昭和二三年七月二二日、 ム政令 (政令二〇一号)を制定し マ ッ カ 1 これに基づ サ た。 1司令官 これ はその い は総理大臣に て、 後制定され 日本政府は公務員の団 対 Ļ た国家公務員法、 公務員 K 体交渉権と争議権を否定し、 は 争議行為に裏づけられた団 地方公務員法に吸収さ

## 閥解体、 過度経済力集中排除〕

は立ち入ることを避け、 これらは、 K 大蔵省が 巻を設け 占領政策にかかわった問 (第二巻 きわめ て簡単 「独占禁止」)、 にふれるに 三和良一教授が内部資料に 題 とどめることとする。 の な か でも きわめて重要な意 基づ い 味 をもっ て詳細に論述 て しょ る 0 で、本財政史におい ているので、ここで

ア メ リ カは、 か ら戦後の 対日処理政策にお しょ て、 本 の 経済 大  $\beth$ シ ョ ン=財閥に

注目 後の日本に許容すべ り上げられ ている。 四三(昭和 き日本国民の生活水準、工業とその施設とも関連して農地改革とこ K も国務省作 成の 「戦後日 本の経済的考案」 と の い 财閥 う公の の 文書において、降伏 解体との必要性が取

革を通じて国内市場を開発すれ の解体が必須のことであるという考え方がむしろ主流ない 右の文書は、 むしろ日本の財閥に また日本における企業の自由な発展を阻害し プをふくめて、日本に関心をもつ人たちの間では、日本の財閥は軍部 いわゆる 「日本派」が日本の財閥に対しておおむね同情的である は、 日本は遠からず戦前水準を上回る経済力を回復すると つい ては寛大な考え方に立っ し一般的 てきたので、 て いるとい であったとい 日 本の われ のに対し、 えよ 非軍事化と民主化のためには、 て (軍閥)とならんで、日本の侵略 う観点からこの問題を取 日本の処理案に参画 一章と財閥解体等の改 财閥

リタル する たの その 領開 「日本財閥に関する調査団」 (一九四五年一一月一日)で「日本の経済制度の民主化」として述べられて 始の 産業上及金融上ノ大『コンビネー 三月 独占禁止に 時点では、 カ政府部内に この メ 日 問 関する具体的方策が示され、 カ国内でも、 G 「初期方針」(一九四五=昭和二〇年九月二二日発表)にお ア  $\mathbf{H}$ おける検討の結果として、 メ Q を 通じ リカ政 他の問題と同様、 (エド 府は、 て 陸軍 ワ C シ 国務 E ズ調査団) エドワ ン』ノ解体計画ヲ支持スペキコ GHQは 両省 日本の財閥に 統合参謀本部からGHQに対 に報告書を提出 を日本に派 ズ これらに基づ (国務省カルテ 対する見方、 たが い ル 同調 関係顧 て日 政策 本の ح いて「日本 問 しい 」と述べら の は 報告は る政策に 財閥解体 1 り 財閥の解体、過度経済力の集中 ス G ノ商工 て ウ 集約されたのである。そし に関する具体的措置をとっ は H スタ **論争があったが、結局、** Q さらに「初期の基本的 業ノ大部分ヲ支配シ来 の財閥解体、 九四六)年一月七日来 ン大学教授)を団長と 過度経済

二三年七月二九日)、 の解散指令(同七月三日)、 和二二年五月一二日)、 占禁止に関する立法措置等)、 要と思われるもののみを挙げても、「主要金融機関、 同六月一五日、 「持株会社の解体に関する覚書」(同年一一月六日、 Qの財閥解体措置は、 持株会社の活動停止、同族および役員の退職、 これによって財閥家族・同籍者、 日本発送電および各配電会社の分割再編成に関するメモ(昭和二四年七月九日)等である。(1) 「財閥関係者の経済界からの排除に関する非公式文書」提示(いわゆる「アポインティー」追放を含 持株会社・ 極東委員会に対するアメリカ代表の「日本の過度経済力集中に関する政策」案の提出(昭 昭和二〇年九月二七日の九財閥に関する資料提出につ 集中排除法指定企業とこれらの系列会社の商標・ 財閥役員の役職辞任、 産業会社の解散・清算を許可制とする指令」(昭和二〇年一〇月二 財閥本社と同族の資産凍結、「持株会社整理委員会」の設置、私的独 日本政府の提案を承認したもの。 就業禁止が命じられた)、 ての指令 商号・標章の使用禁止令(昭和 三井 安田、三菱、住友、 ら開始され、 物産・三菱商事両社 最も重

理委員会令」(昭和二一年四月二〇日)、 一月二一日)、 昭和二四年六月までの時限立法)、 財閥商標の使用禁止令(同)等の制定を行なった。 これらに基づいて 「会社解散制限令」(昭和二〇年一一月二四日公布、 「財閥同族支配力排除法」(昭和二三年一月七日)、 「独占禁止法」(昭和二二年四月一四日)、 「過度経済力集中排除法」(同一二月一八 以下も公布日を示す)、 財閥商号の 使用禁止令 (昭和二五 「持株会社整

いては同局銀行課) 財閥解体とその関連立法・ であった。 措置を担当したのは大蔵省(財閥一 般に り Ļ, て は金融局産業資金課、 財閥系金融機関

以上のように 過度経済力集中排除が行なわ して、 連合国の占領下 にお れ たので い て、 あるが(詳細は とくにア メ y 最 カ本国と在日G 初に お しょ て述べ た HQの指令 ようにすべ て第一 たより、 一巻と第三巻にゆずる)、 財閥解体、

年における日本経済の高度成長も、 解体等の措置は、 とは事実であるが、 **羈絆を脱して独自の経営を行ないうることになったこと、\*\* サビ** 水準を凌駕するまでに新しい発展をとげるための阻害条件を除去した意義があるというべきである。いわゆる後 て日本経済を活性化する役割を果し 型日本経済の構造を大きく変え、 措置時点におい 旧財閥のアウト ては当該財閥、 サイダ 財閥解体、過度経済力集中排除、 たことは否定しえない ー企業が新興産業部門で成長すること、 当該企業、 その影響は社会的・政治的部面に及んだとい 総じて若い世代の経営者台頭の機会をつくったこと、 財閥同族、被追放者、 であろう。 独占禁止がなければ不可能ともいえよう。 日本資本主義がとくに工業部門において 等に対して深刻な打撃を与えたこ 旧財閥傘下 企業も旧本社のきびし んよう。とくに、財閥

財閥解体等の措置については、 これと関連して集排法が銀行に適用されなかったという問題、 まだ確か められなければ アメリカがこのような政策をとった本来の目的、中途におけるアメ ならない、 ある は 掘り下げられ なけ 財閥解体等の措置の日本経済 ればならない 問 題 とし

(1) これら諸法令、制度の廃止もおおむね前記のポツダム勅令によった

学問的にも残され

- 2 星野安三郎「警察制度の改革 (東京大学社会科学研究所編『戦後改革』 「政治過程」 七章) **参**照。
- 3 東京帝国大学では、 社会系学部• 研究所の新設・拡充を行なった。 航空学科等 の廃止、 航空研究所の縮小を行な V; に つ て廃 止された講座・ 部門を振
- 衆議院・参議院は昭和二三年 月 Ħ 「教育物 語等排除に関する 決談」 (衆談院)、 「教育 謟 の失効確認に関する決
- (5) 本財政史第一一巻「政府債務」、五四一ページ。

第2節

6 この個所は び 対日労働 政 箂 の研 の 前栄治 の著 論文によるところ大であ

117

- 本財政史第三巻第二章第三節でも述べられて
- 戦前から個人の著書・論文のか かたちで日 に 関する研究成果が公にされ て いる。
- 9 8 本財政史第三巻、

- 10 (安藤良雄編『昭和政治経済史への証言』下巻所収) 大臣として関係した故渋沢敬三元大蔵大臣は、 あたっ た体験を語った。 生前、 筆者のヒヤリ ては元三菱重 大 工業株式会社社長岡野保蔵大臣として解体を肯じ

# の制定と新憲法体

## 「日本国憲法」 の制定過程

国憲法」は戦後民主化の総仕上げであり、 また戦後民主化、 戦後改革の象徴なのである。 そし 軍事化」の諸措置を集大成し、体系化、 恒久化したという意義をも持つものだったのである。 戦後占領期において行なわれた最大の改革は、「日本国憲法」すなわち新憲法の制定(昭和二一年一〇月、帝国議会で 政治、行政、司法、経済、社会の構造を根本的に改変する法典の改編が行なわれたのである。 翌二二年五月三日施行)である。そして、この新憲法制定はそれ自体、 そして占領開始後、 ポツダム宣言に基づく占領軍の指令によって、 相ついで行なわれた「非 日本の歴史に残る大変革 てまた、新憲法の下 この意味では、「日本

述べられているので、 ところで、 新憲法制定の過程、とくにアメリカ側のこの問題についての政策の推移については、本財政史第三巻で ここでは立ち入らないことにして、若干のコメントをしるしておくにとどめたい。

ツダム宣言では、 政府」(ポッダム宣言)を樹立することに尽きるものであり、これは、 が日本の政治形態について公に示した路線は、 **憲法問題には直接は触れられてはいないが、すでに述べたように、同宣言以来、連合国とくに** ポツダ ム宣言の解釈に関する日本の問合せに対する連合国の回答におい 「日本国国民 ノ自由ニ表明セル意思ニ従 日本がポツダム宮 ても、 **畳言を受諾するか否か** ヒ平和的傾向ヲ 有シ また、「初期方

つ

は天皇制が存続する場合と天皇制を廃止した場合に分けて、 本の統治体制の カ側の 貴族院 改革」 たが、 文書でこの問題をはじめて公に取り上げたのは国務・ (Reform of Japanese Government, SWINCC 228. 以下の多名COIIII八と記す の民主化とその の文書 は その後に 権限の おける 制 G 枢密 H 院の廃止、 Qの憲法問題に 基本的人権 軍部大臣の文民制、 陸海軍三省調整委員会(S の保障、 り て の日本政府との接触にとってきわめて 元首の 権限の制 教育の中央集権排除等 )であったが、ここで 同限、議会に基礎を置 WNCC) の決定「日

項および連合国側の動向をふくむ)、 司 々木惣 官の幣原総理大臣に対する「憲法の自由主義化」 (東久邇内閣の副総理格無任所国務大臣) 憲法改正= (一〇月一三日) て憲法改正に 日本国憲法制定過程 関する研究開 を憲法改正 法制局内部での 始(一〇月 問題調査の を日 に対する憲法改正に関する口頭示唆(昭和二〇年一 本 側 一三旦)、 非公式検討が行なわれたあと、 ため の動向を中心としてあとづける 口頭指示(同一〇月一一日)、 「内大臣府御用掛」 内閣に 「憲法問題 に任<sub>(2)</sub> マ 近衛文麿 (以下、 ッ カ (幣原内閣) 松本烝治国務  $\widehat{\neg}$ サー司令官の近衛文麿 憲法改正に直接関係のな (10月11日) と憲法 松本委員会」、委員長松 〇月四日)、 マッカー

出 (六月二〇日)、 司令官を訪問 吉田茂外務大臣に対し「松本試案」を拒否し、 民政局長に対し前記SWNCC二二八を基礎とし 松本委員会作成の によるGHQ独自の日本憲法改正草案作成を指示(二月三日。 (①天皇統治権総攬には変更を加えず、 四 玉 との完全な継 務大臣、 マッ の 近衛文麿「帝国憲法改正要綱」 カ l 「憲法改正 、明 (三月六日)、 して、 0 を天皇に進講(一一月二四日)、 総性保持、 を発表 (一二月八日)、 月二五日)、 7 意 憲法改正案をさらに修正の上可決して衆議院に 送付 ー草案に基づく憲法草案を司令部に提出(三月四日。日本政府、 憲法問題専任大臣と 「憲法改正要綱」 ッ カ マ 草案要綱」 改正案 (「日 ッ カ 国民 G H サ -司令官、 の 自由 Q スポ 一草案の (主権在民・ 本国憲法」) 憲法改正 ②議会議決事項の拡大と天皇大権の一部削除、 (松本試衆) をGHQに提出 (同二月八日)、 な意思の 天皇、 して国務大臣に就任(六月 憲法審議につい (近衛衆) を天皇に呈出 (一一月二二日)、 クスマ 骨子受諾を表明 神格化否定詔勍 (昭和二一年一月一日)、 表明) 議会で成立 **象徴天皇**• (日本国憲法) 草案発表 (四月一七日)、 松本国務大臣が議会答弁におい マッカーサ ヾ た「象徴天皇側」「戦争放薬」「封建制度(華 近衛の憲法改正案作業につ つ 戦争放棄を規定)発表、 V,  $\widehat{\phantom{a}}$ て極東委員会の決議に基づく三原則 て声 (二月二)日。 〇月七日)、 - 草案を手交 (二月一三日)、 同一〇日、 明 (六月二一日)、 九日。 枢密院、 (一〇月六日)、 マ 二月二二日マッ 第一次吉田 ッ カーサ マ ③ 囯 GHQ (+ て憲法改正問題に ッ V 佐々木惣一、 カ GHQ と 協議 し ては 務大臣の権限・ - 草案完成)。 ÿ 正案を サ G H 幣原総 1 サ 1 政府、 ·司令官、 Q は (十分の時間と機会、明治 草案受入れを閣議決定)、 政府、 憲法改正案についての 理大臣、 ニー)、松本国務大臣・ 公改正案を可決(六月八 歌制度) の廃止」 三条件 「帝国憲法改正の必要 正案を修正可決(八月 憲法改正案を議会に提 て最終草案を三月五日確 司令官、ホイットニー 決(二〇月二九日)、「日 ついて「松本四原則」 資任の拡大、 ④人民の自 関知せずと声明(一一 日本政府の改正案 憲法改正につき マッカーサー

「日本国憲法」の制定と新憲法体制

法権を独占し、

財政に関しても後述するように国会の地位は高まった。

二院制をとるが、

両院とも、

議員は性的差別もない平等の選挙権、

被選挙権に基

づ

いて直接に選ぶ。国会は立

旧憲法にあっ

た天皇の大権による緊急勅

国会が国権の最高機関、

国の唯一の立法機関であること。

大臣の指名権をもち、

旧憲法時代の

「大命降下」

は完全に廃絶された。

の緊急処分の制度も廃止され、

代わっ

て参議

院

の緊急集会の

制

度が

採用された。

また国会は内閣総理

内閣が行政権の主体であること。

専属

天皇はな

んら関与

な

しょ

た旧憲法にあ

つ

て

しば内閣の行政に介入した枢

ったという点においても、

財政史的にも重要な意味を持って

いる

ので、

ここで簡単

ながら一応触れておこう。

うだけでなく、

その後の日本の財政がすべて、

この憲法によっ

て改編された諸制度を前提として運営されるにいた

すなわち

「日本国憲法」がどの

ような特徴をもっ

い

るか

この憲法に

は

わゆる

の財政条項がある、

「日本国憲法」には、

民主主義・平和主義

基本的人権の専重、

という三原則が基礎となって

いるというのが 定 説

国民主権(主権在民)であること。

のような理念を背景として、

「日本国憲法」

は次

のような具体的特

徴をもっ

て

る。

天皇と皇室制度は残されたが、

天皇は

とな

り

切

の行政

権能をも

た

な

V

代表民主制の原則が貫

0

つ て

る。

また国民は最高裁判所裁判官の審査権、

地方自治に関する直接請求権をもも

123

(一一月三日、

本国憲法」

の間、

司令官も、

日本国内では、

自由党、

進步党、

社会党、

共産党等の各政党も憲法改正案を発表

したが、

自由、進歩両

第4章

の

の

立場に立ち、

前記松本案に近か

った。

これに対し、

社会党案は

「主権在民」に徹底しては

天皇廃止

という最も徹底したも

述べることとする

(本節第三項参照)。

またきわめて重要な点で改正されたが、

これらに

り

次項でも触れるが

政制

の改革の個所において

重要な

わゆる

「財政条項」

かも新憲法にお

い

て

これらが

憲法に対して大きく、

を与えたとい

われる。

またこの研究会の

メンバ

ーである高野岩三郎博士(東京大学名誉教授、戦後日本放送協会長にも就任)

の私案は、

天皇制度の廃止を主張している点で注目をひ

森戸辰男、

杉森孝次郎、

鈴木安蔵)の改正案は社会党案に近いが、

「国民主権論」

を原則としたもので、司令部にも影響

このうち憲法研究会(室伏高信、

岩渕達雄、高野岩三郎、

いくつかの試案が出されたが、

一般民間においても、

であっ

なかっ

たが、

天皇の統治権を著しく制限するものであった。共産党案は人民主権、

っぽう、

極東委員会は、

致で日本国憲法案の基本原則

(主権在民、

民主化の勧奨等)を全面的に承認した。

日本の議会における審議方針についての同委員会の決議を採用したこともあり、

過程に関与したい旨を決議したりしたが 在日SCAPの日本の憲法問題の取扱いについ

(昭和二一=一九四六年四月一〇日、

マ

ッ

カーサ

ー司令官は

これを拒否)、 マッカー

最終段階では全会一

て不快感を抱き、

全会一致で新憲法の採択

昭和二二年五月三日施行)、

という経過をたどったことに

法権の独立が強められたこと。

124

なった。 司法権の独立性が高まり、 の身分保障が確立し 違憲審査権を持 たが **5** また行政裁判も普通裁判所で行なわれるこ 国会に裁判官を訴追する 裁判官弾 劾裁判所が設けられること ことになった(行政裁判

(5) 基本的人権が広範に保障され 7 いること。

の民主主義的な自由と権利が具体的文言で保障され 廃止された。 基本的人権の享有と本質等の一般的規定のほ 教育の機会均等も宣言されている。 い 信教・集会・ 「法の下で 表現 の平等」 学問の の原則が確立され貴族制度 生存権等広範な国民

戦争の放棄と戦力の否認が宣言されていること。

以上のほか、 憲法と皇室典範との関係、 憲法改正手続等も民主化された。

のであることを指摘 るが、 とくに「日本国憲法」の第 ここでは、 しておくこととする。 このような条項も新憲法全体の構成の 章において定められた財政条項は、 新憲法の立法精神によって貫かれている それとは著しく異な

すなわち 「日本国憲法」 Ø 度は大きく改編されることになった。占領開始直

これらは応急的な改革というべきものであり、新憲法の制定とともに、 すなわち憲法改正前においても、 これは、 と対比すると、 日本国憲法に とくに財政制度はいわゆる財政条項をもつ憲法とは直接の関係があっただけに当然といえよう。 おける財政条項(第七章「財政」) 次のとおりである。 占領軍当局の指令、 指示等に基づいて非軍事化、 を旧憲法(「大日本帝国憲法」 体系的· 全面的な改革が必然的となったので 民主化の措置がとられたが、 わゆる明治憲法)のそれ(第

日本国憲法(第七章 「財政」)

第八三条 

第八四条 る。 には、 法律又は法律の定める条件によることをるらたに租税を課し、又は現行の租税これを行使しなければならない。 又は現行の租税を変更する 要と

第八五条 ンで、 八六条 内閣は、毎会計手をうさ 会の議決に基くことを必要とする。 ――4を支出し、又は国が債務を負担するに は

に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出第八七条 予見し難い予算の不足に充てるため、国して、その審議を受け議決を経なければならない第八六条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国 ができる。 これを支出すること 国会の説決

内閣は、

**邓八八条 すべて皇室財産は、国承諾を得なければならない。** すべての予備費の支出について に属する。 すべて皇室の費

大日本帝国憲法(第六章

ニ租税ヲ課シ及税率ヲ変更スルハ法律ヲ以テ之

但シ報償ニ属スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ収納金ハ前項 、限ニ在ラス

ルヘキ契約ヲ為スハ帝国議会ノ協賛ヲ経ヘシ国債ヲ起シ及予算ニ定メタルモノヲ除ク外国庫ノ負担トナ

第六三条 現行ノ租税 ハ更ニ法律ヲ 以テ之ヲ改メサル限ハ旧

第六四条 六四条(国家ノ歳出歳入ハ毎年予算ヲ以テ帝国議会ノ協賛ニ依リ之ヲ徴収ス

予算ノ款項ニ超過シ又ハ予算 ニ生シタル支出アルトキ

スヘシ

出シ将来増額ヲ要スル場合ヲ除ク外界六六条 皇室経費ハ現在ノ定額ニ依界六五条 予算ハ前ニ衆議院ニ提出スス後日帝国議会ノ承諾ヲ求ムルヲ要 ル場合ヲ除ク外帝国議会ノ協贊ヲ要セ現在ノ定額ニ依リ毎年国庫ヨリ之ヲ支

しょ

第九一条 第九〇条 に、これを国会これを検査し、 い毎年 会計検査院の 団体の使用 八〇条 国の収入さい 、又はその利用にない慈善、教育な 九条 これを国会に提出しなければならない。を検査し、内閣は、次の年度に、その検査報 予算に計 公金その他の公の財産は、 の収入支出の決算は、 日は、国会及び国民の組織及び権限は、 して国会の議決を経なければならな ては 国民に対 博愛の事業に 維持のため、 なら て報告し 法律でこれを定める に、その検査報告とともすべて毎年会計検査院が な 宗教上の組織若しくは に対し、これを支出と対し、これを支配に属 定期に、

> 第六七条 = テ帝国議会 由リ又ハ法律上政府 テ帝国議会 協賛ヲ 須要ニ 求 厶 政府ハ予メ年限ヲ定メ継続費ト乂ハ削減スルコトヲ得ス粉ニ属スル歳出ハ政府ノ同意ナツケル既定ノ歳出及法律ノ結果 コ ۲

第七〇条 第六九条 テ 外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツ六九条 避クヘカラサル予算ノ ル 項 内外 ŀ ノ場合 丰 - 八勅令ニ依リ ノ情形 公共 (三於テハ次ノ会期ニ於テ帝国議会ニ提出シ其ノ()やニ依リ財産上必要ノ処分ヲ為スコトヲ得()共ノ安全ヲ保持スル為緊急ノ需用アル場合ニ於()共ノ安全ヲ保持スル為緊急ノ需用アル場合ニ於()のカラサル予算ノ不足ヲ補フ為ニ又ハ予算ノ ニ於テ

少くとも

第七一条 承諾ヲ求ム 其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝国議会ニ提出スヘシ国家ノ歳出歳入ノ決算ハ会計検査院之ヲ検査確定キハ政府ハ前年度ノ予算ヲ施行スヘシ帝国議会ニ於テ予算ヲ議定セス又ハ予算成立ニ至 ルヲ要ス

第七二条 シ政府ハ其 ヲ以テ之ヲ定ム

る、 廃除 われた)、 いる、 右の対比でも明らかなように、 ⑥緊急事態におい • 削減できな ②皇室経費は聖域化している、③天皇大権に基づく既定費、 ⑦議会にお V; ては、 ④継続費を認める、 て予算不成 議会の事後承諾を条件として<br />
勅令による財政上の処分ができる<br />
(「財 旧憲法では、 立の場合、 ⑤官業等の料金等の手数料・収納金につ 前年度予算を施行できる、 ①「財政」条項は、 「会計」という一般行政事務的な位置づけに なっ 義務費は政府の同意がなければ議会といえども う規定に いての議会議決権が制限されてい なっ た。 双政上の緊急処分」とい まさに、 天皇主権

財政」ではないとも評されたゆえんである。 「協賛機関」に過ぎない 「大日本帝国憲法」 にふさわし い条項が連続し、 「天皇の財政」であって「国民の

は廃絶され、 らの非民主的条項は、 財政は「天皇の財政」から「国民の財政」へと転換したの 国民主権で、 国会が国権の最高機関、 国の唯一の立法機関 である。 で ある 「日本国憲法」 にお UN

構成が旧憲法に比べて根本的に変わったので、財政制度は前述以外の点でも大きく変わっ 会計検査院法、 (旧)憲法-新憲法には、 (旧)会計法―(旧)会計規則から、(新)憲法-国有财産法、 前掲以外にも財政に直接、 物品会計法も右に伴って改正された。 間接関係のある条項があるが、 财政法<del>-</del> -(新)会計法 ―予算決算及び会計令 また既述の ように、 た。 財政関係の法体系も、 となったのであるが、 ※法全般の立法精神と

おける地方自治の確立(第八章)と、 ところで、 のであった。 また「地方財政法」(昭和二三年七月九日公布・施行) が制定されたことも特記すべきことである。これは新憲法に 「財政法」(昭和二二年三月三一日公布、 これに伴う 「地方自治法」(昭和二二年四月一七日公布、 同四月一日施行)がとくに新たに制定されたことはきわめて重要であ 同五月 三日施行)に対応する

万財政については第一六巻にお れも立ち入らないことにする。 財政制度につ ては、 これまた占領下において大きく改編された財政機関とともに、 いてこれらは詳述されて しょ るので、 それらの制定過程と内容につ 本财政 **文第四巻において、地** いてはここではいず

ここで二つのことを指摘して おくこととしたい。

その第 ーは、 事変」以来の、 財政法に、 第四条(歳出財源の制限)、 国主義下 の財政の推移の教訓に基づ 第五条(公债発行 くも 入金借 Ø である 入の制限) が が設け とくに GHQの介入によるの られたことである。 第3節

大蔵省の解体、 改称は行なわれず、 主計局機能の大蔵省からの分離も行なわ れなかったことであ

本財政史第七、 つぎに、 の大幅な改編も、 八巻で詳述されて 占領期、 いるが、 ここでも若干の点を指摘しておくことにする というより日本財政史上画期的 な改革であっ の税制改革については

この新税制を勧告したアメリカの 税制調査使節団の 団長カー 財務省顧問) の名をとって「シ ャウプ税制」 と呼ばれ今日にいたっ ル てい ウプ教授 メリカの経済学者、

れらは応急的なも いたのである ャウプ使節団来日前にお ので、 基本的には いても、イン 日中戦争後期以降戦時中施行されてきた「昭和 フレー ショ ンの高進に対応するかたちの税制の手直 一五年税制」 しが行なわれたが、 がそのまま継承され ۲

日来日し、日本側の三名の経済学者顧問に協力を求めて三ヵ月にわたり シャウプ使節団(シャウプ または「シャ マッカーサ ウプ勧告」)。 司令官に提出、 博士をふくめて六名のア 九月一六日同司令官は吉田茂総理大臣に示し、 メリ カの学者と一名の実務家で構 地方税等 成 されて をふくむ調査を行ない、 その内容も公開された(「シャウプ報 いた)は、 昭和二四年五月一〇 同年八月二

ながら、 期であったが、 ャウプ使節団が来日したときは、 シャウプ勧告は、 必ずしも当初からド それに時間的に先行したド 本経済の ッジ・ラインとシ あたかも後述するド を図ると ャウプ税制が結びついたも ッ ジ・ライン う路線に立っ ッジ・ライ を念頭に置き、 て ン に基づく財政・ たのである。 のでは その 提示 金融政 策が展開されていた時 **にようである。しかし** に財政政策に沿ってイ

定すべきである、 間接税は最小限に整理し直接税中心の新租税体系を確立するという税制の大改革と、 る必要がある、個人所得税が高率である、 体案の上に立っているといえよう。 の方式が必要である、 ウプ とする国税体系、 二重 = 重複課税は 以上の背景に 右の という考え方があっ 不動産税(地租・家屋税を再編する)、 ほか、 日本の税制 は、 避けるべきである、税制面 地方自治の強化の必要性、 地方財政が貧弱である、という認識に立っ たとい は、 運用の面をもふくめて公平にする必要がある、 っ て ょ か 住民税を中心とした地方税体系を整備し、いっぽうでは 短絡 から (当時の) 法人課税は廃止が 的 にその 意義を規定しえない相当複雑な論理と具 日本の資本蓄積を促進するためには独自 理想的で個人レベルでの課税に限 税務行政· て、 個人・法人に対する所得税 税制の運用を適正にす 徴税制度の近代化を

ではなか ヤ つ プ勧告は、昭和二四年度にお たが大きく取り入れられた(昭和二五年四月関係税法改正が第七国会で成立)。 臨時国会に持 ち越された (昭和二五年七月第八臨時国会で成立)。 いても若干取り入れられたが、 昭和二五年の税制改正はシャウプ勧告が完全に かし なが 5 地方税の改正は、

り日本の経済事情の激変するなかで影響力がらすれ 「最終的に崩壊した」とさえされている。(?) 完全に履行されなかっ たが、 昭和二五年後半からは、 は じ 昭 和二八年度 の税制 の の 大幅改正によってシャウプ勧告 「特需ブー ム」の到来に

した カゝ 「青色申告」 ウプ も定着したように、 ウプの名はドッ 相当へ つ ジの名と共に、 カゝ シ ャウプ税制はその考え方とともに後年まで日本の みえる現行税 日本財 政史上消 シ えることが ウ プ 勧告の な 理と骨格が相当程度残されてい 税制に絶大な影響を及 ょた「シャウプ税制」

129

## 論述にゆずることとする ・プ税制」 の詳細に つ (租税制度は石弘光教授、 税務行政に つ ては、 植松守雄氏執筆)

### 金融 の

わった。 これは要約すると、 すでに述べたとおりであるが、 され GHQのその後における措置をふくめて、 方針」「初期 の基本指令」 その他の指令等が 日本の金融制度も相当大きく変 金融関係にも触れてい

- 戦時金融制度の廃止
- 日本銀行制度の改革
- 特殊銀行制度の廃止
- 新金融機関の設

ということになろう。

事化」の一環をなすものであった。 度、資金統制制度、 臨時資金調整法は戦後も存続し、 山は金融機関と資金体制の 命令融資制度、全国金融統制会等の廃止がそれであるが、 G H Qの指示による 戦時中設けられた、戦時金融金庫その他の戦時金融機関、軍需融資金 融 機 関 制 「平時」への GHQの指令によって昭和二三年四月に 「政策委員会」 「復帰」という意味をもつものであるが の導入である。 「日中戦争統制三法」の一つとされて 本銀行の国家機関的性格を修正し、 いたってようや 占領軍からみれば「非軍 く廃止された。

ノ適切ナル発揮ヲ図ル為国家ノ政策ニ即シ……」、第二条の「日本銀行ハ専ラ国家目的ノ達成 ベシ」という規定には手が触れられず、そのまま存続したことは注目されてよい。 を保障しようとしたものであるが、 戦時中に制定された「日本銀行法」第一条の 1本銀行ハ国家経済総 ヲ使命トシテ運 営 セ

特殊銀行のうち、與銀、 (現日本債券信用銀行)のいわゆる長期信用三銀行と正金の後身である東京銀行にはその後金融債の発行が認められた。 4としては、 は日本與業銀行、日本勧業銀行、横浜正金銀行、北海道拓殖銀行等の国内のいわゆる半官半民の特殊銀行の民営 への性格変更と、台湾銀行、 長期信用銀行制度、 一方では復興金融金庫、のちには、日本開発銀行、日本輸出入銀行、各種公庫等その他の政府金融機 勧銀の事実上の後身の一つである日本長期信用銀行、 相互銀行制度の創設(在来の無尽会社 朝鮮銀行その他の植民地・占領地の半官半民金融機関の閉鎖である。しかし旧国内 は原則としてこれに改組)、 朝鮮銀行の系譜をひく日本不動産銀行 信用金庫法の創設、農

と特権の排除、民主化という路線による改革であるが、 以上のほか、 預金部資金の資金運用部資金への改組その他の 必ずしもド 再編成も行なわれ ラ ス テ 1 ツ ク たが、 とは えない。 しては過度の国家統制 詳論は本財政

一三巻等にゆずることとする。

「日本国憲法」の制定と新憲法体制

林中央金庫・商工組合中央金庫等の整備等がある。

金融制度の改革と並んで注目を要するのは、 ためのものでもあった。 の証券取引所に そのための機構と制度の改革、 が制定さ 改組された。 たのである。 また株式取引所は戦前の株式会社形態、 これ らの 政策の展開があったが、 証券制度 題を含めて の 改革である。 GHQの これはまた戦後の特 指示に 戦時中の特殊法人日本証券取引所に代わって この場 よっ 「証券取引法」(昭和二三年四 殊な段階における資本蓄積 」がキャッチ・フレ

131

第3節

れぞれ前記の各巻において詳述されている。 以上のほか、占領期における財政・金融に関する改革は各部面 広範に行なわれたが、 それらはそ

- 本財政史第三巻、二一七一二二一ページ参照。
- 2 1 規定されていたためであったが、当時すでにこの措置には批判が生じた。憲法改正問題調査のため近衛・佐々木を宮中の内大臣府御用掛に任命した の改正は勅命によると規
- 3 本財政史第三巻、二二二一二二六ペーシ、 清水睦「憲法『改正』と議会制度改革」(東京大学社会科学研究所前掲書、 岩波書店版『近代日本総合年表』その他による。 3 「政治過程」 」第三章)、末川博編『資料・また憲法制定過程について
- $\frac{1}{4}$ 第四章)によるところ大である。 以下をふくめて財政制度の改革については、 髙橋誠「財 政制度改革」(東京大学社会科学研究所前 掲書、 7「経済改 革」
- 5 河野一之口述「財政制度の改正」 (東京大学占領体制研究会資料) による。
- 6 らなかったようである (前掲河野口述等による)。 主計局機能を大蔵省から分離し、 アメリカ方式による「予算庁」の設置も非公式には話題に たが、 正式な問題とはな
- によるところ大である。 ては、 林健久「シャウプ勧告と税制改革」(東京大学社会科学研究所前掲書、 「経済改革」第五章)

.

戦後日本財政はスタートを切らなければならなかっただけに、 は必至とされていたうえに、連合国の占領と管理にも対応しなければならないという、まさに異常な状況のもとで、 争終結といっても、それはまぎれもなく敗戦であり、 全国民の前でクローズ・アップされるにいたったのである。 しかし、「ポツダム宣言受諾」 というかたちをとった戦 をめぐる連合国との接触を中心に、その活動が俄かに高まった。大蔵省内でも、戦争末期には戦争終結に備えての研 外務省とともにふたたびきわめて大きな役割を演ずることとなった。外務省は、ポッダム宣言の発表される直前 行なわれてはいたが、 まだ一般国民には知らされない状態のもとではあったが、「和平」の問題、とくにポッダム宣言の諾否 戦争終結が現実となってからは、大蔵省の存在とその姿勢、政策が、 とくに太平洋戦争期においては、どちらかといえば比較的地味な存在であった大蔵省 しかも日本経済は荒廃の極に達し、財政も危機に直面すること 財政当局の果すべき使命は重く、 経済界のみならず、 かつきびしいもので

この間の状況につ ているが 「未曽有の難局であるから、 と同時に成立した東久邇宮内閣に大蔵大臣として入閣した故津島寿一も、 て 当時の大蔵省在任者、 微力到底その任では とくに幹部 な であった人たちが感慨をもって回顧し、その記録も残 ったんは辞退した経緯を述べたのち、 東久邇宮から就任要請

第 4 章

コトトシ、 れらには当時の一種緊迫した雰囲気と状況が生々しく反映されている。 長官、 事ニ没入シテ体当リ戦法ヲ採ルベク闘志ヲ新ニス」としるしているが、 ルモノヲモ別紙ニ掲記スルコト)右ハ火曜日(十八日)閣議ニ持参ス……」と、これまた毛筆で大書されている。こ 大蔵大臣等歴任)も就任の日の省議メモの欄外に、 九月一四日付のこのメモには、 敗戦半月後の九月一日、津島大臣の下で文書課長に就任した愛知揆一 例外トシテ残ス必要アルモノ(改正ヲ加ヘテ残スモノヲ含ム)ハ何ナリヤ具体的ニ明示スルコト(廃止ス 「大日本帝国政府」 対内政策等敗戦直後の大蔵省があわただしく処理しなければならなかった事項が連綿としてしるされて の名入ながら粗末なザラ紙に鉛筆でしるされたその後の愛知課長のメモは、 大臣から次官への指示として「戦時ノ統制法規(大蔵省関係)ハ之ヲ全廃スル とくに毛筆で「文書課長拝命……此ノ際全ク私事ヲ顧ミズ公 当時の省内の緊張感をリアルに伝えるメモと (のち銀行局長、 大蔵政務次官、 さらに対 内閣官房

意見の一つとして愛知文書に 綴じられている 大平正芳主計局事務官(のちの大蔵大臣、 閣議了解」となった「財政再建計画大綱要目」が作成されたのであるが、 このような状況のなかにあって、大蔵省内では、 ちに政治家となった当時の青年事務官の考え方の一例として興味深いものがある。 戦後日本の財政再建に関する構想が討議され、同年一 一 月 五 日 省内検討に当たって諸官から提出された 総理大臣) のメモを掲げておこ

- 国民経済の縮小再生産の加速度的進行
- 経済基盤(特に生産力、 輸送力) の縮小と疲労

- 戦時資本主義の蓄積涸渇
- 連合国の対日支援を早急に期待し得ないこと
- 以上各原子の同時的進行による経済秩序崩壊の加速度化
- インフレ
- 縮小再生産の加速度化必至
- 賠償その他対外債務の重圧
- 対内的戦後施策の累増

び

- 以上各原子の同時的進行による先行不安の
- 般的危機への転化の危険性濃厚

I 35

ン フ 必至と一般的危機への転化の実勢把握

- 崩壊した国家権力と国家信用の冷厳なる評価替

既成の政策理念の拋棄

136

- 「上からの統制」に代ふるに「国家自体の商人化」
- 固定した低物価政策の勇敢なる抛棄
- 国家による信用造出可能性の断念
- 重点を歳出より歳入に移行せしめること
- 租税の原始的復元……直接税より間接税への重点移行
- 砂糖、食糧品等の輸入専売の急速実施
- 価格差補給制を廃止し米麦等に対し逆に軽度の価格差益の徴収
- (困窮者については別途リリー フの方法を講ずる)
- 公債公募主義の貫徹
- 歳出を歳入限度に喰ひとめる
- 進駐軍費の進駐軍移管断行
- 地方財政の自治性促進、 税源の地方復元
- 国家資本の闇市場操作の大規模なる推進

- 組合の経営参加の推進……企業体制の民主化促進
- 組合員の持株勧奨
- 企業の国家管理権の獲得と労働予備軍の編成及動員秩序の建立

## 物価及配給政策

- 主食、肥料及石炭についてのみ物価の公定(但し現行公債の大幅引上)と強力なる配給管理を 断行す
- 崩壊に瀕した国家権力を分の面に結集し他は自由の流通に放任すること

### 三 注意事項

- (-)政策の円滑なる推進を担保する意図を闡明すること 司令部に対する折衝は国民経済、国家権力、 経済秩序の現実を率直に訴へ財政再建によるイ レの昻進速度緩和と占領
- 先づ新聞により興論を喚起し吉田内閣の命運を賭けた国策に化体せしめること
- 新しい国家再建の哲学(貧血した概念哲学ではなく生々しい生活哲学)の創造とその巧妙なる宣 い感覚でつくり上げること 伝方途を新しい囚はれな

あわただしい雰囲気の回想を後年筆者との対談で語っている。(5) が成立したが、 づくなかで、 東久邇宮内閣は、既述のようなGHQの内務大臣等の罷免命令のため短命で倒れ、昭和二〇年一〇月九日幣原内閣 大蔵大臣に就任し、とくに燃えさかりつつあったインフレーション、戦時補償の問題に直面したときの(4) この内閣で大蔵大臣に就任した子爵渋沢敬三(渋沢財閥の当主、 日本銀行総裁から入 図)も、まだ混乱のつ

省当局の現実を直視した姿勢ときびし り 敗戦直後、 いての認識につ ンを思い起こして、 とくにインフレーションが爆発し、 いては批判もない 敗戦即破局的インフ い見とおしが感じられる。 ったが、 高進しつつあったころ、 ーションを予想した学者の間には、 関係諸文書等をみると、 第一次大戦直後のド 財政再建の見とおしについての大蔵 当時、 政府のインフレーション イツの破局的インフレ

 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 

に伴う諸措置と占領軍進駐の受け入れをふくむ)、 日本の財政は幾多の重要な問題と取り組まなければなら 関係者の回顧、 の処理、 ⑤インフレーションへの対応とその収束、 メモ等によっ て敗戦直後の大蔵省の雰囲気につい ②財政の非軍事化、 なか の五点に集約しえよう。 ③財政・租税・ った。 これらは、 て述べたが、 金融制度の民主化・改革、④戦時補 ①敗戦直後の応急的措置(戦争終結 敗戦直後から占領期を通じ

政史において当該問題について論述している巻を記し、 このうち、 「民主化改革」 の問題については、 すでに概観したが、 詳細はすべてそれらの記述にゆずることとする。 その他の問題につい ては、 問題の所在と、本財

- 戦時補償の打切り(第一一巻「政府債務」)と企業の再建整備 (第一三巻「企業財務」)
- 他戦時債務の処理(第一一巻「政府偾務」)
- インフレ シ 3 ンの高進とその収束過程、 とくに金融緊急措置令とド ツ ジ ン (第五巻「歳計(1)」、第一二巻
- 生産再開 (傾斜生産方式等) (第一二巻 「金融政策」)、 経済復興と財政問題 (第五巻 「歳計(1) 第六巻「歳計2」
- (5) 終戦処理 (第一巻「賠償・終戦処理」)
- 賠償問題 (第一巻「賠償・終戦処理」)
- (予算・ 決算) (第五巻 第六巻「歳計
- 財政再建計画 (第五巻「歳計11)
- (第三巻 カ の 占領政策 第 三巻

- 国際金融 貿易に関する問題(第一五巻「国際金融・ 貿易し
- 物価・給与問題(第一〇巻「物価・給与」)

なお、 既述の問題を詳述して いるのは左記のとおりである。

- 財政機関の改革(第四巻「財政制度」「財政機関」)
- (第一六卷「地方財政」)
- 金融制度改革 (第一三巻「金融制度」)
- (第一四卷「証券」)

国有財産・造幣・印刷局関係・ 建設・医療・社会保障等に関する財政問題等は なお、 さらに既述のほか、 政治・行政・地方自治・経済・労働・ 租税については第七巻、 専売については第九巻、 つい ては第一三巻でそれぞれ取り上げて論述し 第八巻、 社会・ 「歳計」または「地方財政」の巻に分けて論じられている。 教育・司法・警察等の諸改革、 各資金・基金、物価・給与に 関税については第六巻、 政府関係機関については第一三巻、 また産業 つい は第一〇巻、 交通・港湾・通信・ 保険·証券

び

本巻の巻末に

は、

全巻の総目次を掲げているので、

これをも参照された

ここで前記の諸問題に関連して、 二点につ V て触れておくこととする。

結

139

その第一は、 の機会に論じられ、 ドッジ・ライン(8) 本財政史でも第五巻 の問題である。 この問題は、 「歳計(1)」、 第一二巻 戦後占領期における最大の財政問題の一つですでに非常 「金融政策」で詳し く述べ ているが、ここで若

ン

年にい 一六日第三次吉田内閣成立)大蔵大臣となった。池田勇人(のちの総理大臣)は、 反共派と日本の在野進歩派経済学者が「一挙安定論」、 には強い 節団」の団長として来日したヤングとともに、 からいえば、 たっ ッジ そしてア ここにはア ベラルな学者が中心であっ は、 究所前掲書におい ・ライ てもかつ ユ て 「一挙安定論者」がいた。 経済理論でも、 に経済安定本部(安本)のブ 日本の安本ブ 「中間安定」か「一挙安定」かということを争点とした問題であった。 ンを積極的に推進したのである。したがって、 カ内部における対日政策全般をめぐる論争とのからみ、といった複雑な問題があった。これは別 リカ本国と在日占領軍 (GHQ) にまたがる論争、 てのGHQのニュ り て、新し たちは「中間安定論」 政治的にも保守的な銀行家であったが、ドッジ来日の直前 よる特需ブ ン た)も「中間安定論」であり、 トラ ーデ い資料と解釈 そしてたまたま、ドッジ・ライ レーン・トラストともいうべき経済学者(マ 1 トの学者が ラー であり、 なか 日本経済については一挙安定論者であった。 に基づいて論述されているので、 は、 つ 「中間安定論」 たなら われわれのヒヤリン 在日アメリカ占領軍内の いま挙げた本財政史第五巻、 マッ 在野の学者(どちらかといえばマ 力 いささか図式的には過ぎるが 見解の کے ン提示の直前の更迭によ ー司令官もこれを支持していた。また、 現職大臣としての立場もあったであろう う複雑な地図もえがきえたのである。後 グに際い また日本国内における論争とのか = ここでは立ち入ったことを避け ューディ て、 ルクス経済学系、近代経済学系を 第一二巻ならびに、東京大学 「円レート政策に関する特 なわ ン ーラーとマッカーサー \$ ため破滅したであろ いって(昭和二四年二月 アメリカ本国の保守 ルクス経済学系の)の ジとドッジ・ライン いっぽう在日GHQ ドッジ・ラインの

とまで極言 たの である。 経済史、 して この意味では、 しょ 政治史の 研究に ŀ. とっ ッジ カ • ラ ク きわ イ 「一挙安定論者」は次に述べる対日政策転換論 ンは財政金融史上の重要問題であるばか めて重要な問題で、 さらに りでなく、財政・経済政策 者ともオーバーラップ に値しよう。

わゆる「占領政策の転換」の問題である。

示されて なると「大衆示威の行きすぎ」 基づ 相当にきびし (昭和二三年五月) 最終報告」(昭和二一年一一月発表)、 く公務員の た「ジョ の占領政策は、 ンス いものであったが、 独占禁止、 団体交渉権・ その後「二・ を契機とする集排措置の大幅緩和が行なわれた。 たとえば、 その初期には、 ン 過度経済力集中排除にしても、 書簡(昭和二五年七月一八日)と、  $\nu$ 罷業権を禁止する政令公布:(「政令二〇一号」、 の警告が行なわれ(同年五月一九日の「食糧メ 労働問題についても、 パ ゼネスト」に対する禁止命令 (昭和二二年一月三一日)、 「カウフマン報告」(昭和二二年九月)を経て、 報告」 日本の非軍事 軍需のみに限定した「第二次ストライク (同年五 当初は労働運動の解放・育成が図られたが、昭和二一年五 民主化に集中され、 「エド へと変わって 次第に労働運動の激化を抑える方向を濃くしていっ ワ ーズ使節団」報告(昭和 さらに、 つ 賠償につ 賠償問題でも デ 「五人委員会」(委員長キャンベル) 一」に対し、 てもきびしい取立て方針 マッカーサー司令官の 和二三年二月発表)、大 9最もきびしかった 二一年三月)に沿う段 一日)、いわゆるレッ 同月二〇日マッカーサ

Ŋ,

141

第4章

143

結

五年七月八日に ジアにおける新しい全体主義(共産主義)に対する防壁となりうる」という演説を行な また公職追放の解除等も行なわれるようになった。 はマッカーサー司令官は、 日本政府に対し警察予備隊設置というかたちでの再武装を命令したのであ V 巩户 争勃発直後の昭和二

らかである。 カの反ソ・反共政策の一環として、日本に新たな役割を期待するアメリカの対日政策が大きな転換を示したことは明 四六=昭和二一年三月、 強硬論者であったケナン国務省政策企画部長であったといわれる。 これらには、 そして、 当初、 アメリカ本国においてこれらの政策をリードしたのは保守的なドレ 逆コ チャー ース」というより、 チル ・イギリス首相が有名な「鉄のカーテン演説」を行なった)状態の進 日本経済の自主化を図る、 とい った目的のも パー もあったが、冷戦(1 -陸軍次官、とくに対 展のなか で のアメリ

態は必ずしも直線的にのみ展開したのではなく、 5 「占領政策の転換」につい ては、 ۴ 分析も直線的短絡的なも ッ占領の場合とも比較 ののみであ さらに検討 つ てはならないのである。 を要する問題も多い。

### 五

の歴史的意義、そして日本の政治・経済・社会・文化の構造における、 回帰してくる。 別の側面からみれば、 わ れは、 そこでは、 冒 頭に とくに、 「占領期の遺産」をどう評価すべきかの問題である。 おいて述べた占領期における非軍事化・民主化のための諸 非軍事化をもふくめた「戦後改革」と、 戦前との継続と断絶の問題が基本的課題とな 占領下にお 改革をど て展開した諸事態の経過 こう総括するかの問題

使われる そこ には、 占領期の問題の現代にまで及ぼしている影響のほかに、 と という問題もあろうが、 これらは実務家と研究者を連ねる相互協力による、 「改革」につ ては、 的表現としてしばしば より深く掘

り いての分析と日独占領の比較史的研究もさらに深められていくことが必要であろう。 (本国および日本占領軍とくに総司令部) についての分析、 よっ てさらに明らかになっ くものと思われる。 そして連合国、 またこ とくにアメリ の際、 近年非常 カ の日本占領の性格と意義に に進められてきたアメリカ

分等に 終りに、 お この小論が、 て万全でなく、 占領期財政史の概観としては、 前提的条件の叙述に偏った結果になったことについて寛恕を乞うも これを広く政治・経済史的に述べようと のである。 したため、 紙数の配

- 1 津島寿一口述「終戦後の財政金融問題」(其の一)(大蔵省 「戦後財政史口述资料」第一分冊)。
- 2 大蔵省資料2五二六一 \_\_\_ 一 四 。
- 3 大蔵省資料乙五二六 <u>-</u>;
- $\widehat{\underline{4}}$ 大蔵大臣は戦時債務打切 渋沢の大蔵大臣就任直後の 『大内兵衛著作 集』第六巻に収められ りのため蛮勇を振え」という有名なラジオ放送を通じて新大臣に呼 一〇月 一七 Ħ て いる)。 彼と親 しくか つ恩師に当たる財政学者大内兵衛 び (東京帝国大学教授)は「渋沢 かけ た(大内教授のこの放送
- 5 ジに収められている。 この対談(昭和三八年一 一二日NH  $\mathbf{K}$ テレ ジ 3 ン 「日本回顧録」) の速記は 『渋沢敬三景仰録』、 四一五一四三九八
- 6 本財政史第五巻「歳計①」、二三―三二、 リジ。

び

7 た。 有沢広巳が Ļ 生産指数 すでに述べたような戦争経済の崩壊以来、 その これ これ の収束 によっ ためには、 (基準は昭和一〇 縮小再生産がつづくなかで、 つ 「生産の再 て増産された鋼材を石炭産業に集中 て展開されたのが「傾斜生産方式」で、 「生産 「唯一の基礎的素材たる石炭の生産に向ってすべての経済政策を集中せしめる」 開」が緊急必須の条件となった。このような段階にお · | 二年平均) ح つ て はきわ は二八 「文明から野蛮へ」後退しないためには、 とくに敗戦とともに日本の工鉱業生産は衰退の極に違 めて科学的、 ・五と落ち込み、 して石炭の増産を図り、 とくにア 効果的であっ 日本経済の リカから輸入を認められ たと同 これを起動力として全 「復興」「再建」のためには、 い て経済安定本部顧問であった東京大学教授 資金調達と 争をしな を製鉄部門に 傾 斜 配 分 これに伴う財政的問題で し、昭和二〇年の工鉱業 生産の再開を 実 現 した 「傾斜の理論」を提言し ければならない」と インフレーシ

208.8

1.7

243.4

戦後の生産・物価等の推移

1948

127.9

**2.** 9

149.6

1950

246.8

1.2

239.1

1951

342.5

1.1

309.5

8 東政策と複雑に影響し合っ つ いては、 さきにも触れ ·述べら れて い るが、一応ここでもその 本財政史でも第五

年六月提出)を基礎 とし てアメリカ政府は を団長とする使節団 (昭和二三) これを極東委員会の中間指令の形 「自立」問題を取り上げるに 年五月、 7 連邦準備制度理事 式をも 会調査統 いく たっ 「日本経済安定九原則」を 作成 マ 計局次長ラルフ・ヤングアメリカ政府は、一九四 に派遣し、その勧告(同 カーサー司令官に通達

- 経費の節減と総合均衡予算を実現させるこ
- 徴税計画を促進強化すること

(注7, 8関係)

生産財の公定物価に対 するヤミ価格の倍率<sup>(2)</sup>

東京小売物価指数(3)

農林水産業生産指数(4)

輸出の増加を図ること

鉱業の増産を図ること

ので、

最後に「単

一為替レ

早期に設定されるべきこ

すること

外国為替統制を強化する

するこ

賃金を安定させること

信用膨張を抑制すること

こ

「九条件」はマ

サ

司令官から吉田総理大臣

に

対し、

昭和二三年一二月

付言され

7

る。

占領軍軍政部財政部長、

全米銀行

家協会長を歴任、

健全財政主義者、

反共主義者とし

で

あった)を公使の資格で

リカ政府は、

さらに「九条件」実施のため、デ

口

1

銀行頭取ジ

セフ

• ド

ッ

ジ

(ミシガ

ン州の金融界出身で、ド

日付書簡

の形式で伝達された。

1946

16.3

7.2

18.9

出所:(1),(2),(3)日本銀行,(4)農林省,(5)通産省, 本経済一成長と循環』(筑摩版経済学全集13) により作成.

78.2 80.1 92.1 93.2 100.4 106.0(1933~35 平均=100) 30.5 37.8 **49.** 2 63.5 77.1 105.1

産業総合生産指数<sup>(5)</sup> (1934~36平均=100)

1947

48.2

5.3

51.0

SCAPの財政顧問に任命した。

関する諸方策を池田勇人大蔵大臣を通じて勧告(実質的に といわれるも 随員を従えて、 のであるが、 その骨子は、 九 (昭和 四 には指示) し て た。 これ経 か 済 い事情 わゆる を調 ッし、 ジ ライン (ドッ ジ・プラついで日本経済の安定に

- の原則を貫き、 補給金等は整理して税 の確保をは はできる限り償還するこ
- ル三六〇円の単一為替 レ を設定し、 貿易の発展をは か
- 替需要調節の基金とする 援助物資の売払代金を積 み て、 そ の基金を、 従来の イ ン フ 補給金に代えて重要産 菜向けの資金ないし外国

### であっ た。

不安を象徴する事件が によって大量の公務員も整理された。 ためには中 ら昭和二五年にかけて日本経済 つぎ、 小企業の一部が倒産し つ つぎ、 (昭和二四年三月三 は不況の深淵に沈ん た労働 てもやむをえない の間 反体制側の官 「下山事件」(同年七月)、 」と語っ だ。 池田大蔵大臣が 人員整理に対する反発も強まっ て物識をかもしたこともあったが、 三鷹事件(同)、 同二五年三月一日の記者会 二六万八〇 「松川事件 て 民 月 」(同八月)という 社会 ○○名を整理するもの) 見で、「日本経済安 定 の **革命説」がささやかれる** 間企業の倒産、人員整理

- 9 この点につ らな いて、 ッジ かっ G H Q ま一つは、 たのは は指一 フ の 本助かすことなく、 ッジ 後初の強力でド 工 式経済学を個 経済科学局顧問を歴任したT・ 自分の意思を実行させる 人的に信奉 ジ同様保守的な単独政権が成 三一四ペ する勤勉で大胆 理想的 な人物 な道具・ 立し はド たことによる (池田勇 ジ 立 の構 て を手 人を 想が に 指す 入れることが で き た の 「恩恵に浴した」から 予想されたような「悲惨 -引用者) が蔵相
- $\widehat{11}$   $\widehat{10}$ 日本とド ツの場合の政治的比較につ ては、 さし当た り手塚前 文を参照。

結

145

び

本財政史第三卷、 [GHQ] 等に貴重な叙述がみられる。 また コ 工 ン 前掲書における記述も興

.

は、初めから紛れもなく非論理的だった」と断じている(コーエン前掲書、下巻、二六ページ)。 なお、コーエンは、アメリカの対日占領について「国家内で最も民主的でない組織の陸軍が民主化を行なうという考え方味深い。